

令和6年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・
提供事業 (2) ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける外資系企業の 活動規制に関する調査

2025年3月

一般社団法人 ROTOBO

ロシア NIS 経済研究所

序 文

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻から3年が経過した。侵攻に前後して開始した西側有志諸国の対ロ制裁とそれに対抗するためのロシアによる諸措置は、ロシアにおいて活動していた外資系企業にとってのビジネス環境を一変させた。

本報告書では、ウクライナ侵攻後の3年間にわたる制裁下でのロシア経済の直近の動向やビジネス環境の変化を分析し、対ロ経済制裁やロシアによる制裁対抗措置が外資系企業の活動のどのように影響を与えたか、またこうした厳しい状況において外資系企業がどのように対処、対応すべきかを考察したものである。

本報告書は3部構成となっており、第1部ではロシア経済と外資系企業を取り巻く事業環境を概観し、第2部では制裁および制裁対抗措置が次々と繰り出される中での外資系企業による対処方法を検討する。また、第3部では、付属資料として外資系企業に関わる知的財産権に関わる大統領の日本語訳を参考のため掲載している。

本報告書は、令和6年度ロシア地域貿易投資促進事業「ロシア経済法運用・市場慣行実態調査」の一環として、経済産業省の助成を得て刊行された。本事業の実施にあたり、多大なご協力を賜った経済産業省、調査の過程で貴重なご助言をいただいた専門家、企業関係者、当会会員、関係各位に改めて御礼申し上げたい。

なお、本報告書では、ロシアの連邦法や大統領令、政府決定などの各種文書に関する言及がある。これら文書については、ほぼすべて日本語の仮訳があり、ロシア語の原文を含めて以下のサイトから閲覧できるので、必要に応じご参照いただきたい。

【ロシア進出企業情報提供ポータル】

ウクライナ情勢に関連したロシア政府による各種対応措置

- ・大統領令・政府決定等：時系列→ <https://www.jp-ru.org/laws/>
- ・連邦法：時系列→ https://www.jp-ru.org/federal_laws/
- ・連邦法・大統領令・政府決定のデータベース→ https://www.jp-ru.org/db/form_law/

2025年3月

一般社団法人ROTOBO
会 長 飯島 彰己

目次

第1部 ロシア経済と外国企業を取り巻く事業環境

I. 2024年のロシア経済と2025年の展望.....	3
1. 2024年のロシア経済と好調の要因.....	3
2. 「脱欧入亜」の加速と「制裁外経済空間」の拡大.....	6
3. それでも「脆弱性」をめぐえないロシア経済.....	8
II. ロシアにおける外資系企業の国別・地域別活動状況.....	13
1. イェール大学データの特徴と留意点.....	13
2. 撤退の動きが著しく鈍化.....	14
3. 外資系企業の国・地域別の状況.....	16
III. 対ロシア制裁の実績と将来の展望.....	18
1. 対ロシア制裁の目的.....	18
2. 制裁の失敗要因.....	19
3. ロシア経済とビジネスエリート.....	23
4. ロシア経済の適応力.....	23
IV. 日本の対ロ輸出と制裁の影響.....	27
1. 日本の対ロ輸出の動向.....	27
2. 日本政府による対ロ輸出禁止措置.....	28
3. 対ロ輸出に占める制裁対象品の割合.....	29
4. 対ロ輸出が続いている品目.....	31
5. 対ロ輸出が伸びている品目.....	33

第2部 制裁および対抗措置への外国企業の対処法

V. ロシアにおける知的財産権を巡る規制の動き	39
1. 商標権の取消訴訟を巡るリスク	39
2. 商標権を巡る司法の立場	41
3. 並行輸入の合法化に関わるリスク	41
4. ロシア当局の制裁対抗措置に関連したリスク	42
5. 商標権管理にあたっての留意事項	45
VI. 制裁導入後のロシアにおける商事紛争	46
1. ロシア側との紛争にみる最近のトレンドと対策	46
2. ロシアにおける外国企業の勝訴事例と撤退規則の変更	54
VII. 対ロ制裁とロシアの対抗措置への外国企業の対処法	57
1. 制裁下ロシアにおけるビジネスの現状と外国企業の選択肢	57
2. 米国の対ロ制裁とロシアの対抗措置への日本企業の対処方法	58
3. ロシアにおける外国企業の撤退・残留に関する規制と留意事項	60
VIII. ロシアの反制裁措置と外国企業のリブランディング	63
1. 制裁対抗措置に見る規制および実務における新動向	63
2. ロシア市場における外国企業のリブランディング	67

第3部 付属資料

IX. 「非友好国」企業の知的財産権に関わる大統領令	75
1. 2022年5月27日付ロシア大統領令第322号	75
2. 2024年5月20日付ロシア大統領令第430号	78

第1部 ロシア経済と外国企業を取り巻く事業環境

Ⅰ. 2024年のロシア経済と2025年の展望

はじめに

ロシア・ウクライナ戦争勃発後、西側有志諸国による大規模な対ロ制裁が発動され、ロシアの経済成長率(GDP増減率)は2022年こそ1.4%のマイナスになったものの、2023年には4.1%のプラスを記録した。2024年を通じたロシアの経済成長率は、2023年と同じ4.1%となり、好調さを維持している。以下では、2024年のロシア経済を概観するとともに、その成長を支えている要因を考察するとともに、それでもなお見え隠れするロシア経済の「脆弱性」を指摘し、2025年を展望することとしたい。

1. 2024年のロシア経済と好調の要因

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻開始から、まもなく3年を迎えようとしている。ウクライナ侵攻と同時に西側有志諸国による大規模な経済制裁が発動され、当初、ロシア経済は大きなダメージを蒙ると予想されていた。例えば、2022年5月時点でロシア経済発展省は同年のロシアのGDP増減率を7.8%減、ロシア中央銀行は8.0~10.0%減、またIMFは8.5%減、世界銀行は8.9%減と予測していた。

だが、実際には、図表1にみるように、2022年のロシアのGDP増減率は、大方の予想に反して落ち込みは軽微となり、1.4%減であった。そして、2023年第2四半期にはGDPはプラスに転じ、2023年には4.1%増を記録した。経済のプラス成長は2024年にも継続し、2024年を通じたGDP増減率は4.1%増となった。2024年12月19日に行われた「年末大記者会見・国民との直接対話」において、プーチン大統領は2024年を通じたGDP増減率が「3.9%ないし4.0%の増加となるだろう」と語っており、その結果に「満足している」と述べた。

予測に反してロシア経済が良好なパフォーマンスを示してきた理由については、これまで多くの分析がなされ、また今後も新たな研究成果がでてくると思われる。ここでは主として当会の定期刊行物で掲載された論考において指摘されたポイントをかいつまんで紹介しておきたい。

第1に、ソ連解体後の度重なる経済危機や2014年から継続する対ロ経済制裁を通じて、ロシアの国民の心理面・メンタリティや経済主体(家計、企業、政府)において危機や制裁への「耐性」が2022年までに形成されたこと(参考文献[1])、同様に度重なる危機や長期にわたる制裁の中で予測不能な変化に対する柔軟かつ「型破り」な自衛行動や適応能力(サプライヤーの切り替え、キャッシュフローや物資の迂回スキームの構築等)がロシア企業に備わったこと([2])があげられる。一言でいえば、ロシアの経済主体(家計、企業、政府)は、西側諸国の想像を超えるような「打たれ強さ」をもっていたということであろう。

図表1 2022～2024年のロシアの月別主要経済指標

	2022					2023					2024					
	Q1	Q2	Q3	Q4	1-12月	Q1	Q2	Q3	Q4	1-12月	Q1	Q2	Q3	Q4	12月	1-12月
GDP(前年同期比、%)	3.0	▲4.5	▲3.5	▲2.7	▲1.4	▲1.2	5.7	6.3	5.4	4.1	5.4	4.1	3.1	3.8	4.5	4.1
鉱工業生産(同)	6.3	▲1.4	▲0.2	▲1.3	0.7	▲0.5	6.2	6.4	5.1	4.3	5.4	4.2	2.9	5.7	8.2	4.6
農業生産(同)	6.4	9.4	13.8	10.5	11.3	2.1	1.6	2.9	▲5.2	0.2	1.9	1.4	▲2.6	▲8.6	▲11.6	▲3.2
建設(同)	5.1	5.8	7.2	10.2	7.5	13.7	12.1	9.2	4.7	9.0	1.7	2.9	0.1	3.3	7.5	2.1
貨物輸送(同)	4.2	▲2.6	▲5.1	▲5.3	▲2.3	▲1.6	▲2.5	0.0	1.9	▲0.6	0.9	▲0.6	0.5	0.8	4.1	0.4
固定資本投資(同)	16.1	5.1	3.2	6.1	6.7	1.0	13.3	14.5	8.6	9.8	14.5	8.3	5.1	n.a.	n.a.	8.6 ¹⁾
小売商品販売高(同)	4.8	▲9.6	▲9.8	▲9.6	▲6.5	▲5.5	11.2	14.0	11.7	8.0	10.4	7.5	6.1	5.5	5.2	7.2
実質賃金(同)	3.1	▲5.4	▲1.9	0.5	0.3	1.9	11.4	8.7	8.5	8.2	11.0	7.8	8.1	n.a.	n.a.	8.7
実質可処分所得(同)	8.9	4.0	▲1.7	7.4	4.5	7.3	3.3	5.5	7.0	6.1	6.4	9.8	10.9	4.1	n.a.	7.3 ²⁾
消費者物価上昇率(同)	11.5	16.9	14.4	12.2	11.9	8.6	2.7	5.2	7.2	7.4	7.6	8.3	8.9	9.0	9.5-9.9	9.5
失業率(%)	4.2	4.0	3.9	3.8	4.0	3.5	3.2	3.0	2.9	3.2	2.8	2.6	2.5	2.3	2.3	2.5

(注1)2024年1～9月の実績。(注2)2024年1～11月の実績。

(出所)ロシア経済発展省。

図表2 ロシアの鉱工業部門別の生産増減率

(前年比実質増減率、%)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鉱工業	3.5	3.4	▲2.1	6.3	0.7	4.1	4.3
鉱業	3.8	3.4	▲6.5	4.2	1.5	▲1.3	▲0.9
石炭	5.7	2.2	▲6.2	8.0	▲1.5	0.3	1.3
原油・天然ガス	2.9	2.2	▲8.0	2.6	1.0	n.a.	n.a.
原油						▲0.8	▲2.8
天然ガス						▲5.5	7.6
鉄鉱石・非鉄金属資源	3.4	2.1	2.4	1.2	▲3.4	▲1.7	2.5
その他有用採掘資源	4.2	3.6	▲13.5	15.2	7.8	▲3.4	▲0.3
製造業	3.6	3.6	1.3	7.4	0.3	8.6	8.5
食品	3.6	4.1	3.1	4.2	1.1	6.6	3.5
飲料	1.7	5.0	1.5	7.6	6.7	1.1	9.4
タバコ	4.1	▲10.4	2.4	2.3	▲6.9	▲10.0	▲2.8
繊維製品	2.5	1.8	9.7	15.1	▲3.8	3.4	3.8
衣服	6.8	3.5	0.3	7.4	9.1	13.3	5.9
皮革・製靴	▲3.7	▲1.6	▲12.4	16.7	5.6	12.3	▲3.3
木材加工・同製品	14.4	6.2	▲1.7	11.9	▲10.0	▲1.1	4.2
製紙	7.9	4.6	5.1	10.2	▲0.2	2.2	5.6
コークス・石油製品	2.6	1.6	▲5.0	3.6	▲0.6	2.5	▲2.1
化学品	3.9	3.4	7.3	7.1	▲2.4	5.2	3.1
医薬品	1.1	27.4	20.9	14.3	9.3	▲0.4	18.0
ゴム・プラスチック製品	1.3	▲1.3	6.2	10.5	0.2	8.1	0.8
その他非金属鉱物製品	0.4	9.0	▲0.3	9.3	3.9	1.1	4.4
冶金	0.6	3.8	▲2.7	1.7	▲0.8	2.9	▲1.2
金属加工製品	5.9	7.3	4.2	11.6	13.4	28.0	35.3
他のグループに含まれない金属加工製品	5.7	8.8	0.9	5.4	23.3	36.5	n.a.
コンピュータ・電子・光学機器	3.0	10.6	3.3	9.9	9.4	36.2	28.8
電気機械	5.4	1.3	▲0.8	7.7	1.1	20.8	6.6
他のグループに含まれない機械・設備	2.4	13.5	9.6	17.1	▲0.7	5.9	▲2.7
自動車	11.5	▲3.7	▲12.1	14.6	▲44.2	16.0	16.5
自動車以外の輸送機器	7.7	▲1.0	6.7	10.5	▲2.1	30.2	29.6
航空・宇宙機器	▲4.3	▲5.2	15.8	23.8	0.9	32.4	n.a.
他のグループに含まれない自動車以外の輸送機器	7.9	3.5	2.9	2.4	▲0.9	30.7	n.a.
家具	13.0	2.1	6.7	17.7	10.7	16.4	7.7

(注)原油・天然ガスの2023年以降のデータはノヴァク副首相の発言から。

(出所)ロシア連邦国家統計局。

第2に、ウクライナ侵攻後の制裁発動の初期段階ならびにそれに続く時期においてロシア政府と中央銀行が迅速かつ適切な措置を採ったことである ([3])。2022年2月末から3月にかけての物価の急騰とルーブルの暴落に際し、政策金利の大胆な引き上げと各種の外貨規制

措置（輸出企業に対する外貨の強制売却義務、送金制限、外貨債務のルーブル返済への移行、パイプラインガス取引のルーブル決済への移行等）を実施し、物価と為替相場を安定させた。こうした初期対応によって、早期の段階で危機の芽を摘み、重症化を防いだことが、その後のロシア経済の動向へプラスに作用した。その後もロシア当局は、①並行輸入の合法化、②貿易の友好国シフト、③決済通貨の脱ドル・脱ユーロ化などを適時に主導し、制裁の影響を減殺せしめた。西側諸国にとって、ロシア当局（とくに中央銀行と経済官庁）は思った以上に有能かつ手ごわい相手だったと言える。

第3に、今日のロシア経済は「戦争を原動力として成長を遂げている」という見方である（[4]）。その見方によれば、経済を牽引する役割を意図的に戦争に託そうとする方針を「軍事ケインズ主義」と呼ぶが、現在のロシアはその領域に足を踏み入れつつあるという。ロシア経済の従来牽引役は鉱業（とくに石油ガス採掘業）であったが、ウクライナ侵攻後はそれが製造業に代わり、そしてその製造業を主導しているのが軍需生産という構造になっている。2022年以降、軍需生産がいかに急速に拡大しているかは、図表2の、①他のグループに含まれない金属加工製品（小火器、重火器、砲弾、ミサイル、多連装ロケット砲等を含む）、②コンピュータ・電子・光学機器（兵器に関連する半導体等の電子部品、通信機器、照準器等を含む）、③航空・宇宙機器（戦闘機、軍用ヘリ、ドローン、ICBM、軍事衛星等を含む）、④他のグループに含まれない自動車以外の輸送機器（軍用船舶、戦車、歩兵戦闘車、装甲兵員輸送車等を含む）の突出した実績をみれば明らかである（[5]、[6]）。軍需生産を支える資金源は、当然ながら国家予算である。2024年12月16日に行われたロシア国防省拡大幹部会議におけるペロウソフ国防相の発言によると、ロシアの国防費はGDP比で6.3%、歳出の32.5%のレベルに達しているという（Kommersant,2024.12.16）。

最後に、西側諸国の制裁自体が完全無欠ではなかったという点である。ウクライナ侵攻にともなう対ロシア制裁は、「前例にないほど大規模な」と形容されることが多い。たしかに、規模の面で比類のない制裁ではあるものの、「制裁の及ぶ空間」と「制裁発動のタイミング」の面で大きな欠陥があった。第1に、2014年のクリミア併合時および2022年のウクライナ侵攻時における西側有志諸国（ロシアから「非友好国」に指定されたG7を中心とする49カ国）の対ロシア制裁は国連安保理の決議なしに実施されている「独自制裁」であった。そのため有志諸国以外は制裁参加の義務を負わず、グローバルサウス諸国（なかでも中国とインド）という制裁の広大な「抜け穴」（≒「制裁外空間」）を生んだ。第2に、第二次世界大戦における日本軍の敗因を分析した『失敗の本質』（戸部良一ほか、中公文庫、1984年）によれば、戦局の重要な局面において戦力を「一挙投入」すべきところを、情勢を見誤って「逐次投入」したことが日本軍の失敗の一因となつたとされているが、対ロ制裁でも似たような現象が生じた。西側有志諸国による対ロ制裁は、3年間かけて逐次的かつ部分的に発動・追加されていたため、ロシアに制裁対抗策を準備する時間を与えてしまった。西側諸国からすれば、ロシアへの輸入依存度が高い資源・物資の代替調達先を確保するのに一定の時間を要し、その

ため制裁が逐次的かつ部分的にならざるをえなかったという事情があるとはいえ、対ロ制裁は、天然ガスや石油、肥料、ウラン、穀物といった戦略重要物資を有する大国への制裁の難しさを知らしめた。

2. 「脱欧入亜」の加速と「制裁外経済空間」の拡大

ロシアでは、2012年にウラジオストクで開催されたAPECサミットの前後から、成長するアジア市場（とくに中国）との経済連携を強化すべく「東方シフト」が謳われてきたが、2022年のウクライナ侵攻以降は、アジアに加えてアフリカ、中東、ラテンアメリカを含むグローバルサウス諸国との関係強化に努めている。同時に、ウクライナ侵攻と大規模な対ロ制裁発動を機に、対立を深める米欧を中心とする「非友好国」との経済関係は大幅に縮小し、ロシアの対外経済関係は「脱欧入亜」の様相を示している。

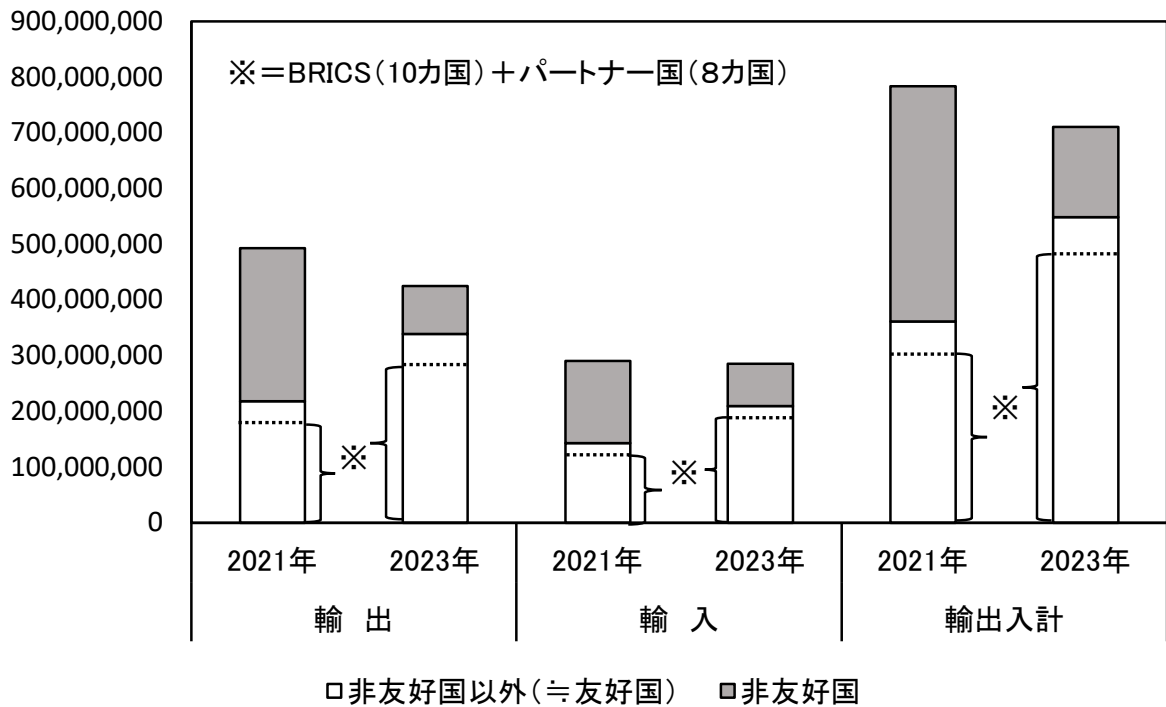
実際、図表3でウクライナ侵攻前の2021年と侵攻後の2023年のロシアの貿易を比べると、2021年には輸出入ともに過半を占めていた「非友好国」（対ロ制裁に参加する米欧日を中心とする49カ国）のシェアが、2023年には大幅に縮小していることがわかる。他方、「非友好国以外」（≒グローバルサウス諸国を中心とする、ロシアにとっての「友好国」）のシェアが戦争開始後に大きく伸長し、「非友好国」を大きく上回って逆転していることがみてとれる。輸出については、「友好国」への伸びが「非友好国」の減少を補うには至っていないが、輸入に関しては、少なくとも金額的には「友好国」からの輸入増が「非友好国」の減少分をほぼ相殺する形となっている。

図表3に示すとおり、「友好国」の中でもBRICS加盟国（10カ国）とそのパートナー国（8カ国）がロシアの貿易相手として圧倒的に重要性を増していることが理解できるだろう（とくに輸出では中国とインド、輸入では中国）。ウクライナ侵攻後、「非友好国」に代わって「友好国」、とりわけBRICSとそのパートナー国がロシアの資源（石油、天然ガス、石炭、非鉄金属等）を受け入れ、また必要な製品（日用品からハイテク製品まで）の対ロ供給を拡大させた。それによって制裁にともなうロシアへのダメージが大幅に減殺されたことは疑いない。

その意味で2024年10月にロシア・カザンで開催されたBRICSサミットは、ロシアにとって極めて重要かつ象徴的なイベントであった。上述のように、BRICS加盟国・パートナー国との経済関係は、「非友好国」との貿易の落ち込みを補う上で、ロシアにとって死活的に重要なポジションを占めるようになった。また、制裁によってドルやユーロの利用を制限されているロシアにとって、ドル・ユーロ以外の各国通貨（ロシア・ルーブル、中国・人民元、インド・ルピー等）で貿易決済に応じてくれるBRICS諸国は貴重な存在となっている。2024年11月7日、ロシア南部のソチで開催されたヴァルダイ会議において、プーチン大統領は「BRICS諸国との貿易ではすでに88%の決済が各国の自国通貨で行われている」と語った（RIA Novosti,2024.11.7）。

図表3 ロシアの貿易に占める「友好国」と「非友好国」の比重

(単位 1,000ドル)



(出所)ロシア連邦税関局『ロシア連邦外国貿易通関統計』(各年版)より作成。

図表4 BRICSの加盟国とパートナー国 (2025年3月末現在)

カテゴリー	国名
加盟国(10カ国、カッコ内は加盟年)	ブラジル(2009)、ロシア(2009)、インド(2009)、中国(2009)、南アフリカ(2010)、アラブ首長国連邦(2024)、イラン(2024)、エジプト(2024)、エチオピア(2024)、インドネシア(2025)
パートナー国(8カ国)	ポリビア、ベラルーシ、カザフスタン、キューバ、マレーシア、タイ、ウガンダ、ウズベキスタン

(出所)各種資料より作成。

現在、BRICS諸国は「制裁外経済空間」を提供するという意味で、ロシアにとって、言わば「サンクチュアリ」となっている ([7])。したがって、ロシアはBRICSとの連携をさらに強化するために、①加盟国やパートナー国を増やすことで「制裁外経済空間」を可能な限り拡大する、②同空間において西側による制裁や干渉の影響を減殺する制度やインフラ（決済通貨の脱ドル化、BRICS新開発銀行の機能拡大、投資プラットフォームや独立した越境決済インフラ「BRICSクリア」の創設、BRICS穀物取引所および投資仲裁センターの新設等）を構築していくことを戦略的に進めようとしている。もちろん、BRICS内も一枚岩ではなく、ロシアの思惑どおりにことが進むとは限らない。とはいえ、2024年10月のカザンサミットを通じて、ロシアの対外経済戦略においてBRICSの存在感が一段と強くなっていることは疑いない。

その意味で2024年10月にロシア・カザンで開催されたBRICSサミットは、ロシアにとって極めて重要かつ象徴的なイベントであった。上述のように、BRICS加盟国・パートナー国との経済関係は、「非友好国」との貿易の落ち込みを補う上で、ロシアにとって死活的に重要なポジションを占めるようになった。また、制裁によってドルやユーロの利用を制限されているロシアにとって、ドル・ユーロ以外の各国通貨（ロシア・ルーブル、中国・人民元、インド・ルピー等）で貿易決済に応じてくれるBRICS諸国は貴重な存在となっている。2024年11月7日、ロシア南部のソチで開催されたヴァルダイ会議において、プーチン大統領は「BRICS諸国との貿易ではすでに88%の決済が各国の自国通貨で行われている」と語った（RIA Novosti,2024.11.7）。

現在、BRICS諸国は「制裁外経済空間」を提供するという意味で、ロシアにとって、言わば「サンクチュアリ」となっている（[7]）。したがって、ロシアはBRICSとの連携をさらに強化するために、①加盟国やパートナー国を増やすことで「制裁外経済空間」を可能な限り拡大する、②同空間において西側による制裁や干渉の影響を減殺する制度やインフラ（決済通貨の脱ドル化、BRICS新開発銀行の機能拡大、投資プラットフォームや独立した越境決済インフラ「BRICSクリア」の創設、BRICS穀物取引所および投資仲裁センターの新設等）を構築していくことを戦略的に進めようとしている。もちろん、BRICS内も一枚岩ではなく、ロシアの思惑どおりにことが進むとは限らない。とはいえ、2024年10月のカザンサミットを通じて、ロシアの対外経済戦略においてBRICSの存在感が一段と強くなっていることは疑いない。

3. それでも「脆弱性」をぬぐえないロシア経済

ウクライナ侵攻から3年にわたって、戦争と制裁という異常な状況下において、ロシアでは、①度重なる危機と長期にわたる制裁への経済主体（政府、企業、家計）による適応、②制裁発動の初期段階およびそれに続く時期におけるロシア政府の迅速かつ的確な対応、③戦争需要自体の経済の引き上げ効果、④西側諸国の制裁に内包する不備と欠陥、といった条件が重なって、ロシア経済は崩壊を免れるどころか、多くの識者の予測に反して成長を続けている。

しかし、戦争を遂行することで、この3年間にロシアが払った経済的代償も大きい。一橋大学の岩崎一郎教授はこれを「機会コストの喪失」と呼び、戦争開始後、ロシアの失った「逸失利益」（戦争を始めていなければ本来得られたはずの便益や利益）が莫大なものだとしている（[8]）。同教授は、その事例として、①石油等の資源のたたき売り、②国際事業機会の喪失（外国企業の撤退や合弁からの引き揚げ、国際プロジェクトの停止）とそれに伴う技術移転の停止、③ソフトカレンシー（人民元、ルーブル、ルピー等）への移行にともなう機会費用の増大、④人口危機の加速（戦争による労働可能年齢層の死傷、社会不安にともなう避妊行動の増大、国外への大量脱出、労働移民の激減等）、⑤頭脳流出（IT人材の流出等）などをあ

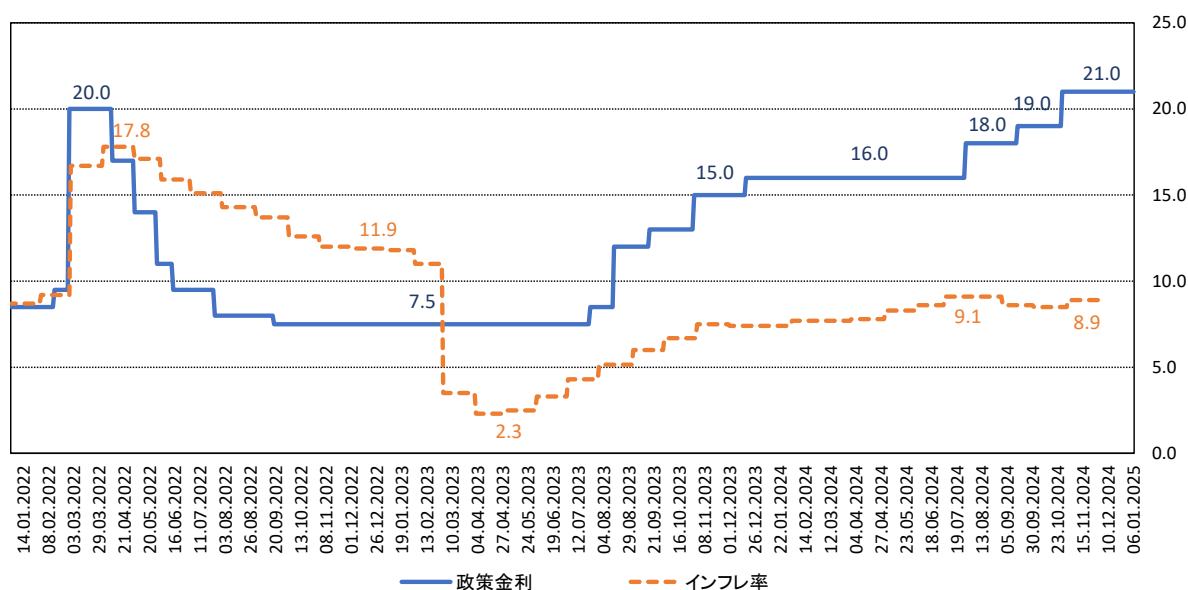
げている。これらの代償は、停戦後も長期にわたりロシア経済にネガティブな影響を与え続けることになるだろう。プーチン政権は、4%近くの成長を達成したと浮かれている場合ではないのだ。

以下では、2025年のロシア経済をみていくにあたって、注目すべき2つの指標を紹介したい。

ひとつはインフレ率である。現在、ロシア政府および中央銀行がもっとも配慮している方針がインフレの抑制である。図表5にみるように、戦争開始直後、一時期、20%近くまで上がったインフレ率は2022年2月末に中央銀行が政策金利を9.5%から一気に20%に引き上げたことで徐々に沈静化した。しかし、2023年後半以降、インフレ率は再び上昇に転じ、中銀が政策金利を引き上げても、インフレをなかなか抑制できない状況が続いている。高金利下での物価上昇には、①超過需要（需要が供給能力を上回っている状態）、②国防費を中心とする財政支出の増加、③労働力不足による賃金の上昇、④供給ルートの転換等に伴う輸入コストの増大など様々な要因が考えられるが、いずれにせよ、インフレの暴走はこれまでのロシア政府や中銀のこれまでの努力を無に帰しかねない。

その点でひとつ気がかりな点は、2024年後半以降、中央銀行に対する産業界（とくに軍需産業）からの圧力が強まっていることである。2025年1月半ば時点のロシアにおける政策金利は21%で、市中金利は25%を超えている。増産に次ぐ増産で設備投資を迫られている軍需部門では、高金利の負担に耐えかねる企業もではじめている。そうした状況の中、軍需企業を統括する国営コンツェルン「ロステク」のチェメゾフ総裁は高金利政策に対する批判を強めるなど、中銀と産業界の間に不協和音も聞こえ始めてきた。2024年12月20日の金融政策決定会合では金利引き上げが予想されていたが、ふたを開けてみると21%への据え置きが決定

図表5 ロシアの政策金利とインフレ率の推移(%)



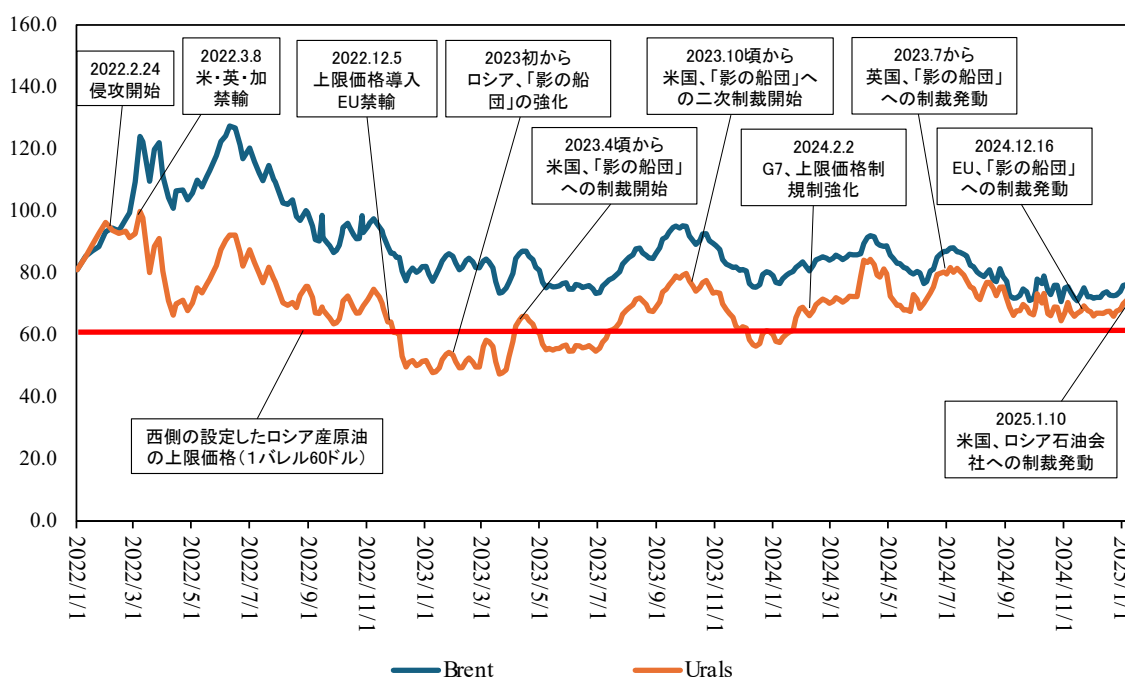
(出所)ロシア中央銀行、ロシア経済発展省。

された。中銀が産業界からの圧力を考慮しての決定との見方もある。今のところ、ロシア政府は、ロシア経済が過熱気味とみて、中銀の高金利政策を支持している。だが、産業界から引き上げ反対の大合唱が始まれば、政府が産業界寄りに立場を変える可能性も否定できない。現状では、ロシア中銀はタカ派的姿勢を崩していないものの、ナビウリナ総裁の更迭を含めて、中銀が産業界や政府の圧力に屈し、その政策を完遂できないような事態が発生した場合、インフレに歯止めが利かなくなる事態も想定しうる。

もうひとつの注目すべき指標は石油価格の価格である。価格と言っても、油価自体の上がり下がりではない。注目したいのは、ロシア石油の代表的指標であるウラル原油と他の価格指標（たとえば、ブレント価格）の価格差である。ウクライナ侵攻前には、ウラル原油とブレント原油はほぼ同じ価格を推移してきたが、ウクライナ侵攻後、ウラル原油の価格は、制裁等のリスクからディスカウントを余儀なくされ、図表6に示すように、ブレント原油との価格の大きな乖離が生じた。しかし、その大きな価格差が、インドなど「友好国」においてロシア産原油に対する需要を生み、輸出先の「友好国シフト」を加速する要因となった。

だが、図表6から、2024年後半以降、世界的な油価の低下傾向もあり、ウラル原油とブレント原油の価格差がかなり縮小してきたことがわかる。インドや中国などの「友好国」は、ロシアを支援しようと思ってロシアから優先的に原油を購入しているわけではない。他の原油に比べて、ロシア産原油が大幅に割安だから買っただけの話だ。しかしながら、他の石油との価格差がなくなれば、二次制裁を受けるリスクを冒してまでロシア産原油を購入するメリットは失われる。2025年1月10日、米国政府は、これまでの価格上限制や「影の船団」

図表6 ウラル原油とブレント原油の価格の推移(ドル/バレル)



(出所) <https://tradingeconomics.com/>より作成。

への制裁に加えて、ロシアの石油会社（ガспロムネフチとスルグートネフチェガス）を初めて制裁対象に加えることを発表した。ロシアの石油会社へ直接的に制裁を科すことによって、ロシアから原油を購入するリスクはさらに高まる。石油ガス収入（輸出税や地下資源利用税）は、例年、ロシア連邦財政の歳入の約3～4割を占める重要な収入源である。他の原油との価格差がなくなって「友好国」においてロシア産の原油離れが進んだり、あるいはそれを回避するためにロシアが再び大幅なディスカウント措置を採ることになったりすれば減収は避けられず、ロシアにとっては大きなダメージとなる。今後、油価の動向に注目しなければならない。

おわりに

ロシアでは2025年以降も経済成長が続く見通しで、2024年9月末時点でロシア経済発展省は基本シナリオによる2025年のGDP増減率を2023～2024年よりも低い2.5%増と予測している。これに関連して、「年末大記者会見・国民との直接対話」において、プーチン大統領は景気が過熱気味であることから2025年の経済成長を2.0～2.5%に抑制する必要があるとの発言を行っている。したがって、2025年のロシア経済は過去2年に比べて、やや抑制的なテンポで成長が推移するものと見込まれる。しかし、それも内外の環境変化による影響の度合いしだいといったところであろう。

2025年1月20日には、米国で、ロシア・ウクライナ戦争の停戦を主張するトランプ新政権が誕生した。同政権は停戦に向けて、積極的な動きを見せており、2025年2月12日には最初の電話での米ロ首脳会談が実施された。ただし、現状で考えられるところの停戦に関わる条件は、米国、ロシア、ウクライナの間で大きく隔たっていることから、停戦交渉は簡単には進まず、長期にわたるプロセスになりそうだ（[9]）。また、たとえ停戦が実現したとしても、ロシアへの制裁がすぐに解除されるわけではなく、ロシアを巡るビジネス環境が一挙に改善されることは想定しにくい。とはいえ、2025年は何らかの形で変化が生じる年にはなりそうである。ひとつひとつのファクトをしっかりと見据えて、状況を正しく見極めていくことが必要と考える。

【参考文献】

- [1] 溝端佐登史「経済制裁論争と制裁耐性経済ロシア」『ロシアNIS調査月報』（2024年12月号）
- [2] 安達祐子「制裁下におけるロシア企業を巡る動き—迫られる『型破り』な対応」『ロシアNIS調査月報』（2023年11月号）
- [3] 中居孝文「制裁下で浮揚するロシア経済—パラドックスの背景」『ロシアNIS経済速報』（No.1946、2024年1月15日号）
- [4] 服部倫卓「ロシアの軍需産業は覚醒したのか—戦車と無人航空機を中心に」『ロシアNIS調査月報』（2024年3月号）

- [5]服部倫卓「ロシアの経済活動分類表における軍需部門の扱い」『ロシアNIS調査月報』（2024年4月号）
- [6]服部倫卓「軍需主導の成長が続くロシアの鉱工業生産」『ロシアNIS調査月報』（2024年9-10月号）
- [7]中居孝文「拡大BRICSとロシア－BRICSはロシアの救世主となりうるか」『ロシアNIS調査月報』（2025年2月号、近刊）
- [8]岩崎一郎「ロシア戦時経済の憂鬱(1)～(6)」『日本経済新聞』（やさしい経済学、2025年1月6日～13日）
- [9]畔蒜泰助「トランプ政権下のウクライナ戦争と米ロ関係の行方」『ロシアNIS調査月報』（2025年1月号）

II. ロシアにおける外資系企業の国別・地域別活動状況

はじめに

以下では、米国イエール大学が2022年から発表しているリサーチデータ「Yale CELI List of Companies」(<https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>)に基づき、ウクライナ侵攻後のロシアにおける外資系企業の動向を概観する。

1. イェール大学データの特徴と留意点

イエール大学チーフエクゼクティブ・リーダーシップ研究所（略称CELI）が発表している資料「Yale CELI List of Companies」は、ウクライナ侵攻時点（2022年2月末）においてロシアでの活動が確認された1,600社弱の外資系企業の動向を5つのカテゴリーに分類し、その後の状況を随時フォローしているものである。

この調査を実施しているCELIのスタッフによるレポート¹⁾にも記述があるように、ジェフリー・ソネンフェルド教授をプロジェクトリーダーとするCELIの基本的主張は「ビジネス活動の縮小と制裁措置がロシア経済を疲弊させる」という点にあり、したがって、ロシアに侵略を断念させるためには、ロシアからの事業撤退を促すとともに、ロシアに対する制裁圧力を強化継続すべきだという結論に至る。

その観点から、ややうがった見方をすれば、イエール大学のCELIリストは、単なる調査データとしての用途だけではなく、ロシアで活動を続ける企業を白日の下に晒し、当該企業へ圧力をかけることによってロシア市場からの撤退を促すという隠れた意図をもっているという憶測も成り立つ。ロシアによるウクライナ侵攻後しばらくの間、日本でも少なくない企業がCELIリストに敏感になっていたが、その事実は上記の憶測を裏付けるものではなかろうか。

イエール大学CELIと同様の意図をもった調査プロジェクトとしてキーウ経済大学による「Leave Russia」(<https://leave-russia.org/>)をあげることができる。Leave Russiaの意図はイエール大学よりもさらに明確で、①ロシア経済は外資系企業の技術・製品・資本への依存が大きく、これらがウクライナ侵略戦争の遂行に利用されている、②外資系企業の納付する税金が対ウクライナ戦争の資金源の一部になっているとの認識から、ロシアにおける外資系企業の動向を監視し、ロシアからの撤退を積極的に促すというものである（キーウ経済大学とイエール大学CELIは密接な協力関係にある）。

なお、イエール大学とキーウ経済大学の資料の大きな違いはサンプルの数である。イエール大学のCELIリストは、外資系企業のサンプルを2022年時点でロシアにおいて活動が確認された1,600社弱に固定し、これらの1,600社弱がどのように行動を変化させたか（あるいは変化させなかったか）を追跡している。それに対し、キーウ経済大学のLeave Russiaは、活動継続あるいは停止が確認されたあらゆる外資系企業を継続的に追加しており、その数は2024年10

月23日時点で4,028社に達している。したがって、キーウ経済大学のLeave Russiaでは、2022年以降、撤退した欧米企業の穴を埋めるようにロシア進出した中国（205社）やインド（82社）、トルコ（71社）、UAE（63社）などの企業の動向もかなり補足されている²）。その結果、図表1にみるように、Leave Russiaでは、イェール大学のCELIリストに比べて「活動継続」の比率（42.5%）がかなり大きくなる、という現象がみられる。

それに対し、イェール大学のCELIリストでは、ウクライナ侵攻後に新規参入してきた企業（中国やインド等）はほぼ無視され、主として欧米や日本等の西側の企業の行動変容に焦点を当ててリサーチしていると考えてよいであろう。本稿で利用するイェール大学の資料には、以上のような特徴があるという点を考慮に入れながら、以下をご参照いただきたい。

2. 撤退の動きが著しく鈍化

図表1は、イェール大学が発表している資料に基づいて、2022年10月末時点と2023年9月および2024年9月時点のロシアにおける外資系企業の活動状況を比較したものである。

周知のとおり、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以後、ロシアに進出していた外資系企業の撤退表明が相次いだ。実際、図表1から2022年10月には全体の22.3%だった「撤退」の比率が、約1年後の2023年9月には33.7%（11.4ポイント上昇）に伸びた。だが、それ以降、撤退の動きは鈍り、2024年には撤退比率がわずかに0.6ポイント上昇したにすぎず、ほとんど変化がない。

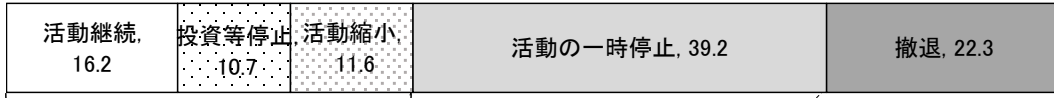
この現象はその他のカテゴリーについても同様であり、まだロシアにおいて「何らかの形で活動（活動継続+投資等停止+活動縮小）」を続けている外資系企業の割合は、2023年9月の34.5%から2024年9月には34.1%に0.4ポイント減と若干減ったものの、「活動の一時停止」の比率はほぼ変化がなかった。

2024年9月時点において、ロシアにおける外資系企業の活動状況は、①ロシアで何らかの形で活動を続けている外資系企業（活動継続+投資等停止+活動縮小）が約3割（34.1%）、②登記上は存続しているが、基本的には事業活動を行わず、いわば「休眠」という形で活動を一時停止している企業が約3割（31.7%）、③撤退を表明したか、あるいは売却や清算の形で撤退を完了した企業が約3割（34.3%）と、ほぼ3分しており、2023年秋以降、この比率はほぼ固定している。

こうした固定化の背景には、①2022~2023年の間に多くの外資系企業でロシア事業に関する戦略的判断（撤退、休眠、残存）がおおよそ完了したとみられること、②ロシア当局による対抗措置（大統領や外国投資監督政府委員会による売却・清算の承認、売却価格の割引義務、「撤退税」の導入と段階的引き上げ、売却益の送金制限等）が外資系企業の撤退の動きを封じる効果をもたらしている、③本来であれば、有望な譲渡・売却先になりうるオリガルヒとその関連会社が次々と西側の制裁対象に指定され、譲渡・売却しうる相手が容易にみつから

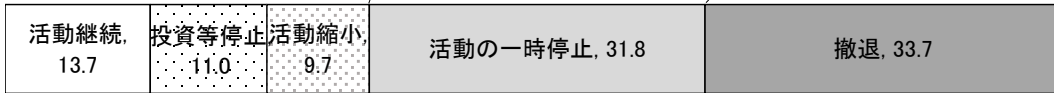
図表1 ロシアにおける外資系企業の活動状況(構成比 %)

2022年10月27日時点

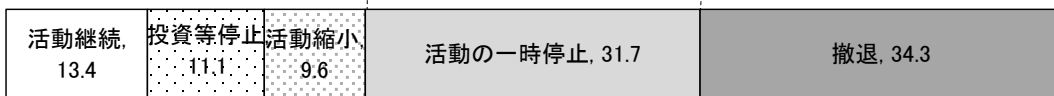


何らかの形で活動

2023年9月1日時点(1586社)



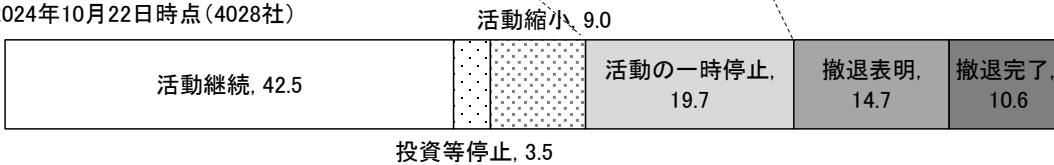
2024年9月17日時点(1590社)



(出所) イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

【参考】キーウ経済大学によるリサーチ

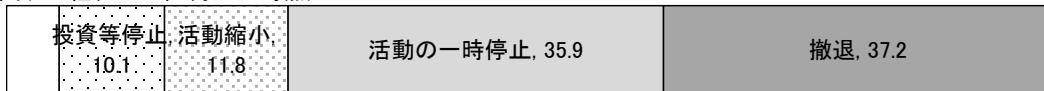
2024年10月22日時点(4028社)



(出所) キーウ経済大学: <https://leave-russia.org/>

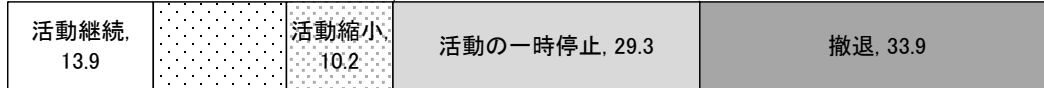
図表2 ロシアにおける外資系企業の国別活動状況(構成比 %)

米国(457社、2024年9月17日時点)

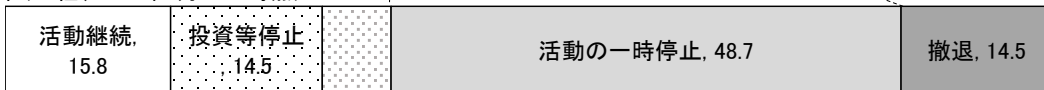


活動継続, 5.0

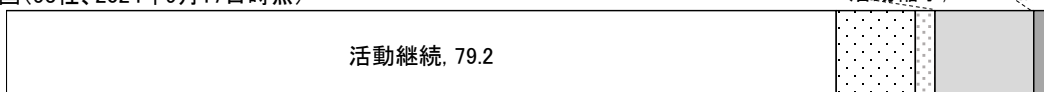
EU(669社、2024年9月17日時点)



日本(76社、2024年9月17日時点)



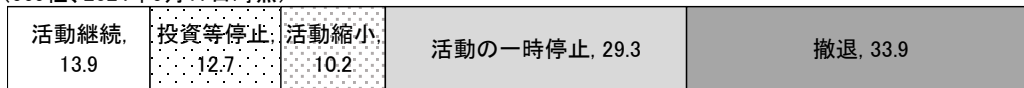
中国(53社、2024年9月17日時点)



(出所) イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

図表3 ロシアにおけるEU企業の国別活動状況(構成比 %)

EU(669社、2024年9月17日時点)

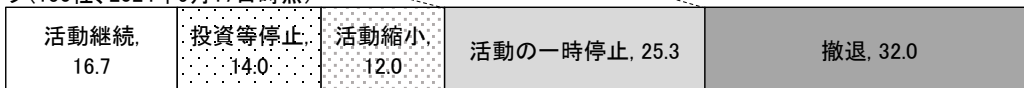


フィンランド(55社、2024年9月17日時点)

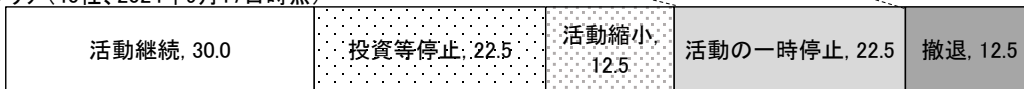


投資等停止, 3.8 活動縮小, 3.8

ドイツ(150社、2024年9月17日時点)



イタリア(40社、2024年9月17日時点)



(出所)イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

ないことなどが考えられる。

2024年に入ってから「非友好国」企業による子会社の譲渡・売却・清算に関する大統領令や外国投資監督政府委員会の承認が断続的にでていることから、外資系企業の撤退の動きが完全に停止したわけではない。しかしながら、2022年から2023年前半の期間に比べて、2023年後半以降、そのテンポが著しく鈍化したことは疑いない。

3. 外資系企業の国・地域別の状況

ロシアにおける外資系企業の国別・地域別の活動状況に関しても、基本的に昨年のレポート作成時と比べて大きな変化はない。

ウクライナ侵攻後における米国企業の行動特徴は、全体として撤退比率(37.2%)が他と比べて高く、活動を継続している企業(活動継続+投資等停止+活動縮小)の比率(26.9%)が低いことだ。同じ傾向は、英国(撤退比率53.1%)、カナダ(同47.2%)、オーストラリア(同66.7%)といった、ロシアの言うところの「アングロ・サクソン諸国」の企業に共通してみられる。これらの国々の政府は、ウクライナを侵略したロシアに対して最も厳しい姿勢で臨んでおり、母国政府の方針がこれら諸国の企業の事業判断にも一定の影響を与えているものと考えられる。

ロシア市場において最大勢力のEU企業は、撤退比率(33.9%)もそれなりに高いが、何からの形で活動を継続している企業の比率(36.7%)も高い点が特徴となっている。EUおよび欧州各国の当局や世論への同調やそれらの圧力を背景に撤退を決断した企業が一定の比率で

存在する半面、ソ連解体後、いち早くロシア市場に進出して広範囲に活動していた欧州企業には、米英の企業と比べて、ロシアに残存する方向へのベクトルも強く、撤退と残存の間で相克している様子がみてとれる。

ただし、図表3にみるように、EUといっても決して一枚岩ではなく、国による対応の差が大きい。例えば、EUの中でもロシアによるウクライナ侵攻をとりわけ強く非難しているフィンランド（撤退比率66.0%）やバルト3国（3カ国で合計した撤退比率が68.4%）に関しては、現時点においてロシアで活動を続けている企業がほとんど残っていない。逆に、強い対口圧力の中で活動を制限されながらも、多くがロシアに残って事業を続けているのがイタリア企業である（何らかの形で活動を継続している企業の比率が65.0%）。またイタリア企業ほどではないが、フランス企業にも同様の傾向が観察される（同54.3%）。それに対して、残存と撤退が相克しているのがドイツであり、オランダ企業にもその傾向が認められる（活動比率32.0%、撤退比率38.0%）。

日本企業に関しては、撤退比率（14.5%）が明らかに低く、他方、子会社を登記上維持したまま活動を停止（あるいは休眠）させている企業の比率（48.7%）がかなり高いことが特徴となっている。日本企業の場合、欧米企業に比べて慎重な判断を志向するケースが多いと考えられることから、撤退について時間をかけて検討しているうちに、ロシア側による撤退対抗措置が次々に打たれて、身動きがとりにくくなってしまった可能性も否定できない。

なお欧米や日本の企業と対照的な動きをみせているのが中国企業である。ロシアから「友好国」の待遇を受ける中国企業にとって、ロシアと西側諸国の対立はむしろビジネスチャンスをもたらしている。図表2にみられるとおり、中国企業の撤退比率（1.9%）はごくわずかで、8割以上の企業がロシア市場で活動を続けている。西側企業が撤退して空白になったロシアの自動車市場を中国の自動車メーカーが易々と手に入れたことは周知のとおりである。中国企業と比べて、サンプル数は少ないものの、同じように「友好国」として遇されているインドやトルコの企業も、ほとんどがロシアに残り、活動を続けている。

【注】

- 1) Jeffrey Sonnenfeld, and Steven Tian, and others, “Business Retreats and Sanctions Are Crippling the Russian Economy: Measures of Current Economic Activity and Economic Outlook Point to Devastating Impact on Russia”, 19 July 2022, (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4167193)
- 2) イェール大学のCELIリストでは、2024年9月17日時点で中国企業のサンプル数が53社、インド企業が20社、トルコ企業が7社、UAEが4社であり、これは前回調べた2023年9月1日時点と数がまったく同じである。2024年10月3日付Kommersantによると、2024年1～9月にロシアでは中国系資本の企業が月平均200件登記されているが、CELIリストではこうした新規に進出した企業についてはほぼ補足されていないと理解される。

III. 対ロシア制裁の実績と将来の展望

米国ウェズリアン大学 教授
ピーター・ラトランド

はじめに

2025年2月14日（金）、ROTOBOはロシア情報提供セミナー「対ロシア制裁の実績と将来の展望」をオンラインで開催した。米国における著名なロシア政治・経済研究者である米国コネチカット州・ウェズリアン大学のピーター・ラトランド教授を講師としてお招きし、欧米による対ロシア制裁の実績や将来の展望などについて解説をしていただいた。以下では、その内容をご紹介します。

1. 対ロシア制裁の目的

基本的に制裁というのは戦争をしないためのツールで、軍事行動の代替として使われるものだ。ただ、制裁が本当に機能しているかどうかを判断することは難しい。過去の制裁、イランに対する制裁、そして今回のロシアに対する制裁、いずれも実際に効果があったかどうかはまだ明確にはわからない。とくに、今回はロシアとウクライナの戦争を止めるための制裁だったが、これほどの経済大国に対して、これほど大規模の制裁がかけられたことは歴史を振り返ってもなかった。

最初に経済制裁が導入された時、西側諸国のリーダーは、今回の制裁がロシア経済の破綻を目的としていると主張していた。ロシア経済を混乱させることによってプーチン大統領に戦争を放棄させる、もしくはプーチン大統領に政権を失わせる、そういったことが目的だと西側諸国のリーダーは言っていたのだ。ところが、実際に制裁を始めてみても、ロシア経済は低迷することなく、プーチン政権が継続し、戦争も止まることはなかった。

そこで制裁の目的自体が変わり始め、もう少し控えめになってきた。それはつまり、ロシアが戦争をエスカレートして拡大しないため、もしくはロシアが戦争に勝たないようにウクライナを支援するため、そしてロシアの戦争コストを上げるため、そういった目的に変わってきたのである。

実際に制裁が功を奏したかということ、ロシアの戦争にかかるコストはもちろん上昇したが、それによってロシアが戦闘をエスカレートしないということはなく、今もロシアは戦争を続けていて、プーチン大統領自身はその戦争に勝利すると考えているので、制裁は成功していないのではないかと感じられる。

そして今ではこの制裁の目的がさらに変わってきており、和平交渉をするための材料として考えられている。ロシアが制裁解除を求めており、これを通して和平交渉ができるのではないか、ということだ。

2. 制裁の失敗要因

(1) ロシアのエネルギー

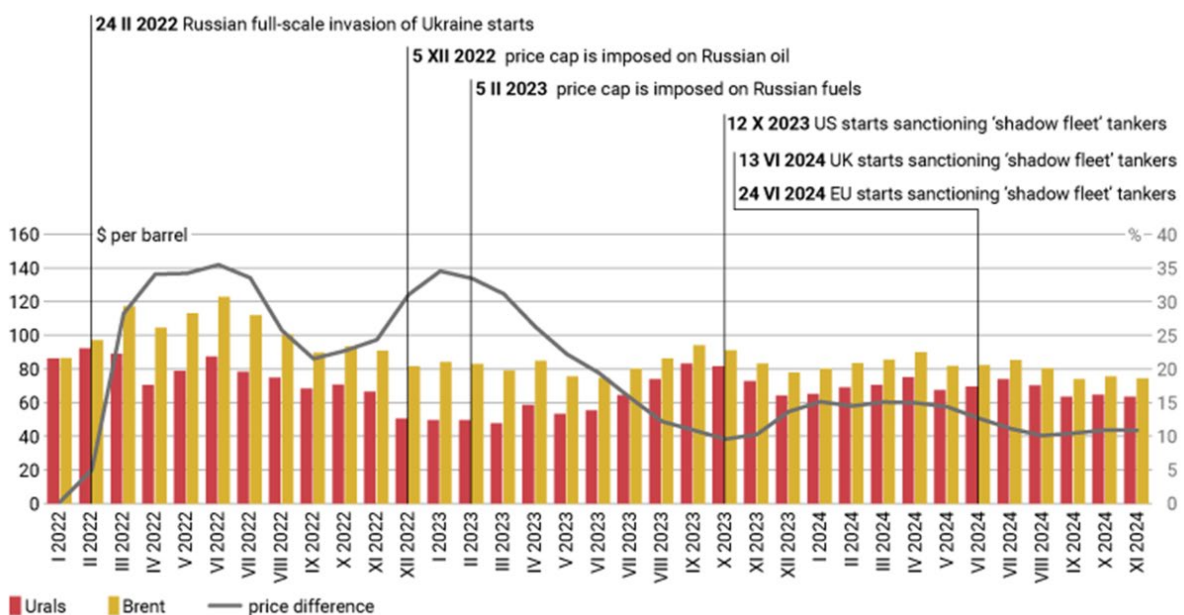
なぜ今回の制裁が失敗したのかを説明する上で、まずロシアが世界経済の中でどのような役割を果たしているのかをみていく必要がある。ロシアはエネルギーの輸出大国であり、2022年には石油ガスの収益が1日10億ドルとなっていて、これは戦争にかかる費用の3倍の収入であった。

エネルギー輸出を見ると、2022年には、とくに天然ガスの輸出量が大きく下がったのに対してガスの価格は上昇した。世界の原油価格が2022年に50%上昇し、欧州では天然ガスの価格が500%上昇した。それによりロシアのエネルギー収入が戦争の1年目で通常の2倍になったのである。

ロシアの原油価格について、最終的に60ドルの上限が設定されたものの、実現するのに戦争が始まってから1年かかった。背景には、世界の原油価格の市況を混乱させてはいけないという考えがあった。また、2022年11月時点で中間選挙を控えていたバイデン大統領が、選挙の直前にガソリン価格の高騰を避けたいという思惑もあっただろう。

欧州がロシアから輸入している天然ガスのパイプラインが停止したため、ロシア産ガスの輸出量が80%縮小し、ロシアの天然ガス収入が500億ドル失われることになった。一方でロシアは中国に対して300億m³の天然ガスを輸出しているが、それで欧州への輸出の損失を補填することはできなかった。さらに、BPやエクソン、シェルといった欧米の石油メジャーがサハリン1、2等のロシア市場から撤退して300億ドルの資産償却を行ったが、エネルギー価格の

図表1 2022～2024年のウラル価格とブレント価格の変化



高騰により1,000億ドルの収入を得ることができたのでこれはそこまで大きなダメージはなかった。

ノルウェーもエネルギー価格の高騰で大きな利益を獲得した。今では欧州の天然ガス市場の30%をノルウェーが占めている。ガス価格の高騰により1,080億ユーロの利益を得た人口500万人の国が欧州で最も豊かな国となった。

図表1は原油価格の推移を示している（赤がロシアのウラル価格／オレンジがブレント価格）。2022年半ばに1番大きなピークがあり、1バレル当たり140ドルに達していた。それから価格は下落して今は1バレル当たり60ドルから90ドルで推移している。グレーの折線グラフはブレント価格とウラル価格の差額を示しており、2022年はロシアのウラル価格に大きなディスカウントがあつて、価格差が大きかった。ピーク時で30%もの差だったが、今は10%前後になっている。

(2) グローバル化しなかった制裁

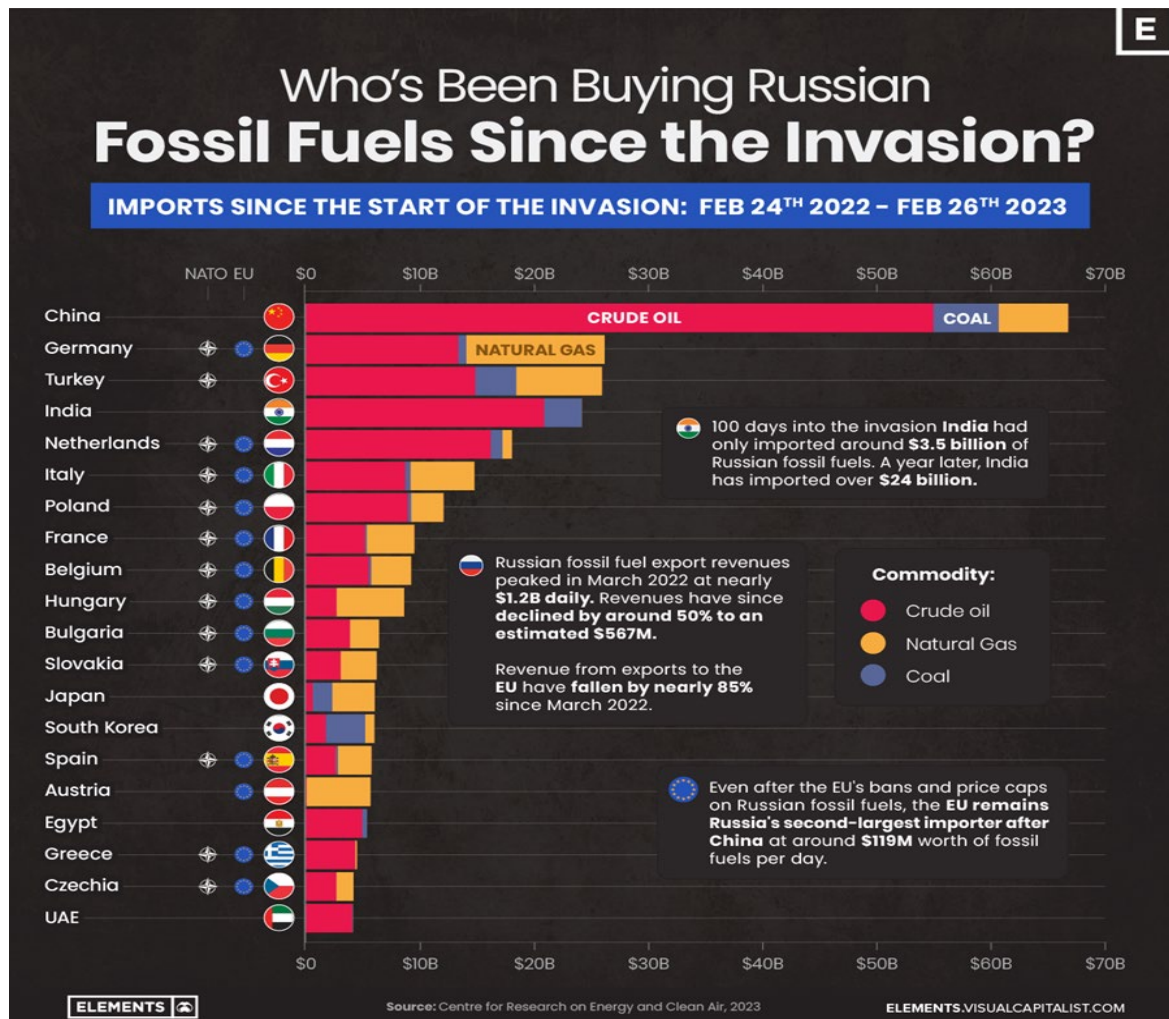
ロシアの原油に価格の上限が設定されたが、ロシアはこれに対して欧州への輸出を中国、インド、トルコそしてサウジアラビアに振り向けることでその状況を乗り越えた。今は中国、インド、トルコ、サウジアラビアにおいて発電に際してロシアの石油が使われている。制裁参加国は49カ国と非常に多く、欧州のほとんどが参加している。しかし、その制裁参加49カ国のシェアは世界経済の60%にすぎない。経済大国である中国やインドがその中に入っていないため、ロシアは中国やインドへの輸出を増やしている。また、NATO加盟国であるトルコも今回の制裁には参加しておらず、ロシアからの輸出入が増加している。

ロシアの産業や兵器製造に必要なマイクロチップや高度な電子機器、工作機械など、ロシアへの輸出が禁止されている品目があるが、トルコやUAEそしてカザフスタン、キルギスといった国を経由して輸入されている。今回の制裁では、このような電子機器やテクノロジーの輸入に関しても制裁が課せられ、ロシアがこうしたテクノロジーを購入する輸入価格は上昇したものの、輸入を止めるわけではなかった。

その一例として航空産業を挙げることができる。ボーイングやエアバスといった会社が500機ほどの航空機をロシアで運用していたが、ウクライナ戦争が起こってから、西側諸国がリースで提供している航空機がロシアによって没収された。西側諸国もスペアパーツの提供や、ソフトウェアのアップデートは一切しなくなったが、戦争が始まってから今でも何らかの形で供給されていて、機体としても問題なく動いており、中国やトルコなどを経由して航空産業は活動を続けており、民間の航空機も動いている状態が続いている。

ロシアの化石燃料の輸出先がウクライナ戦争1年目でどれくらい変わっているのかを示した図を見ると（図表2）、中国、トルコ、インドなどが大きく増えており、加えて、ドイツ、イタリア、オランダでもロシアの化石燃料をまだ輸入していることがわかる。

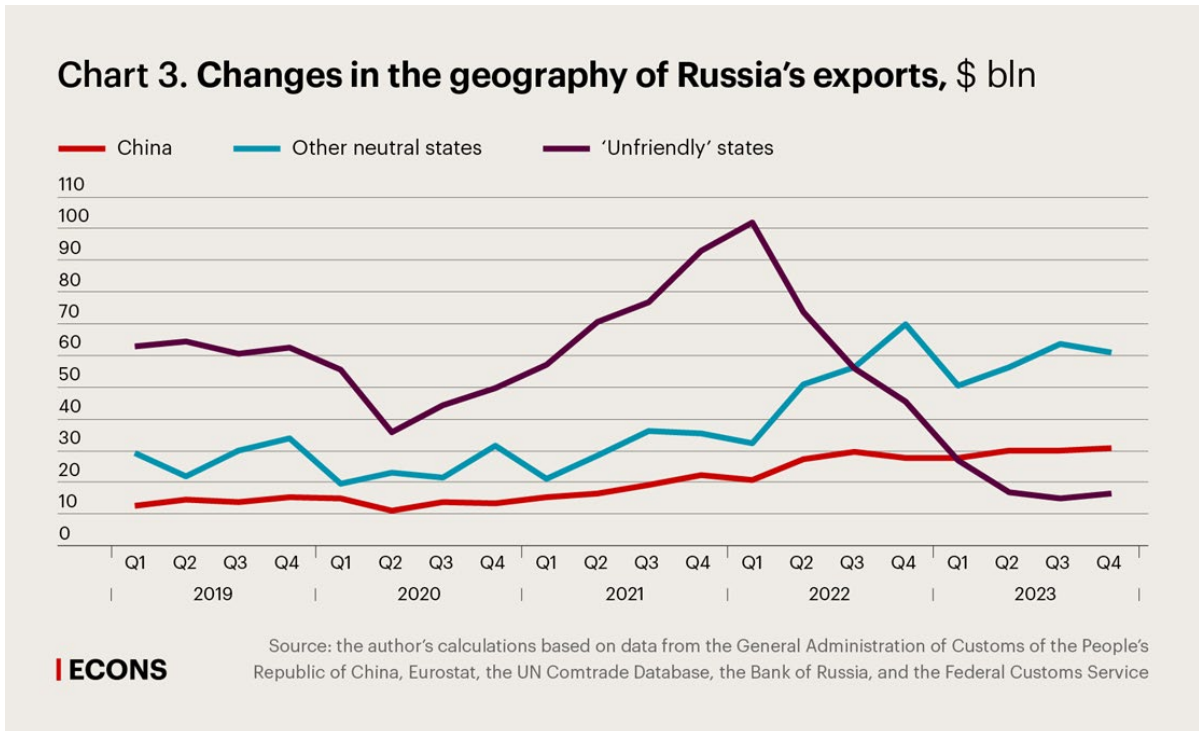
図表2 ウクライナ侵攻以降のロシアの化石燃料購入国



図表3はロシア政府が公式データとして発表しているデータに基づいているが、ロシア政府は非常に秘密主義でデータの共有をなかなかしないので、統計的な正確性の真偽は定かではない。しかし、ロシアの輸出先がどのように推移しているのかを示したデータによると、中国向けの輸出が少しずつ増えて300億ドルに達している。そして青い線の「その他中立国 (Other neutral states)」はトルコやインドといった国で、こちらも徐々に増えている。それに対して、「非友好国」は減ってきている。非友好国リストの中には残念ながら日本も入っており、制裁を課している国がほとんど含まれている。欧州は今までロシアにとって石油ガスの大きな輸出先であったが、1,000億ドルから200億ドル以下に落ち込んでいる。

図表4はロシアの輸入の推移を表している。中国が大きく伸び、トルコなどの中立国からの輸入も増えているのに対し、欧州からの輸入は大きく落ち込んだ。今回の制裁は、もちろんロシア経済に大きな影響を与えたが、その貿易や経済が破綻する方向ではなく、貿易相手国が変化したという方向に影響している。だが、この新しい形の貿易はロシアにとって輸出入にかかる輸送費の上昇、安価な輸出価格、高価格での輸入という不利な状況になっている。

図表3 ロシアの輸出の地理的变化 (単位:10億ドル)



(出所) Econs Online March 2024, <https://econs.online/en/articles/opinions/redirecting-russia-s-foreign-trade-six-key-finding>

図表4 ロシアの輸入の地理的变化 (単位:10億ドル)



(出所) Econs Online March 2024, <https://econs.online/en/articles/opinions/redirecting-russia-s-foreign-trade-six-key-finding>

3. ロシア経済とビジネスエリート

今までのところでロシアが世界経済に与える力ということで、エネルギーの輸出大国としてどのような変化があったのかということの説明し、制裁に参加していない国がどのように反応したかという話をした。ここからは、ロシア経済でビジネスエリートがどのような役割を果たしているかという話に移っていききたい。

ロシアは非常に富裕層が多い国で、10億ドル以上の資産を持つ富裕層（＝ビリオネア）が100人以上いる。したがって、オリガルヒとも呼ばれる富裕層が支配している国であると言われている。それゆえ、そのオリガルヒに対して制裁を課す、つまり、オリガルヒが西側で所有している資産（例えば、ヨットやボート、不動産）を没収すれば、オリガルヒが政権に反対し、戦争をやめるのではないかという考えもあった。しかし、実際にはそうはならなかった。

戦争が始まった翌日、プーチン大統領は多くのビジネスリーダーや実業家をクレムリンに呼んで、公式に政権の政策そして決断を支持するようにと促した。オリガルヒ自身もここでプーチンを非難すれば自分の財産はすべて没収になるということで、公式に反対することはなかった。この時にプーチン大統領は自分がこのロシアのリーダーであるということを示し、ビジネスリーダーや実業家はそれに従わなくてはならないということを世界中に示した。

戦争が起こったことによって制裁が行われ、その影響を受けた企業に対してロシアは国として、そうした企業を支援しなければいけない立場にあった。そのため、クレムリンとしてはロシアから撤退する外国企業の資産を没収し、没収した資産をビジネスリーダーや実業家に返すことで、アメとムチを使って自分から離れないように仕向けた。もちろん、戦争によって混乱が生じ、株価もルーブルも下がったが、フォーブスによるとビジネスエリートの資産は今でも以前と変わらない水準だと伝えてられている。

また、政府の中にはリベラル派のテクノクラートと呼ばれる中央銀行や連邦財務省で働いている技術官僚がいる。彼らのほとんどは西側の価値観を共有しており、戦争に個人的に反対しているものの、やはりプロフェッショナルとして経済の安定化に努め、戦争を戦うために経済を救い、プーチン大統領に忠誠を誓っている。

4. ロシア経済の適応力

ロシア経済の現状について、アレクサシェンコ、イノゼムツェフ、ネクラソフという3人のロシア人研究者が出した「The Dictator's Reliable Rear」というペーパーに非常に面白い内容が含まれている。そのペーパーは、「ロシアはこの戦時経済にうまく適用することができており、少なくとも短期的に、つまり今後1～2年は、経済が破綻することはないであろう」と結論付けている。

GDPの実績を振り返ると2022年にマイナス1.4%の下落があったものの、2023年には4.1%増

加し、そして2024年にも4.1%上昇した。インフレに関してはロシアの中で深刻な問題になっており、2022年には12%、2024年は9%と言われているが、多くの経済学者はこの数字は正確ではないと主張し、実際の消費者物価指数やインフレ率は20%とも言われている。大きな要因のひとつとなっているのは中央銀行が設定する政策金利で、2022年10月には15%に利上げをしたが、2025年2月時点では21%になっている。ルーブル為替については、為替取引が実際に行われていないので、正確な数字は出ないが1ドル=75ルーブルだったのが、ウクライナ戦争が始まった最初の週には1ドル当たり120ルーブル、2025年2月時点では1ドル当たり90ルーブルから100ルーブルで推移している。ルーブル為替の評価をするために参考になっているのが世界の原油価格で、基本的に1バレル当たり70ドル以上であればロシアは利益を出すことができると予想されている。

また、ロシア政府の歳出も増えていて、その多くは軍事費の増大による。ただ、これについては増税を課すことによって賄われていて、財政赤字の幅はGDP比で1%以下、G7と比べて問題のない水準になっている。

制裁の中で大きなものとして、国外におけるロシア資産の凍結を挙げることができる。ロシアはブリュッセルの銀行に3,000億ドルの資産を所有していたものの、EUによってウクライナ戦争の2日後に凍結されている。しかし、経常収支としては1,500億ドルの黒字になっているので、戦争を続けるための財源はある。また、ロシアは国債もGDP比15%と、G7やG20の中でも低い水準である。しかし、ロシアの変動金利の債権は市場で問題になっており、これはロシアにとってリスクのひとつになっている。

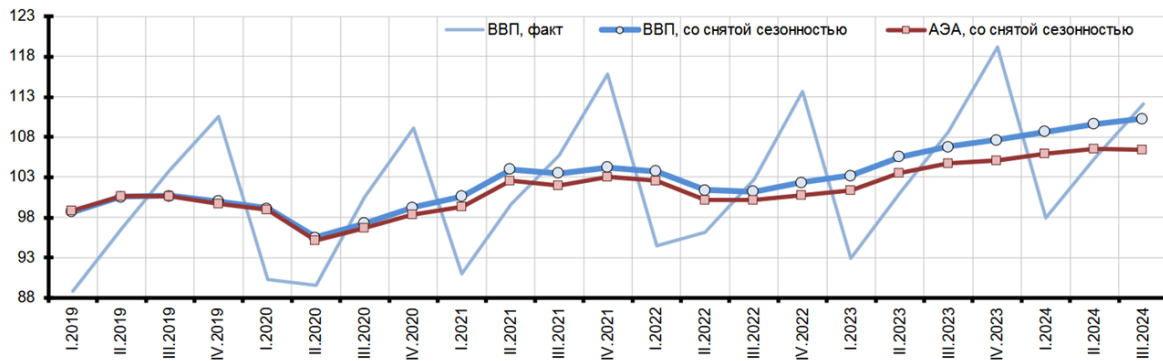
ロシアの軍事費は現在年間1,080億ドル、GDP比6%だが、2025年にはこの指標が7.5%になると言われており、これにより、兵士の採用、軍事装備品の購入が続けられる状態になっている。

ロシアは石油ガス以外に多くのコモディティを輸出しており、食品400億ドル、石炭360億ドル、鉄鋼220億ドル、肥料170億ドル、金140億ドル、アルミニウム100億ドル、そしてウラニウムなどの原子力の燃料を提供しているロスアトムが100億ドルの輸出を行っている。ロシアの石油ガスに対する制裁は一定の効果を持つことは確かだが、その他のコモディティについても世界経済にとって大きなニーズがあり、そこに関しては制裁が課されていない、もしくは制裁を迂回することができる状況にある。

その一方で影響を受けている産業もある。例えば、自動車産業は西側諸国や日本のメーカーが撤退したことで、生産台数が50%減少している。それによって中国からの輸入車が増え、中国車をロシアで組み立てている状況にある。

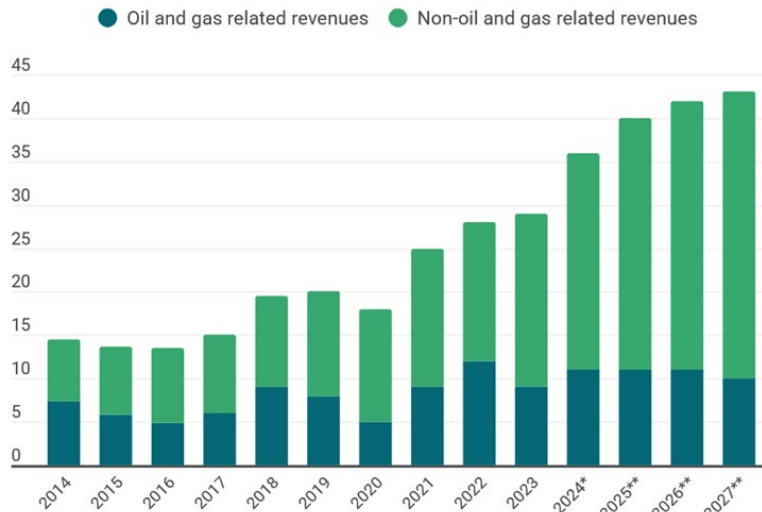
ここで1番大きな問題となっているのは、国内でのインフレ率が非常に高い水準で推移して生活に影響を及ぼしていることと、金利の上昇が国内の投資に影響を与えていることである。とくに個人や企業の借入れが持続可能でない水準まで達していて、民間企業の負債が71%増、対GDP比20%に上昇し、個人の借入れも対GDP20%に達している。

図表5 ロシアのGDPと経済活動総計 (季節調整済み、2019年=100)



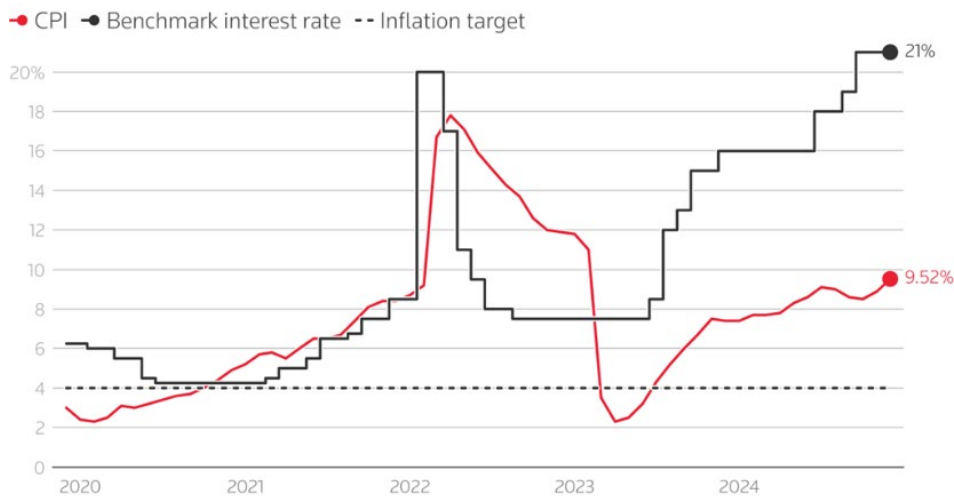
(出所) Center for Macroeconomic Analysis and Short Term Forecasting (TsMAKP) 25 Jan 2025
http://www.forecast.ru/_ARCHIVE/Analytics/DB/2025_01_21eco.pdf

図表6 2014～2017年のロシアの歳入の推移と構成 (単位: 10億ルーブル)



(出所) Richard Connolly, "Russia's wartime economy," RUSI 22 January 2025.
http://www.forecast.ru/_ARCHIVE/Analytics/DB/2025_01_21eco.pdf

図表7 ロシアのインフレ率と金利の推移



Published January 22, 2025 at 3:42 PM GMT
 By Reuters • Source: LSEG

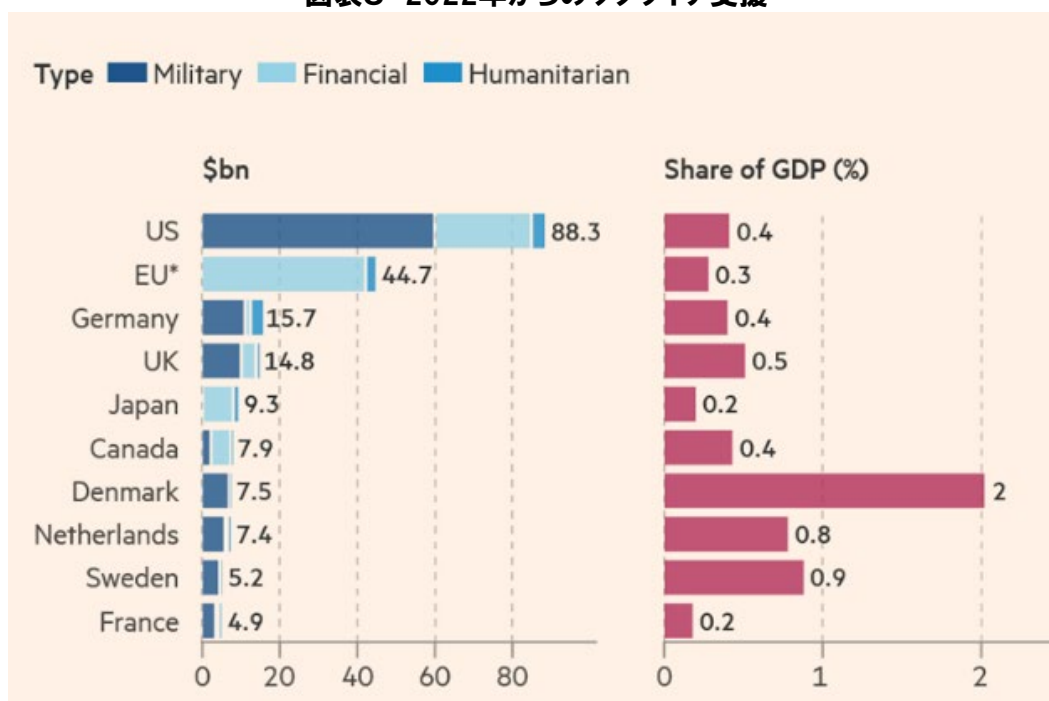
ロシア政府が発表したGDPの推移によると（図表5）、とくに大きな経済的な混乱はなく緩やかな上昇を示している。ロシアの財政収支を見ると2014年からの石油、ガスの割合が緩やかに下がってきている（図表6）。ロシアのインフレ率（赤い線が消費者物価指数）については、おそらく低く見積もられているだろうと言われており、黒い線の方が中央銀行の金利になっている（図表7）。

ロシアの民間企業の借入れおよび家計の借入れに関するハーバード大学クレイグ・ケネディ先生のデータによると、2022年から2023年にかけてロシア政府が住宅ローン支援策を出したことによって、借入れ、とくに住宅ローンが増えた。ただ2024年にはそれを引き締める方向で動いているため、借入れは減っていたが、2024年8月以降、少しずつまた企業の借入れも増えている一方で、個人の借入れは減っている状況にある。

経済的な安定をしっかりと保つことができている状況だということ、プーチン大統領にとっては早く戦争を終わらせたい動機に、そして制裁解除を求める要因になると考えられる。

2022年から行われているウクライナへの支援額をみると、制裁の裏側でどれぐらいの支援がウクライナに対して行われているかを示している（図表8）。一番多いのが米国で880億ドルと最も大きな金額を拠出しており、ほとんどが軍事支援に使われている。その次に大きいのがEUで450億ドル、中でもドイツが最大の160億ドルを拠出している。これは1カ月あたり60億ドルから80億ドルと非常に大きな金額であるため、EUにとってこの状況を今後も毎年維持できるのかは非常に疑わしい。そして米国もトランプ大統領になってから過去3年拠出してきたこの水準を維持するかどうか非常に疑わしい。

図表8 2022年からのウクライナ支援



(出所) Financial Times, 2025.1.16

IV. 日本の対ロ輸出と制裁の影響

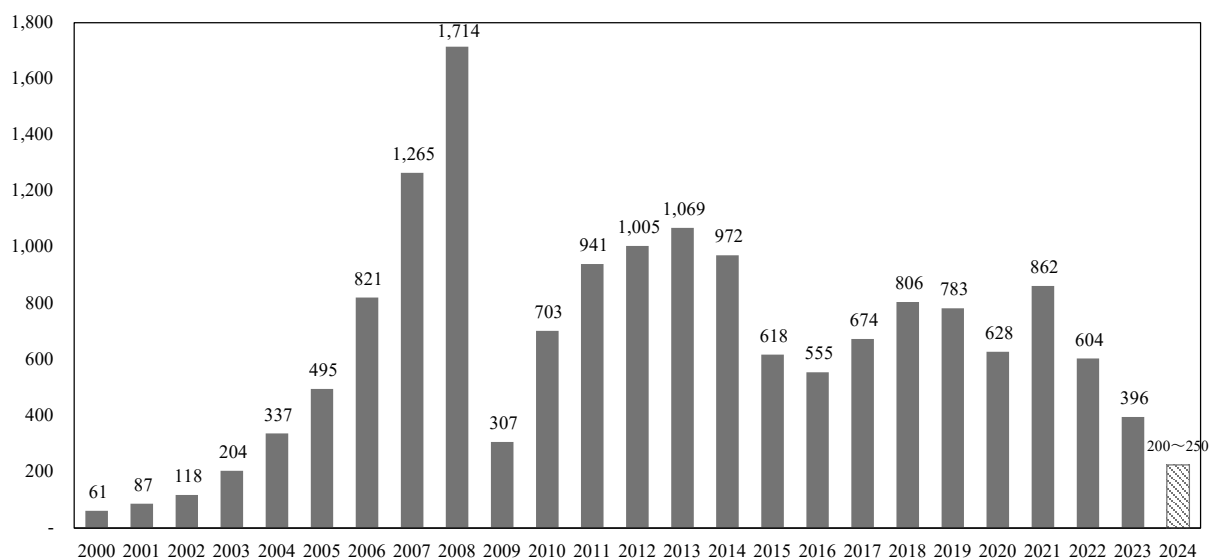
はじめに

ロシアによるウクライナ侵攻後、日本政府はG7を軸とする西側有志諸国と密接に協調しながら、ロシアに対して、大規模な輸出規制を発動している。その中で対ロ輸出に最も直接的かつ強力な影響を及ぼすのが、「輸出禁止措置」である。本稿の中で指摘するように、輸出禁止措置は日本企業によるロシアへの輸出を抑制する唯一の要因ではない。しかしながら、同措置が対ロシア輸出を実施する際の大きな障壁になっていることは疑いない。以下では財務省貿易統計を手がかりに、日本政府による対ロ輸出禁止措置が実際にはどの程度の規模なのか、あるいはまだどんな品目の輸出が制裁後も続き、またそれが今後も続くのかといった点を検証し、最後に今後の見通しや懸念される問題点等を検討したい。

1. 日本の対ロ輸出の動向

図表1にみるように、日本からロシアへの輸出は、2000年代のロシア経済の高成長の開始と軌を一にするように2000年代後半から急速に拡大し、2008年には1兆7,143億円のピークに達した。だが、2009年にはリーマンショック後のロシア財政危機のあおりを受けて輸出が大きく落ち込んだ後、2010年代前半にはロシア経済が低成長時代に入ったこと、対ロ進出した日本企業の生産の現地化（自動車等）が進んだことなどにより、対ロ輸出は1兆ドル前後を推移した。そして、2014年のロシアによるクリミア併合とそれに伴う西側諸国（日本を含む）の制裁発動によって対ロ輸出は再び5,000億～6,000億円の規模に落ち込んだ。

図表1 日本の対ロシア輸出額の推移(単位 10億円)



(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

2010年代後半には日本政府からの「8項目の協力プラン」の提示など日ロ関係改善の機運の中で対ロ輸出は8,000億円前後まで盛り返し、新型コロナ感染の影響で一時的に低下したものの、2021年には再び8,623億円に回復した。2022年には新型コロナの影響もほぼ収束し、さあこれからというタイミングでロシアがウクライナに侵攻し、その直後から日本を含む西側有志諸国による大規模な対ロ制裁が始まった。

日本の対ロ輸出は戦争と制裁の影響をまともに受け、図表1のように2022年以降は急減、2023年の輸出額は2021年の半分以下となる3,956億円に低下した。2024年に入っても低下は続き、2024年1～4月の対ロ輸出は前年同期比37.4%減の955億円となっている。今後もこのペースで輸出が推移するとすれば、2024年の年間を通じた対ロ輸出額はおそらく2,000億～2,500億円前後へ落ち込むことが予想される。日本の対ロ輸出は2000年代初期の水準まで後退することになる。

2. 日本政府による対ロ輸出禁止措置

図表2は日本政府が2024年6月末までに発表した対ロシア輸出禁止措置の一覧である。ロシアへの輸出禁止措置は、大きく①軍事転用可能な品目、②産業基盤関連品目、③ぜいたく品、④特定団体への輸出禁止に分かれる。このうち輸出の規模的影響という意味で、最も注目すべき措置は「産業基盤関連品目」であり、なかでも「産業基盤強化に資する物品」（以下、「産業基盤強化物品」と省略）が重要となる。

図表2 日本政府による対ロシア輸出禁止措置(2024年6月末時点)

大分類	中分類	対象品目	施行日
軍事転用可能な品目	(1)国際輸出管理レジーム品目	工作機械、炭素繊維、高性能半導体等	2022.3.18
	(2)軍事能力強化に資する汎用品	半導体、コンピュータ、通信機器等の汎用品	2022.3.18
		催涙ガス、レーザー溶接機等(40品目)	2023.2.3
	(3)化学・生物兵器関連物品	化学物質、化学製剤・細菌製剤製造装置	2022.10.7
硫黄、塩化水素等35物質		2023.2.3	
産業基盤関連品目	(4)先端的な物品	量子コンピュータ、3Dプリンター等	2022.5.20
	(5)産業基盤強化に資する物品	貨物自動車、ブルドーザー等(100品目以上)	2022.6.17
		油圧ショベル、電気回路等(418品目)	2023.4.7
		1900ccを超える自動車等(758品目)	2023.8.9
		自動車用エンジンオイル等(164品目)	2024.4.17
	(6)石油精製の装置等	石油精製の装置等	2022.3.18
石油精製関連の触媒		2022.5.20	
ぜいたく品	(7)奢侈品	高級自動車、宝飾品、美術品、高級酒等	2022.4.5
特定団体への輸出禁止	(8)軍事関連の特定団体	ロシアの国防省、航空機メーカー等537団体	2024.6.21 時点

(出所)経産省HP(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

産業基盤強化物品の輸出禁止措置は、米国やEUなど対ロ制裁に参加する西側有志諸国が講ずる措置¹⁾の内容を踏まえて発動されるが、国ごとの事情により、有志諸国の間で禁輸品目がすべて一致するわけではない。だが、対象となる品目が広範囲にわたるため、輸出全体としてみた場合、その影響は大きい。日本の場合、産業基盤強化物品の輸出禁止措置は2022年6月17日以降、4回発動されており、2024年6月末時点で合計1,400品目以上が禁輸対象となっている²⁾。また、産業基盤強化物品に関しては、対象品目の貿易コード（HSコード）が公表されており、それによって、これらの品目の輸出禁止がどの程度影響を及ぼしているかを検証可能である点も特徴として指摘できる。

その他については、例えば、「軍事転用可能な品目」は、もともとロシアに対して輸出が少ないことに加えて、2014年のロシアによるクリミア併合時に「軍事用途の汎用品の輸出」に関する審査手続きが厳格化されていることから、2022年2月のウクライナ侵攻前の段階でロシア向けの輸出は極めて限定されていた。奢侈品なども同じで、輸出額の大きさで言えば、ほとんど無視してよいレベルにある。

なお「特定団体への輸出禁止」に関しては、2024年6月末時点で537団体が対象に指定されている³⁾。これらの団体に対しては、制裁対象品だけでなく、原則的にあらゆる品目の輸出が禁止される。もっとも、指定団体のすべてが軍事関連の国家組織や軍需企業、軍事関連の研究開発・設計機関である。ウクライナ侵攻以前（とくに2014年以降）よりこれらの機関・企業・団体への日本からの輸出はほとんどないか、極めて限定的だったと考えられ、「特定団体への輸出禁止」措置に関しては、全般として輸出への影響はごく小さいと考えてよからう。

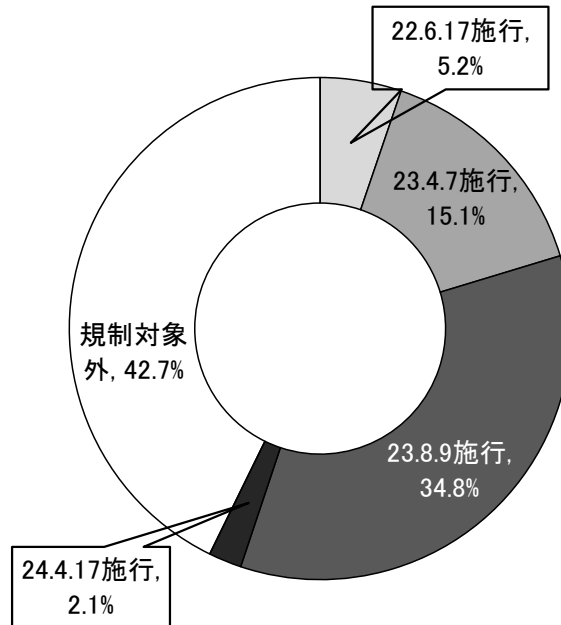
もちろん「軍事転用可能な品目」の禁輸や「特定団体」への輸出禁止は、制裁の本来の趣旨から考えれば、重要かつ不可欠な措置である。しかし、ビジネスの立場からみれば、最も影響の大きい措置は「産業基盤強化物品」の禁輸措置であり、これが日本の輸出禁止措置における「核」の部分と言える。

3. 対ロ輸出に占める制裁対象品の割合

図表3と図表4は、2021年の対ロ輸出額のうち、2022年以降に禁輸対象になった産業基盤強化物品がどれくらいの割合を占めているのかを、対象品目のHSコードに基づいて集計したものである⁴⁾。

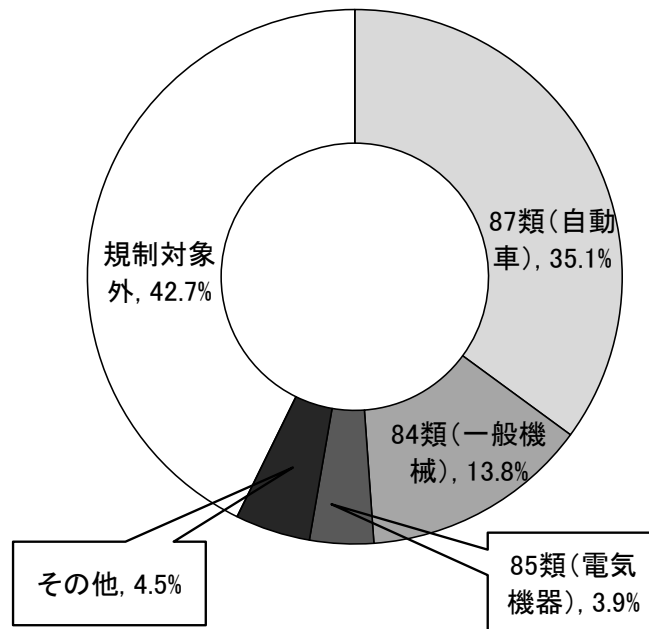
2021年は制裁と戦争の影響を受けずに通常の貿易を行うことができた最後の年で、日本からロシアへ8,623億円の輸出が行われた。2022年や2023年も本来であれば、それと同じか、あるいはそれ以上の輸出を期待できたはずである。図表3～4にみるように、2021年の対ロ輸出額（8,623億円）をベースとすると、輸出禁止品はその57.3%（4,941億円）を占めた。つまり、通常の貿易体制であれば、本来得られたであろう約5,000億円分の機会損失が日ロ貿易で発生したことになる。

**図表3 対口輸出に占める制裁対象品シェア
(施行日別)**



(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

**図表4 対口輸出に占める制裁対象品シェア
(製品分類別)**



(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

2024年6月末時点で「規制対象外」として残っている品目は、2021年の対口輸出額の42.7% (3,682億円) を占めた (なお2023年12月末時点では44.9%、3,872億円)。2023年における実際の対口輸出額は3,996億円であり、上記の数字とほぼ一致する (2023年の対口輸出に影響を

及ぼした輸出規制は2023年8月9日施行の措置までであり、2024年4月17日付の措置を除外すると、2021年の輸出額ベースで集計した「規制対象外」の金額は、上述のように3,872億円となる。後述するように、これは偶然の一致の側面が強いものの、金額だけを見れば、対口禁輸措置は、日本の規制当局の狙いどおりの結果をもたらした、と言ってよいだろう。

禁輸措置の影響を施行日別にみると、2023年8月9日施行の措置が最も金額的に大きい(図表3)。これには1,900ccを超える自動車やハイブリッドエンジン式乗用車など758品目が網羅され、日本からロシアへの主力輸出品である乗用車を含んでいたことから、インパクトが大きい措置となった。次いで2023年4月7日施行の措置で、これには油圧ショベルや電気回路等418品目が含まれた。2022年6月17日に施行された措置では貨物自動車とブルドーザーが禁輸対象となった影響が大きい。

他方、品目分類別では、やはり1,900ccを超える自動車やハイブリッド車、貨物自動車を含む87類が突出し、油圧ショベルやブルドーザー、一般機械を含む84類がそれに次いでいる(図表4)。金額全体としては輸送機器と機械・機器設備類が大半を占めている。

4. 対口輸出が続いている品目

図表5は2021年の対口輸出額をベースとして「規制対象外」の部分の金額(総額では3,685億円)とその内訳を示している。つまり、ロシア・ウクライナ戦争とそれに伴う対口制裁がなければ、本来、「規制対象外」の品目ではこれだけの金額と構成になった(あるいは期待できた)はずだということを示した図である。

一方、図表6は2023年の対口輸出額に占める「規制対象外」の部分を示したものである。2023年における日本の対口輸出額は全体として3,956億円である。しかし、これには、2023年に施行された輸出禁止措置(4月7日施行の418品目、8月9日施行の758品目)のうち施行日までに輸出された分が含まれている。図表6は2023年の輸出実績から2022~2023年および2024年4月17日施行分を含むすべての輸出禁止品目(1,400品目以上)を除外したものの総計(2,088億円)を示している⁵⁾。

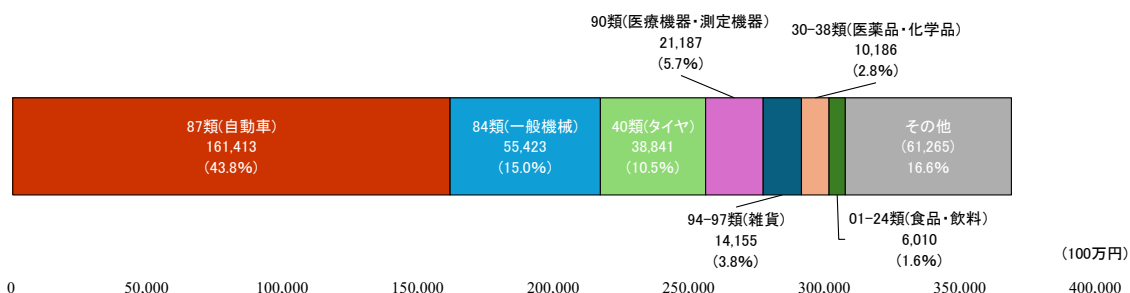
したがって、通常の貿易体制であれば、本来、規制対象外品目の対口輸出は図5のようなポテンシャルをもっているが、実際には図表6の現状となっていると理解してよいだろう。図表5と図表6を比較することによって、制裁下における日本の対口輸出の実態がより鮮明にみえてくるはずだ。

図表5および図表6ともに、自動車を中心とする87類の品目が約半分を占めるが、金額的には大きな開き(556億円の差)がある。現状、自動車のうちロシアへ輸出可能なものは排気量が「1,900ccを下回る」ものだけである。しかし、日本の自動車メーカーは、物流や決済上の困難、およびレピュテーションリスク等を考慮し、2022年の段階で新車(1,900ccを下回るものを含めて)の対口輸出をすべて自発的に停止した(2022年9月以降、日本からロシアへ

の新車輸出はゼロが続いている)。したがって、図表6の「87類」には新車がカウントされておらず、含まれているのは「1,900ccを下回る中古車」のみということになる。したがって、制度上では「1,900ccを下回る新車」の輸出は可能だが、実際には新車輸出が行われていないため、図表5と図表6の間には、実態として556億円の乖離が生じる。

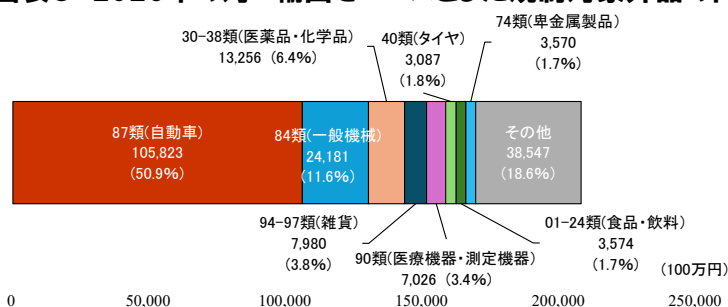
一般機械に関しても、図表5と6では内容が大きく異なる。2021年の対ロ輸出をベースとする図表5では「自動車用エンジン及び同部品」が43.4%、「建機部品」が16.8%と2つで6割を占めた。自動車や建機では、これまで完成品（自動車では1,900ccを超える自動車やハイブリッド車、貨物自動車、建機では油圧ショベルやブルドーザー等）に関しては輸出が禁止されているが、それらのエンジンや部品はまだ禁止対象ではない。だが、実態としては、ロシアで現地生産をしていた日本の自動車メーカーは2022年中に工場の稼働を止め、現時点までにロシア企業や合弁パートナー等に工場を譲渡売却し、すべてが撤退している。またロシアに工場をもつ日本の建機メーカーは撤退こそしていないものの、工場の稼働状態はゼロか、あるいは極めて低い状況にある。したがって、自動車用エンジンも建機部品も、保守整備用の一部を除いて、輸出する意義を失ってしまったのである。そのため、2023年の輸出額をベースとする図表6の84類の品目では「自動車用エンジン及び同部品」や「建機部品」の金額やシェア（自動車用エンジンが19.6%、建機部品が2.9%）が大きく低下し、代わって「気体圧縮機（回転式のもの）」（64.7%）が品目としてトップになった。

図表5 2021年の対ロ輸出をベースとした規制対象外品の内訳(単位 100万円)



(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

図表6 2023年の対ロ輸出をベースとした規制対象外品の内訳(単位 100万円)



(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

さらに、現在の条件下において輸出ポテンシャルは高いものの、実際には輸出が大幅に低下しているのが40類に属する「タイヤ」である。バス・トラックや航空機用を除き、タイヤの輸出は原則禁止対象ではない。だが、ウクライナ侵攻以降、多くのタイヤメーカーがロシア向け出荷を自発的に停止したため、タイヤの対ロ輸出は大幅に落ち込んでいる。

また、タイヤほど落ち込んではいないものの、90類に属する「医療機器・測定機器」（なかでも医療機器）もポテンシャルに比べて輸出額の実績が小さい。医療機器は人道上的理由から輸出禁止対象に指定されていない。日本からロシアへの医療機器の輸出ではCTやMRIなどの映像検査装置が主流であった。しかし、これらには制裁対象品にあたる半導体や高度光学部品が組み込まれているケースも多く、そうした事情を組んで医療機器メーカーが自主的に輸出を抑制しているのかもしれない。

以上の考察から、対ロ輸出を制限する要因としては、「輸出禁止措置」が唯一ではないということが理解できる。様々なリスクを勘案しながら企業自身が行う「自発的輸出規制」や現地生産停止等による「輸出意義の喪失」もまた対ロ輸出を抑制する強い要因になっている。

他方、ポテンシャル以上の結果を残しているのが、30～38類に属する「医薬品・化学品」で、金額およびシェアともにポテンシャルを上回っている。医療機器と同様に、医薬品も人道上的理由から禁輸対象とはされず、実態としても制裁前より大きく輸出を伸ばしている（図表7も参照）。歯科用・接骨用セメントなども同様である。なお94～97類の「雑貨」の大半は「紙おむつ」が占めており、同製品の対ロ輸出はウクライナ侵攻後も制裁前の水準をほぼ維持している。

5. 対ロ輸出が伸びている品目

図表7では、戦争や制裁下にあってもロシアへの輸出が伸びている品目を抽出した。品目も金額も少ないながら、厳しい状況の中で輸出を増やしている品目も存在するという事だ⁶⁾。つまり、このことは、ロシアの客先への物流ルートと制裁に抵触しない決済方法を確保できれば、こうした分野において、まだ輸出を伸ばす余地が残されているということを示している。

制裁ルールを守りさえすれば、ロシアとビジネスを行うことは、原則的には制限されない。ただし、戦争と制裁という異常かつ極めて流動的な状況の中で対ロビジネスには大きなリスクが伴う。実際、様々なリスクを考慮し、大手企業の多くはロシア・ビジネスを控えている。おそらく、現在、これらの品目の輸出に従事しているのは、対ロ専門商社などの中堅・中小企業が多いと推測される。

現在、こうした状況においても輸出が伸びている品目があるという事実は、リスクを負う覚悟さえあれば、限られた範囲と条件ではあるものの、（とくに対ロビジネスで実績に富む中堅・中小企業にとっては）一定のビジネスチャンスが存在するというを示している。

図表7 対ロシア輸出が伸びている品目

HSコード	品目	2021年 (100万円)	2023年 (100万円)	増減率(%) (2023/2021)	2024年1-4月 (前年同期比 %)
0901	コーヒー	175.9	304.2	72.9	26.4
2106	調製食料品(栄養補助食品)	636.0	636.9	0.1	12.4
2202	ミネラルウォーター	186.5	354.1	89.9	42.4
2713	石油又は歴青油の残留物	1,480.1	2,130.6	43.9	94.3
2936	ビタミン及びプロビタミン	19.3	194.5	906.7	3.5
3004	医薬品	801.6	2,277.6	184.1	292.7
3006.40	歯科用・接骨用セメント	1,275.2	2,385.5	87.1	48.0
3302	香気性物質の混合物・調整品	999.0	2,920.1	192.3	236.3
3808	殺虫剤・除草剤	698.0	763.8	9.4	▲ 91.2
3822	診断用・理化学用試薬	888.0	900.6	1.4	▲ 76.6
5407	合成繊維の長繊維の糸の織物	173.5	860.2	395.7	36.4
5601	紡織用繊維のウォッディング・同製品	512.0	543.4	6.1	66.1
6808	パネル、ボード、タイル、ブロック	234.1	406.3	73.5	124.0
8311.10	卑金属製の被覆アーク溶接棒	1,868.2	3,362.1	80.0	▲ 49.9
8414.80-220	気体圧縮機(回転式のもの)	3,172.4	15,485.4	388.1	▲ 99.5
8423	重量測定機器	268.9	404.6	50.5	105.5
8438	飲料・食品製造機械	203.8	339.3	66.5	▲ 91.7

(出所)財務省貿易統計をもとに作成。

おわりに

ロシアがウクライナへの侵略を止めないかぎり、今後も対ロ制裁の強化は続くだろう。輸出禁止品目の拡大もしかりである。例えば、「1,900ccを下回る自動車」が禁輸対象に指定されると、日本の対ロ輸出全体がさらに大きく落ち込むことになる。

だが、これまでの2年半に産業基盤強化物品だけで1,400品目以上がすでに輸出禁止されており、全般的に考えると、禁輸品目の拡大とその効果はそろそろ頭打ちになってくる可能性も考えられる。そもそも西側有志諸国の制裁は「スマート・サンクション」を原則とし、ロシアの①軍需生産能力の弱体化、②戦費調達能力の低減、③プーチン政権を支えるエリート層への打撃にターゲットを絞ってきた。つまり、ロシアの一般市民をできるだけ巻き込まないよう配慮してきたはずだ。これ以上、禁止品目を拡大すると、その原則に抵触する可能性がでてくる。

最近の西側有志諸国における制裁内容としては、ロシア・ベラルーシ以外の第3国の企業(金融機関を含む)や船舶、ならびにロシアの船舶や港湾ターミナルに対する制裁が強化される傾向が強くなっている。すなわち、ロシアへの直接的な制裁から制裁の「抜け穴対策」へ重点がシフトしている。日本政府も2023年12月末以来、中国、UAE、ウズベキスタンなど7カ国の16団体を輸出禁止対象、UAEとキプロスの4団体を資産凍結対象に指定している。

そうした観点から物流分野における制裁強化は対ロ輸出に影響を及ぼす可能性が大きい。ロシアが北朝鮮に接近し、軍事物資が北朝鮮からロシアへ流れていることに関連して、ロシア極東の船会社に属する船舶や港湾ターミナルが制裁対象に加えられる傾向が強まっている。例えば、2024年5月24日、ヴォストーチヌィ港のコンテナターミナル・オペレーターである

VSC社（Vostochnaya Stevedoring Company）が日本政府から資産凍結措置の対象に指定された⁷⁾。EUの制裁との関連で、サンクトペテルブルグ港が事実上使えなくなった今、対ロ輸出においてロシア極東の港湾の重要性が格段に高まった。ヴォストーチヌイ港のコンテナターミナルは、ウクライナ侵攻以前から日本企業が伝統的に利用してきた施設である。しかし、今回、VSC社が制裁対象になり、同社との支払いや役務取引が制限されることで、日本企業によるヴォストーチヌイ港の利用が難しくなった。

加えて、同様の措置がウラジオストク商業港に拡大されると影響はさらに大きくなる。本年6月にプーチン大統領が訪朝し、両国の関係は一層深まる様相を示している。軍事関連を含む物資の往来も増大が予想され、その際ウラジオストク港が利用される機会もでてくるであろう。そうなれば、ウラジオストク商業港が資産凍結措置の対象になることも大いにありえる。

つまり、規制対象外の品目であっても、物流面で入口を止められてしまえば、輸出を止めざるをえないか、物流ルートの再構築を迫られることになる。対ロ輸出に従事する日本企業にとっては容易ならざる状況が今後も続く。

【注】

- 1) 例えば、2022年4月8日、EUは対ロ制裁に関する理事会規則（Council Regulation No 833/2014）に輸出禁止項目として「goods which could contribute in particular to the enhancement of Russian industrial capacities」を追加した。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R0576>
- 2) ただし、日本政府は輸出禁止品目であっても、例外的に輸出を認めるケースとして9つの項目をあげている。なかでも重要な項目は「最終需要者が法人の場合であって、当該法人のすべての株式を日本または西側有志諸国（米、英、EU27カ国、豪、加、ニュージーランド、韓国、ノルウェー、スイス）の法人が出資した法人（合弁を含む）向けの輸出」のケースである。つまり、禁輸品であっても日本や欧米のロシア子会社向けであれば、輸出が許可される可能性があるということの意味する。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html
実際、財務省貿易統計では、2023年末までに輸出禁止の対象になった品目が2024年に入ってから少量ながらロシアへ輸出されている事例が確認できる。
- 3) 禁輸対象の「特定団体（2024年6月末時点で537団体）」に関しては、財務省のホームページ上において一覧を確認することができる。
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/ukraine_list_russia_20240621.pdf
- 4) 集計にあたって厄介だったのは「1900ccを超える自動車」の輸出額の推定である。HSコードに「1900ccを超える自動車」のみを特定するものはない。「1900ccを超える自動車」は、①8703.23（シリンダー容積が1,500cm³を超え3,000cm³以下のもの）、②8703.32（シリンダー容積が1,500cm³を超え2,500cm³以下のもの）、③8704.21（車両総重量が5 t以下の貨物自動車）の3つのコードに含まれるが、本稿では2023年6～7月（禁輸施行

前で「1900ccを超える自動車」を含む)と2023年10～11月(禁輸施行後で「1900ccを超える自動車」を含まない)における①～③の月平均輸出額を比較し、「1900ccを下回る自動車」だけが残った2023年10～11月の月平均輸出額が2023年6～7月のその16.2%だったことから、禁輸施行前の①～③の輸出額に占める「1900ccを超える自動車」の割合は83.8%だったと仮定して集計を行った。

- 5) したがって、2024年7月以降、新たな輸出禁止措置が発動されなければ、単純な計算(為替変動やその他条件の変化を考慮しない)の上では、2024年の日本の対ロ輸出額は約2,100億円となるはずであり、2024年の対ロ輸出を「2,000億～2,500億円」とする本稿冒頭の見通しは、2024年1～4月の低下テンポ(前年同期比37.4%減)と上記の要素に基づいている。
- 6) ただし、ここでは為替相場の変動を考慮していない。2021年と比べて、2023年および2024年には円安が大幅に進んでいる。したがって、図表7の各品目における2023年の輸出実績もドルベースや数量ベースでみた場合には、増加ではなく、低下しているケースもありうるという点を指摘しておきたい。
- 7) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00714.html

第2部 制裁および対抗措置への外国企業の対処法

V. ロシアにおける知的財産権を巡る規制の動き

B1 知的財産実務部長

ドミトリー・セミョーノフ

はじめに

以下は、2024年9月11日に開催した情報提供セミナー「ロシアにおける知的財産権を巡る規制の動き」の報告内容である。同セミナーでは、モスクワの法務・会計コンサルティング会社であるB1から知的財産権に関わる専門家であるドミトリー・セミョーノフ氏をお招きし、2022年2月のロシア・ウクライナ戦争発生後にロシアにおいて生じた知的財産権を巡る実務の動向と今後の見通し、とくに①商標権の侵害と訴訟の事例、②知的財産権に対する並行輸入の合法化がもたらす影響、③「非友好国」企業に属する知的財産権に関わる制裁対抗措置の動きと内容、④外国企業による商標権管理に向けた留意点、といった点を中心に解説していただいた。

1. 商標権の取消訴訟を巡るリスク

まず、「非友好国」の企業および個人が所有する知的財産権は、ロシアにおいて現在も保護・保全されているのかというテーマから始めたい。結論を言えば、ロシアでは「非友好国」の企業および個人が所有する知的財産権（商標や特許を含む）は、引き続き保護されている。しかし、現在、ロシアのおかれている特殊な状況の中で一定のリスクが存在するという点を指摘しておかなければならない。特殊な状況における一定のリスクとは、①商標権の存続期間満期前の商標取消訴訟、②並行輸入の合法化、③ロシア当局による制裁対抗措置（商標権に関連する契約の内容に関わるもの）などが挙げられる。こうしたリスクがあるからこそ、最低限の商標の活用を維持する必要がある。以下では、知的財産権を巡るリスクとそれに対する対応策についてお話したい。

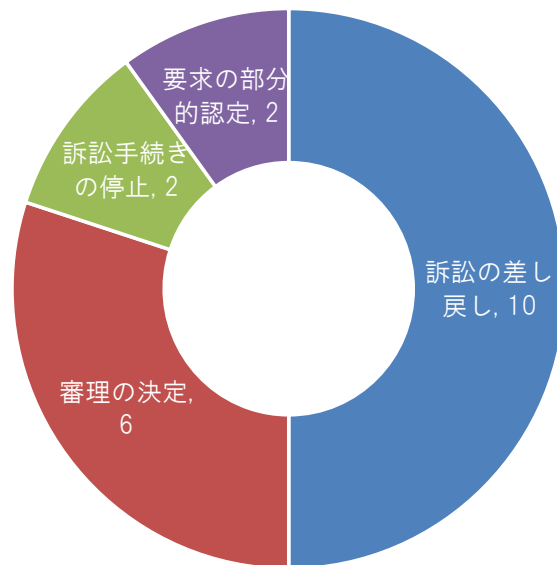
最初に、商標の不使用に関わる取消訴訟の問題、すなわち商標の不使用状態が続いている場合、商標権の存続期間満了前に訴訟が起こされるリスクがある点について触れておきたい。ロシアでは、商標権の存続期間は原則10年であり、それを前提に登記・登録が行われる。存続期間は満了後、更新が可能であり、何度でも更新できる。商標登録はいわば永遠に更新可能と考えてよい。ただし、商標が3年間連続して使用されていない事実があると、当該商標に関心をもつ者が当該商標の無効を求めて裁判に訴えることが法律上可能になっている。

こうしたことから、現在、商標トロールが商標権を侵害する事例が頻発している。とくに、商標権が使用されていない事実につけ込んで、外国の有名ブランドのわがものにするという意図をもって、商標トロールが裁判を起こすケースが発生している。例えば、香港のSmart

International Distribution Limited

という会社は、この数年間に世界的に有名な外国企業の商標に関して、不使用を理由に商標権の存続期間満了前にもかかわらず、権利の取り消しを求めて20件の訴訟をロシアで起こしている。日本企業では、資生堂、ダイソー、ジャガーミシンがターゲットとされた。図表1のように、Smart International Distribution社による20件の訴訟のうち、10件は差し戻されたが、2件に関しては要求が部分的

図表1 商標権取消訴訟の判例結果(件)



的に認められた。つまり、こうした訴訟を数多く起こせば、その一部は商標トロールの意図通りになりうるということの意味している。

では、商標不使用による商標権取消裁判に備えてどのような対策をとったらよいか。最もシンプルな方法は、ロシア領内においてできるだけ活発に商標を使用し続けるということだ。商標を使用している証拠を示せば、なおよい。だが、もしそれが困難であるならば、商標権者は、自分自身ではどうすることもできない理由でロシア市場において当該商標を使用できない理由を証明することが必要である。そうした証拠を取り揃えて、いざ裁判となった場合に即座に提出できる体制を整えておくということである。さらに、上述のように、商標権の存続期間は10年なので、期限がきたら、その前にきちんと更新手続きを行っておくことが重要なこととなる。

また、同じく訴訟対策として、新たに商標登録の申請書を出しなおすという方法もお勧めしたい。というのは、3年間続けて商標が不使用の場合に裁判リスクが高まるわけで、3年が経過する前に商標権者が自らの商標の登録申請を改めて行い、それが受理されると、向こう3年間は第三者が訴えを起こすことができなくなるからだ。すなわち、新たな申請が認められれば、今後3年間は自分の権利を守ることができる。また、10年間に経過して商標権を失ったとしても、新たに申請しなおすことで、再び自らの知的財産権を取り戻すことが可能である。実際、Coca Cola, Starbucks, Christian Dior, Hyundaiといった著名な企業が、最近、続々とこのやり方で自らの商標を改めて登録申請している。これらの企業が、近い将来、ロシア市場に戻ってこようとしているとは考えられない。しかし、こうした措置を講じることによって、彼らは自らの権利を守ることができるし、将来的にロシア市場に戻ってくる場合にも、商標という面では何ら支障なく復帰できるようになる。

2. 商標権を巡る司法の立場

以下では、ロシアの司法が商標権を巡る問題にどう対応しているかをみていきたい。現状、ロシアの裁判所は、「非友好国」を含めた外国の知的財産所有者の権利を保護するという傾向を保持している。商標の不使用を理由に商標取消を求めて裁判に訴えるロシア企業は、商標権所有者が「非友好国」の者の場合、ロシア国内においてその権利が守られる必要はないと裁判で主張するケースが多い。しかし、そうした主張がロシアの裁判所で認められる事例は少ない。ロシアの裁判所では、権利所有者の国籍は権利が守られるか、守られないかを左右する理由にはならないという原則に立っており、実際にその原則に従った判例も実在する（2022年10月6日付の知的財産権に関する判決第S01-1468/2022号）。

また司法による商標権の保護に関しては、以下の2つの判例で裁判所の公式見解が示されている。第1に、2024年4月25日付の知的財産権に関する判決第S01-201/2024号では「ロシア連邦国内では非友好国域内で登録されたものを含め、外国組織の知的財産の平等な保全が保証される」とされている。これは、「非友好国」で登録されたものを含め、外国企業の知的財産権はロシア国内では平等に保護される、ということの意味している。さらに、2022年6月27日付の第2仲裁控訴裁判所判決第02AP-2571/2022号では、「大統領令では、裁判所に訴訟を起こすなどの方法で、外国の権利者がその独占権の保全および保護を行うことに制限を定めていない」との判例がでた。これは、「非友好国」を含む外国の商標権者は、第三者がロシアにおいて商標権を侵害していることを発見した場合、裁判を通じて自らの権利を行使することができる、ということの意味している。

そして、外国の商標権者が裁判所に自らの権利を訴えた場合、多くのケースにおいて、裁判所は外国の商標権者の主張を認めている。ただし、以下に述べるように、2022年にロシアでは並行輸入が合法化されており、「非友好国」の商標権者の権利に関しては、この点を考慮する必要がある。

3. 並行輸入の合法化に関わるリスク

並行輸入とは、あくまでも正規品（権利保有者あるいはそれに委託された業者が商標を付与した製品）を取り扱うものの、権利保有者（ないしはそれに委託された者）ではないものがその輸入を行う取引を意味する。ロシアでは、並行輸入の合法化以前には、商標権者が自社製品の商標を独占的に使用する権利をもっていた。つまり、ロシアにおいては、税関に商標を登録することによって、第三者が商標権者の合意なく製品を輸入することを阻止できる制度があった。

しかし、2022年2月の「特別軍事作戦」以降、多くの外国企業がロシアへの製品供給をストップし、結果、ロシア国内で商品不足が発生した。その対策として、特定のブランドや製

品について並行輸入を合法化することが決定された。そして、2022年3月にはロシア産業商業省に並行輸入品のリストを作成する権限が与えられた。ちなみに、例えば、日本企業が自社製品を並行輸入品リストに含まれることを望まないのであれば、その意志をロシア産業商業省に伝えることは可能である。

外国製品の並行輸入が合法化されるためには、いくつかの条件を満たす必要がある。第1に、当該製品がロシア市場で流通していたという事実が必須となる。つまり、並行輸入は、これまでまったく実績のない製品のゼロからの輸入は対象となりえず、ロシアに輸入されてきた製品を継続的に輸入する際に適用される。第2に、ロシア産業商業省の省令の形で承認される並行輸入品リストに当該製品が含まれていなければならない。第3に、並行輸入の場合の知的財産権の抹消は、商標が記された具体的な個別製品に対してのみ適用される。すなわち、モノとして輸入され、売買の対象になる商品のみ適用される。したがって、これをドメイン名に使用するなど、その他の商標使用方法には適用されないという点が重要だ。

なお、並行輸入の対象はあくまでも正規品について限定される。したがって、商標権を侵害したもの、すなわち偽造品や模倣品には並行輸入が適用されない。偽造品や模倣品はあくまでも不法な複製物、コピーとして、輸入し販売した者は責任を逃れることができない。

4. ロシア当局の制裁対抗措置に関連したリスク

(1) 大統領令第322号と大統領令第430号

続いて、知的財産分野におけるロシア当局の制裁対抗措置について言及したい。制裁対抗措置は、主として大統領令として発動されている。この種の大統領令は、西側諸国が知的財産分野でロシアに対して制裁を課したことに對する対抗措置として打ち出された。

知的財産分野における制裁対抗措置としては、以下の2つの大統領令が重要な意味をもっている。一つは、2022年5月27日付ロシア大統領令第322号、もう一つは2024年5月20日付ロシア大統領令第430号である。

2022年5月27日付大統領令第322号は、「非友好国」の知的財産権の権利保持者と結んだ知的財産使用のライセンス契約に主として関わるもので、権利保持者に対するライセンス使用料等の支払いをロシアの公認銀行に開設した特別口座（O型口座）への送金によって行うことを規定したものである。O型口座へは、ロシア・ルーブルでのみ振込が可能である。また、権利保持者がO型口座から資金を引き出すには、外国投資監督政府委員会の許可が必要となる。

他方、2024年5月20日付大統領令第430号は、「非友好国」の知的財産権の権利保持者との間で結ばれた知的財産の譲渡契約に関わる手続きを規定している。同大統領令では、「非友好国」の権利保持者に属する知的財産の譲渡取引には、外国投資監督政府委員会の許可が必要であり、同委員会は取引に強制的な条件（例えば、O型口座への送金等）を課す権限が与えられている。

図表2 大統領令第322号と大統領令第430号の内容

	2022年5月27日付 大統領令第322号	2024年5月20日付 大統領令第430号
適用対象となる取引	・「非友好国」の権利者と締結された知的財産使用権に関するライセンス契約等	・「非友好国」の権利者と締結された知的財産権の譲渡契約
取引上の制限	・ライセンス使用料の支払いは、ロシアの公認銀行の一つにあるO型口座にルーブルの形で振り込む方法でのみ可能。	・取引実行には外国投資監督政府委員会の許可が必要 ・政府委員会はO型口座の使用など強制条件を課す権限を有する。
適用除外される取引	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、工業製品、農産物、食品の生産や輸入に必要な場合 ・トラフィック輸送サービス、通信サービスの実施に必要な場合 ・データ処理センター、情報システム、データベース、ソフトウェアの使用や構築に必要な場合 ・10万ルーブルを超えない金額でソフトウェアを個人で使用する場合 ・ライセンス契約の義務を履行し続けている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術研究成果、文学・芸術作品、実演活動の成果、録音・録画物、放送内容に関わる権利に関わる取引 ・1500万ルーブルを超えない額(またそれに相当する外貨額)の取引

大統領令第322号と大統領令第430号には、図表1のように適用除外がそれぞれ定められている。第322号に関して注目すべきは、「非友好国」の知的財産権の権利保持者がライセンス契約の義務を履行し続けている場合、同大統領令の適用を受けないという点である。大統領令第430号では、学術研究成果、文学・芸術作品、実演活動の成果、録音・録画物、放送内容に関わる権利に関わる取引、ならびに1,500万ルーブル（またはその外貨相当額）を超えない取引については同大統領令が適用されないことが規定されている。

(2)商標権を巡る訴訟事例

興味深いケーススタディを一つ紹介したい。米国企業Allergan Inc.が権利保持している登録商標に関する事例である。Allergan社はビューティケア製品を数多く製造している企業で、その製品はロシアでたいへん人気がある。Allergan社自体は2022年にロシアでの活動を停止したが、Latisseという商標をもつ同社のまつ毛育毛剤は、その後もロシアにおいて流通が続いていた。

ロシアの某企業が、同質の材料を使った商品に、Allergan社の商標を使用しようとして、ロシア知的財産庁（ロスパテント）にその商標（Latisse）の登録申請を行った。しかし、それは知的財産庁によって拒否された。知的財産庁は、登録拒否の理由を「（登録申請の対象となる）商標はAllergan社のものをコピーしたものであり、そのため申請者の名前で登録することはロシアの消費者に誤解を与える可能性がある」と説明した。

登録を拒否されたロシア企業は、この決定を不服とし、知的財産裁判所に訴え出た。ロシ

ア企業は、米Allergan社がすでにロシアでの活動を停止しており、自分たちが同種の商品にLatisseの商標で登録することが認められないのは納得がいかないと主張した。だが、知的財産裁判所は、以下の理由でロシア知的財産庁の決定を支持した。すなわち、当該の米国企業はロシアで活動を停止したが、同社の製品は、今回申請が提出された日よりずっと以前からまつ毛育毛剤「Latisse」を製造し、現在もロシア市場でこれを流通させており、ロシアの消費者の間で知名度も高い、したがって、第三者であるロシア企業が同種の商品に当該商標をつけて販売することは、消費者に誤解を与えかねないので許容できない、というものだった。

この事例が興味深いのは、ロシア市場において外国企業の商標権が存在しなくなっても、その商標がロシアの消費者に広く認知されているという事実があれば、第三者（往々にしてロシア企業）が、当該の商標権を侵害するような行動（知的財産庁への申請を含む）をとろうとした場合、もともとの商標権者の利益が実質的に保護されるという点を証明したことである。

(3)外国の知的財産権者に対する権利保護停止に関する法案

次に、現在、ロシア議会で審議されている外国の知的財産権者に対する権利保護停止に関する法案（民法典の改定案）について説明したい。本法案は本年6月19日にたった2行からなる法案としてロシア議会国家院（下院）に提出された。内容は、①ロシア連邦内において「非友好」的な外国の法人および個人の独占的およびその他の知的財産権を認めない、②当該の知的財産権はロシアにおいて現状のものは保全されない、といったものである。これは、「非友好国」の知的財産権の権利保持者が新たに申請をしても受理されない、なおかつ現時点で登録されている権利もいずれ無効になる、ということの意味している。

2024年9月現在、同法案は、議会の関連委員会や政府、最高裁判所を含む国家機関へ送付され、意見聴取している段階にある。同法案がロシア及び国際的な法体系に矛盾していることは明らかだが、現時点でこの法案がどう審議され、制定に至るのかについて見通しを述べることは難しい。というのは、現時点までのロシアの制裁対抗措置は、ライセンス使用料等の支払いや譲渡取引という2点のみに言及しており、財産権自体の保全に関わる問題には踏み込んでいないからだ。

とはいえ、第14弾対ロシア制裁パッケージにおいてEUは、EU領内においてロシアからの知的財産権の登録申請を受理しないことを決めた。それゆえ、今回の法案では、それに対抗する形で、「非友好」的な外国の法人および個人の知的財産の新規登録を受理せず、現存の権利も無効とするという内容になった、と解釈しうる。同法案は、ロシア議会の秋の会期における暫定議題として含まれている。個人的な見方としては、同法案は、採択されたとしても、現在の文言よりソフトな内容になるのではないかと推測される。もし仮に、現在の内容のまま法案が成立してしまうことになれば、外国の権利保持者の権利をどう保全するかということについて、上述のように説明してきた内容とはまったく異なる状況になってくる。

5. 商標権管理にあたっての留意事項

最後に、外国の知的財産権者が商標を管理するにあたっての現時点での留意事項に関しておさらいを兼ねて指摘しておきたい。

第1に、商標取引を実行するにあたっては、制裁対抗措置（既述の大統領令第322号と大統領令第430号）の内容を遵守していることを確認しなければならない。

第2に、商標権の存続期間満了前においても、長期間の不使用に関連して権利の取消訴訟が起こされるリスクがあるので、商標の使用と消費者認知度の維持が商標権者の立場を強める助けとなる。商標が市場で実際に使用されている実績を作っていくことが重要だが、それができない場合には、商標を使用できない客観的な理由と不可抗力の証拠を固めていくことが、権利侵害から身を守る重要なポイントとなる。

第3に、並行輸入の対象はあくまでも正規品に制限されており、偽造品や模倣品がロシアに輸入され、販売されている場合、商標権者が自分たちの権利を守ることを決して妨げるものではない。

第4に、商標登録申請をモニタリングすることにより、同一の商標を登録する試みに速やかに反応することができる。必要であれば、裁判所に訴え、自らの権利を守っていく姿勢も重要だ。

第5に、リスクを最小限に抑えるため、商標とその使用方法を事前に分析し、潜在的な脅威を見つけ出すこと、またリスクが見つかった場合には、そのリスクに対する防御方法を準備しておいた方がよい。準備をすることによって、例えば、不使用を理由に第三者が商標取消裁判を起こした際にも迅速に対応できるだろう。

第6に、10年間の商標権の存続期間が満了に近づいた場合、その更新を申請することが推奨される。また、ロシア市場から撤退してからも、権利を保護したいという場合には、新たに申請しなおすことも重要である。それにより、不使用を理由とした取消裁判を訴えられるリスクが軽減する。

VI. 制裁導入後のロシアにおける商事紛争

はじめに

以下は、2024年10月29日（火）に当会が開催したロシア情報提供セミナー「制裁導入後のロシアにおける商事紛争」の報告内容である。同セミナーでは、ALRUD法律事務所のパートナーであるセルゲイ・ペトラチコフ弁護士と同じくオフ・カウンセルのセルゲイ・ミラノフ弁護士を講師としてお招きし、ウクライナ侵攻後のロシアにおいて外資系企業が直面している商事紛争の最新動向、契約解除に伴う諸問題、不可抗力の解釈をめぐるロシア裁判所の立場、ロシア側パートナーの破産に伴うリスクといったテーマを中心に報告をしていただいた。

1. ロシア側との紛争にみる最近のトレンドと対策

ALRUD法律事務所／パートナー
セルゲイ・ペトラチコフ

(1) 商事紛争における傾向とリスク

まず指摘しておきたいのが、有限責任会社に対して無限責任を問うという「法人格否認の法理」の逆適用の事例がロシアでは観察されるということである。係争をロシア国内に持ち込む方法として、契約に基づく解決ではなく、不法行為があったとして訴訟を起こすというやり方がある。これにより原告は、管轄がロシアの裁判所にあると主張し、子会社と親会社の責任を問う。有限責任会社に無限責任を問うという、通常の法人格否認の法理とは違い、逆適用の場合はベクトルが逆になる。子会社が親会社あるいはグループ内の別会社と一緒に責任を問われることになる。責任を問う根拠としては、悪意のある故意の行動あるいは不作為があげられる。

一つ目の例としては、親会社と子会社が提供するサービスが分割できず、実際に契約上の義務を履行しているのが子会社である、という場合である。Googleおよびシーメンスに対して起こされた訴訟がこれに当てはまる。二つ目の例は、対ロ制裁を自発的に順守した結果、共同で損害をもたらした、という場合である。これはシティバンクの事例が当てはまる。なお、この場合に責任を問われたのはシティバンクの香港支社だった。子会社の資産を直接差し押さえることにより、ロシアの裁判所の決定をより簡便かつ迅速にロシア国内で執行することができる。

2020年6月、ロシアの商事訴訟法典へ制裁に関する新条項が追加された（2020年6月8日付ロシア連邦法第171号）。外国の制裁からロシアの企業を司法によって追加的に保護することを目的としたものである。同法典の改訂にともなって外国企業が負うこととなったリスクとして、まず一つ目は、契約の準拠法に優先してロシア法が適用されるようになったということだ。また、改正法では、制裁対象者が紛争に関わっている場合や紛争の原因が制裁であ

る場合には、ロシアの裁判所の専属的管轄になる旨が謳われている。このルールは、契約書に「合意管轄条項」が記載されていたとしても有効とされる。つまり契約の準拠法がロシアに制裁を課している国の法律であった場合、ロシアの裁判所は、その契約条項を無視してロシア法を適用できるようになった。

商事訴訟法改訂に伴う二つ目のリスクは、訴訟差し止め命令の適用と手続きの簡略化である。商事訴訟法改正法では、ロシアの制裁関連の訴訟において、当該の外国企業が他国の裁判所に制裁対象のロシアの法人や個人を訴えようとする場合、ロシアの裁判所がその差し止め命令（anti suit injunction）を行うことを認めるようになった。また、ロシアの裁判手続きがある種緩和されたということも注目に値する。たとえば、裁判所は外国の法人や個人への通知を発出する際にさほど厳格な対応をとらなくなった。

三つ目のリスクは、天文学的な金額の罰金が課せられる可能性である。訴訟差し止め命令が出ているにもかかわらず、外国の裁判所に外国企業が訴えた場合あるいは訴えを続けた場合、ロシアの制裁関連の訴訟において、累進性をとった青天井の制裁金が課される傾向がみられる。GoogleやAmazon、Twitchに対する訴訟がそれに当てはまる。直近のロシアのニュースによると、Googleに対しルーブルで10の36乗に達する桁の巨額罰金を課す判決が下された。

また、2022年にはロシアの商事裁判所が、初めて外国企業であるPandora Consulting LCに対して破産宣告を行った。破産手続きの過程で、商事裁判所は当該企業が「ロシアと緊密な関係」を有していたと判断した。また2024年2月に行われたWestwalk Projects Ltd.社に対する破産訴訟では、最高裁判所は「ロシアとの緊密な関係」についての明確な定義を示した。「ロシアとの緊密な関係」の基準となる定義は、①当該企業がロシア連邦内で恒常的に経済活動を行っていること、②当該企業を支配する者の主たる利益がロシア領内に存在することとなっている。重要な点としては、Westwalkの破産訴訟を受けて、ロシア国内では外国企業の破産を求める訴訟の数が大幅に増えたということである。たとえば、2024年に入ってからベルギーの預託機関Euroclear BankやCredit Suisse Groupに対し破産申し立てを求める訴訟がロシア企業から提起されている。

その他、2024年に発生した変更で重要なものは、2024年6月に発表されたEUの第14弾対ロ制裁パッケージに関する規則（EU規則第833/2014号第11a条）である。同規則によれば、ロシアの裁判所がEUの企業に損害賠償を命じた場合、EU企業がEU域内の裁判所でロシアの原告に対して損失賠償（訴訟費用を含む）を求めて提訴することができる。つまり、EUの個人および法人は、この規則に関連して発生した損害について、いかなるものであれ裁判を通じて賠償を受けられるようになった。たとえば、制裁対象のロシア企業がロシアの裁判所に対しEU企業を訴えた場合、これがEU規則違反を根拠に、EU企業はEU域内の裁判所にロシア企業を訴え、損害賠償を請求することができる。重要なことは、ここでいうところのEU企業には、EUで活動する日本企業の子会社も含まれる、という点である。

(2)ロシア側との契約の解除がもたらす結果

現行のロシア法では、前向きな、すなわち将来に向けての契約解除の原則を採用している。一般的には契約解除により、双方はその義務履行を免除される。しかし、契約の中で、契約解除後も有効な条件を双方で想定しておくことが可能である。このことはロシア最高商事裁判所の2024年6月6日付全体会議決定第35号で規定されている。契約破棄後も何が有効かについては、第1に、その性質上、契約破棄後も適用されるのが当然な事柄である。たとえば、商品や役務の保証義務、合意管轄条項、準拠法の条項などがあげられる。第2に、契約解除後の当事者間の関係を規定することを目的とする条項は、契約破棄後も有効とされる。例をあげると、支払い済みの前渡金の返還規定などである。それ以外にも、当事者が契約に盛り込めば、契約解除後も有効となる条項がある。その中で最も一般的なものは、機密保持条項、競業禁止条項、などである。重要なことは、義務が有効であれば、それを担保する条項も有効だということである。

現状の裁判実務では、不可抗力が認められるかどうかについては、誰が不可抗力を訴えているのかによる。一般的に、外国の個人や法人の場合には、制裁の影響は不可抗力事由とは認められず、事業リスクとみなされる。もっとも、こうした裁判実務は一様ではなく、ロシアの裁判所は、外国からの制裁をどう捉えるべきかについて自問を続けている。不可抗力事由は、①非常事態性、②不可避性の二つを特徴とする。我々は、クライアントに対し、契約へ不可抗力条項を明記しておくことを勧めている。そうすれば、実際に不可抗力事由が発生したら、契約の不可抗力条項を確認し、それに従って行動すればよい。段取りとしては、契約の条件に従って相手方に不可抗力をまず通知する。次に義務履行のために講じた措置の証拠を集める。そして、第三者から義務の履行が不能になっていることを記した書面も入手しておく。その他、ロシア商工会議所の不可抗力証明書を取得することも有効な手段と言えよう。忘れてならないことは、不可抗力事由の発生を決定する権限は裁判所のみにあるということだ。

履行不能による義務解除は、当事者いずれの責任にもよらず履行不能状態が発生した場合に適用される。債務者が債権者の過失によって義務を履行できない場合、債権者は債務の返還を求めることはできない。ただし、履行不能による義務解除には、①障害の除去ができないこと、②義務を履行することができないことという二つの条件がそろっていなければならない。たとえば、ロシアへ商品を供給する際、客先のロシア企業が制裁対象となった場合、ロシアの裁判所はこれを履行不能と認める場合がある。履行不能が発生した時点から、それによって発生するリスクを当事者自身が負うことになる。その際、履行不能が認められるためには、過失または自身に責任がないことを、高いレベルで立証することが求められる点に注目しなければならない。

また、「重大な状況の変化」が生じた場合には契約の変更または解除を要求することができる。その際、当事者は①当該の状況の克服が不可能であること、②当該の状況を予見でき

なかったこと、③契約を履行した場合に著しい損害が生じることを証明しなければならない。重大な状況変化と認められうるのは、状況変化の程度があまりにも大きく、もし当事者がこれを合理的に予見できた場合、そもそも契約を締結しなかったであろうとされるケースと言えよう。ロシアの裁判所の判例をみると、異例な状況だからといって、ただちに「重大な状況変化」と認められているわけではない。たとえば、インフレの進行や金融危機、為替レートの大きな変化などは認められない。

以上、①不可抗力、②履行不能、③重大な状況変化についてみてきたが、裁判実務では、この3つは互いに排他的ではなく、それらを同時に利用して自らの立場や主張を訴えることができる。

(3) 契約の一方的解除

一般的にロシアの法律では、契約履行の一方的拒否は認められない。しかし、例外もある。それは法律に記されているか、または契約に規定されている場合である。法的根拠はロシア民法典で規定されており、同法典では、契約違反があった場合には一方的な契約解除が認められると定めている（民法典第463条第1項ほか）。たとえば、売買契約において買い手が契約履行を拒否できる権利として、売り手が売却した商品の引き渡しを拒否した場合などがあげられる。また商品の品質が要求を満たしていない場合も同様である。その他、一方が重大な違反した場合には、他方は契約を解除することができる。

それ以外に、明確な根拠を証明することなく、無条件で契約解除できるケースもある。たとえば、請負契約においては、請負業者が業務を完了する前であれば、発注者はいつでも契約を解除する権利を有する（民法典第717条）。役務提供契約の場合、発注者側にも役務提供側にも、一定の条件下で一方的に契約解除する権利がある。法律により一方的な取引の拒否が認められていない場合でも、当事者は「契約自由の原則」に基づき、契約書にそうした事由を盛り込むことができる。

我々は、契約の文面に一方的拒否の条件や手順を明記することを推奨している。たとえば、相手側が契約違反をした際には一方的に解除できる、あるいは一定の条件が発生した場合に一方的に解除できるといった条項を契約に明記する。なお、後者の場合、「一定の条件」についても事前に契約書に記載する必要がある、例としては、企業の倒産や清算する場合や一方の会社の持ち主が変わった場合、為替レートが大きく変わった場合、といった点を記載することが可能だ。また、明確な根拠のない、あるいは明確な根拠を説明する必要のない解除についても、契約書に盛り込むことは可能である。こういった場合、「いつでも解除できる」と記載することになる。

一般的に、一方的な解除は、相手方の当事者へ通知を送付し、通知を相手方が受け取った時点で正式に成立する（民法典450.1条第1項）。しかし、双方の合意によって契約解除日を別途設定することも可能である。また例外的なケースではあるものの、いわゆる「暗黙の行動」

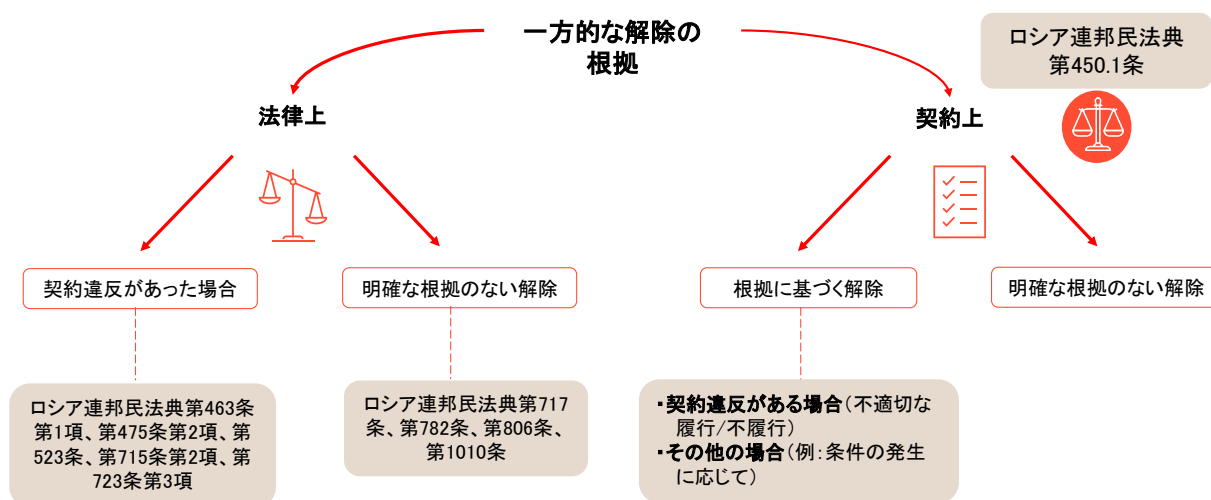
をとることで、契約は破棄されたとみなされることもある。たとえば、代替となる別の契約を締結した場合などがこれにあたる。また契約の当事者は一定の事象や条件が発生した場合、一方が自動的に契約解除できる権利を契約書に盛り込むこともできる。

もう一つ重要な事項は、解約料（Termination Fee）である。解約料を支払うことによって一方的に契約解除することができる条件を定めることもできる（民法典第310条第3項）。その際、解約料が設定できるのは、法人または個人事業主間のB2Bによる契約のみということになる。解約料は双方の合意によって決定されるものであり、契約不履行や不適切な履行に対する違約金とは異なる。また、契約で定められた解約料が、契約解除によって生じる不利益に対して不釣り合いであることが証明された場合、裁判所の決定に基づいて解約料が減額されるケースもある。なお、関連する法律に「強行規定」がある場合、契約解除に金銭の支払いを設定することはできない。また、事前に双方の合意があれば、無償で契約を解除するという条件を設定することも可能だ。

明確な根拠のない契約解除の場合、どのような責任が発生するのかについては法律に定められており、多くの場合、損害賠償や費用弁済が規定されている。民法典では、請負契約、役務提供契約、運送契約などについての規定がある。たとえば、役務提供契約の場合、実際に支出された費用を弁済することで、発注者が一方的に解除できるとされている。また発注者が負った損害を全額賠償することによって、役務の提供側も一方的に解除することができる。

我々が強く推奨しているのは、契約書において一方的な解約の条項を、曖昧さや複数の解釈を避ける形で作成するということである。すなわち、一方的な解約に関する詳細なオプションを規定しておくことである。また、通知の期限や通知受領条件、通知方法など手続き的な面に関しても規定しておく必要がある。ペナルティなしに最低限の弁済で一方的な解除ができるよう合意を行うことを、契約書に盛り込むよう推奨している。

図表1 契約の履行を一方的に解除する方法



(4)商業契約の訴訟有効期間と契約期限

ロシアにおける商業契約に関する損害賠償請求権の時効は一般的に3年である。商業契約で時効の問題が注目されるのは、2022年第1四半期に対ロ制裁が始まり、2025年第1四半期に3年を迎えることからである。したがって、制裁で被害を受けたロシア企業の多くが2025年第1四半期に時効を迎えるため、その時期に新たな訴訟の波が発生する可能性が高い。また、特別な時効もある。たとえば、取引の無効を確認する請求や商品の運送契約に関する請求は時効が1年となる。ロシアでは訴訟有効期間が非常に短い。訴訟有効期間の起算日は、以下の二つの要素に基づき設定される。一つは権利侵害が把握された時点、二つ目は誰を被告として訴訟を提起するのかを確定（被告適格）した時点である。

ロシアの法律では、時効の停止、中断、更新が定められている。時効停止の場合、時効がいったん止まるということになる。たとえば、ロシア政府が義務履行猶予（モラトリアム）を導入した場合がこれにあたる。これ以外にも、法律が規定するところの裁判前の紛争解決手続きを行う場合も時効は停止する。また時効の中断では、一般的な中断の解釈とは異なり、時効の進行がリセットされ、ゼロから時効期間が再スタートする。時効の中断が認められるのは、被告による債務を認める行為があった場合である。たとえば、被告が催告の内容を認めた場合や債権照合確認書が作成された場合、その他債務者がなんらかの書面で債務の存在を認めたという行為があった場合である。

重要な点は、ロシアの3年という時効期間は、当事者双方の合意によって変えることが絶対にできないということである。上述の1年間の時効も同様であり、いずれも法律で定められていて変更することができない。

他方、契約の有効期限については、双方の合意または一方の請求に基づく裁判によって変更することができる。ただし、対外貿易契約の期限延長は、ロシアにおいては法律で通貨管理が厳しくなっていることから、注意が必要である。つまり、相手方の義務履行がない状態においてロシア側の企業が契約期限を何度も延長した場合、輸出収益の本国送還（Repatriation）義務に違反する行為であるとロシア当局にみなされる可能性がある。また、契約の効力停止については、契約上の規程を根拠として行うことが可能である。最も一般的なのが、不可抗力事由の発生、相手側からの反対給付（商品引渡しに対する代金支払いなど）がない場合である。

契約解除においては、悪影響のリスクや当事者間の意見の相違を最小限にするためにも、合意による契約解除が最良であると考えられる。しかし、そのためにはいくつかの形式を踏まえる必要がある。まず、解除される契約と同じ様式で解除合意書を作成し、締結する必要がある（民法典第452条第1項）。契約は合意の日をもって解除されたものとみなされるので注意しなければならない（民法典第453条第3項）。他方、双方で別の契約解除日を設定することも可能であり、それは将来の日付でも過去の日付でも問題ない。したがって、我々としては、契約の有効期間の最終日に設定することを解除合意書に明記することを推奨している。

図表2 商業契約の場合の訴訟有効期限

3 年

- ロシアでの一般的な
訴訟有効期限

起算日	被告による違反ならびに被告適格について、出訴者が把握したか、もしくは把握したはずとされる日 通常は所定の契約期間の最終日
停止	モラトリアムの導入、裁判前における解決 請求状の送付により、訴訟有効期限までのカウントを停止できる
中止	中止の場合、カウントは新たに開始される 債務の承認もしくはその一部の履行によって、訴訟有効期限までのカウントが中止される

(5)ロシア側パートナーの破産に伴うリスク

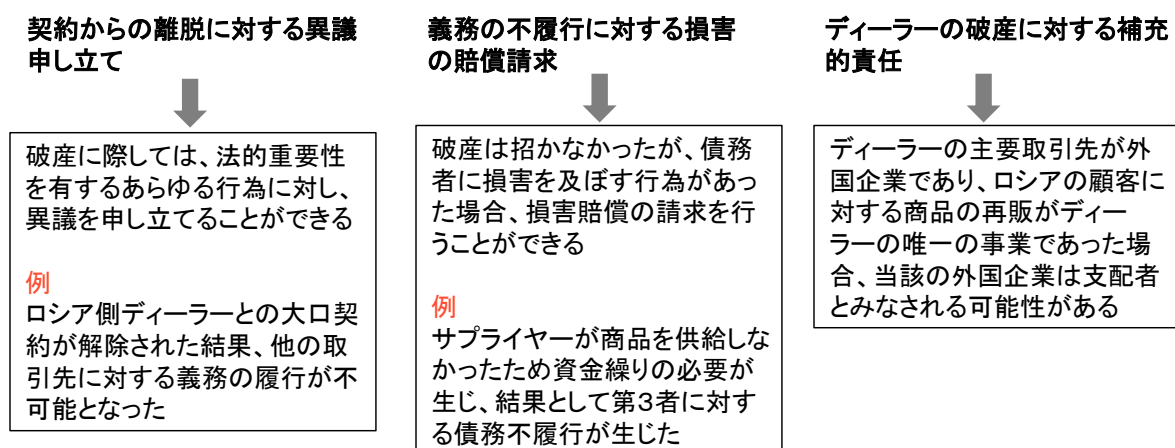
パートナーたるロシア企業が破産した場合、破産手続きに際して過去数年の行為がチェックされることから、すべての取引先がリスクにさらされる。グループ内の企業のみならず、外部の独立した企業もリスクを負う可能性がある。

ケースとして考えられるのが、たとえば、ある企業がロシアの企業との契約に関して、制裁によって商品輸出の採算が合わなくなり、ロシア側ビジネスパートナーへの輸出契約を解約したという場合だ。ここで一方的な契約解除を行った場合、取引相手の債権者の財産権を侵害する行為であると、裁判所からみなされる可能性がある。たとえば、ロシアのディーラーとの大口契約を破棄したことで、ディーラーが他の取引先との義務を履行できなくなり破産した、というような事態である。こうしたリスクにさらされるのは、ロシアのパートナーの破産からさかのぼって3年以内に行われた一方的な契約解除の場合だ、という点に注意する必要がある。ロシアの破産法では、この3年間は「疑惑の期間」と呼ばれている。

次にあげる状況は、義務の不履行に対して損害賠償請求が行われるケースである。これは、外国の取引先の行為がロシア企業の破産の直接的要因になったわけではないが、ロシア企業の債務者に対しては損害をもたらした、とされるケースである。たとえば、サプライヤーである外国企業が制裁により商品を引き渡さなかったことにより、ロシア企業に資金繰りの必要性が生じ、第三者に対する債務不履行が生じた、というようなケースである。この場合、外国の制裁措置に従うことは「不誠実な行為」とみなされ、不可抗力を認められないため、当該サプライヤーによる商品の引渡し不履行は、当該外国企業に対する損害賠償を請求する根拠となりうる。

さらに場合によっては、サプライヤーが相手方（ディーラー）の債務に関する補充的責任を問われる可能性もある。補充的責任の金額は、一般的に債権者リストに記載されているすべてとなる。補充的責任を問うには、いくつかの条件を満たす必要がある。たとえば、ディ

図表3 ロシア連邦のパートナーの破産に伴うリスク



ディーラーがサプライヤーの子会社で、親会社の製品の販売を唯一の事業とする場合に適用されるケースが多い。この場合、親会社が債務者の支配者であると認定される。債務者の支配者とされる企業を定義する基準としては、債務者への影響力、すなわち債務者に対し絶対に遂行しなければならない条件を与えることができたり、債務者の行動を決定できたりすることがあげられる。最高裁判所はこの解釈を拡大する形で、債務者の行動から利益を得たものであれば、債務者の支配者と認められうると指摘している。また債務者に対して影響力を行使できる期間も考慮される。補充的責任を問えるのは、ロシア企業の破産の兆候が発生した時からさかのぼって3年以内である。

現在、我々はロシア企業の破産事件において複数の外国企業の代理人を務めている。こうした事例にはいくつかの特徴がある。一つ目は、主張の立証のための証拠集めが難しいことである。（子会社に対する）補充的責任の根拠となりうるものとしては、ごく一般的な日常のやりとりや商業取引などがあるが、証拠は債務者自身や第三者の手元にしかない、そして外国にある企業はすでに証拠となるものを処分してしまっている、という事情につきあたる。

そしてもう一つの特徴は、被告の数が多いという問題がある。ロシア企業の破産において補充的責任を問う訴訟では、間接的な株主や受益者なども含めると被告が10以上になることもあり、裁判官に主張を伝えるにも苦勞することになる。裁判の件数が多いと審理が後回しになり、争点が見失われる可能性がでてくる。またもう一つの問題として、ロシアでは大企業の破産においては検察が訴訟に加わってくることがある。ある訴訟では、検察の請求により、補充的責任が問われていた被告（米企業）の銀行口座がすべて仮押えされた、というケースがあつた。

(6)第三国におけるロシアの判決執行

第三国におけるロシアの裁判所判決の承認と執行には様々な制度や手続きがあり、どの国

で執行されるのか、ロシアとの間に司法共助条約が存在するか、また同条約の中で執行手続きがどのように規定されているのか、によって異なる。すべては外国人である被告の資産がどこにあるのかによる。

CIS諸国の場合には条約が存在し、また現在の地政学的情勢を踏まえると、CIS諸国（とくにカザフスタンとウズベキスタン）ではロシアの判決が執行される可能性が相対的に高い。したがって、これらの国に資産がある場合、外国企業にとってはリスクが高まる。

中国の場合、ロ中間には国際条約があり、また2018年に中国の裁判所がロシアの裁判所の判決を実際に執行した例がある。これはロシアの企業が提訴したもので、中国側の被告が争おうとしたが、ロシアの裁判所の判決どおりに執行された。

トルコの場合、ロシアとの間に国際条約はないが、相互主義、国際令状に基づいて、ロシアの裁判所による判決が承認される可能性がある。2021年にはアンカラの商事裁判所がサンクトペテルブルグの裁判所の決定を承認し執行した例がある。この事例はトルコにおいて先例とされている。

アラブ首長国連邦（UAE）の場合には、ロシアはUAE含むアラブ諸国と司法共助条約を結んでいないが、UAEの裁判所は相互主義に基づき他国の裁判所の決定を執行する慣例がある。

一方、欧米諸国の場合、欧州連合（EU）諸国、英国、米国では、制裁関連の訴訟を含めて、ロシアの判決が承認される可能性は限りなく低い。司法共助条約が結ばれているか、相互主義の如何についてはまったく関係がなく、現状の社会政治情勢に関連して判断される。ただし、制裁にまったく関係なく政治色もない訴訟の場合、状況はさほど悪いとは言えない。たとえば、2023年にイタリアではロシアとの司法共助条約を根拠に、ロシアの一般裁判所が金銭貸借訴訟で下した、債務の差し押さえに関する判決を執行している。

最後に日本の場合、両国間には司法共助条約は存在しない。しかし、日本の判決がロシアで承認されたというケースが1例だけあり、これは2018年のことである。とはいえ、制裁の持つ特殊性は、この1件の判決を凌駕するものであり、実務上では2022年以降の事例を参照するべきだ。

2. ロシアにおける外国企業の勝訴事例と撤退規則の変更

ALRUD法律事務所／オフ・カウンセル
セルゲイ・ミラノフ

（1）ロシアにおける外国企業の勝訴事例

2024年2月から8月にかけて、ロシアの商事裁判において日本企業の弁護を行い、一審から三審までいずれにおいても勝訴した。日本が「非友好国」とされているにも関わらず、ロシアの裁判官は日本企業に対して偏見をあらわにすることなく、証拠と当事者の主張を冷静に吟味し、公正な判決を下した。

一審はモスクワの商事裁判所で行われた。本事案は貿易取引の訴訟であり、ロシアのA社と

B社が、日本のメーカーから高性能の工作機械を、ロシアのエンドユーザーのために輸入する取引を行った。現在はA社、B社いずれも破産しているため、A社の破産管財人が訴状を日本の企業に送付した。訴状の主な主張は、A社が代金の約8割を払ったにもかかわらず、日本から工作機械を調達できていないとして、送金した代金の返金を求める、というものだった。A社、B社ともに小さな商社である。

事件の概要としては、まずA社が日本のメーカーに見積りを依頼した。これに対して日本のメーカーは正式な見積もりを送付した。その後、今度はB社がその見積書の番号と発行日を記載した正式な購入注文書を日本のメーカーに送付した。日本のメーカーがA社に対し、なぜB社が見積りの金額を把握しているのか問い合わせたところ、A社からB社が関連会社であるとの説明を受け、これにより日本のメーカーはある程度安心した。その後、A社から契約書案が送付された。そして正式に契約が締結される前にB社から前払金として代金の2割程度が、その後A社から代金の8割が送金された。これにより代金の10割が送金された。その後、A社の代理人から日本のメーカーに対し、B社に納品してほしいと電話で要請してきた。書面では何も残っていなかったものの、日本のメーカーはB社に納品した。B社は通関手続きを実施し、予定通りエンドユーザーに転売した。現在、工作機械はエンドユーザーのもとで稼働している。

書類上の状態だけをみると、A社が日本のメーカーに前払いを行っているものの、何のメリットも享受していないように見える。そのためA社の管財人が日本のメーカーに前払金の返還を請求したという次第だ。管財人としては手数料や報酬、破産財団の拡大といった動機から、前払金をできるだけ取り戻したいと考えた。日本のメーカー側としては、反証資料が不足していることから敗訴となる恐れが高いという危惧があった。書類上でもA社とB社で株主が異なり、関連会社であるという証拠が簡単には見つからなかった。しかし、時間をかけてロシアの登記簿を調べたところ、見立てどおり最終的には同じ人物が便益者であるということが立証できた。

一審では、売買契約はA社であるものの、A社とB社は同じ経営グループの傘下に属していることから、B社に機械が調達されたことでA社に対する引渡し義務が履行されたとの判断が下された。二審、三審も同様の結論となり、原告は再審請求を断念し、日本側に有利な形で決着した。

現状、日本のマスメディアでは、「非友好国」である日本企業はロシアで公正な待遇を期待できるわけがない、裁判になったら負けるだろう、という声が強いように思える。だが、実はそうではないということが、上記の事案で立証できるのではないだろうか。

(2)「非友好国」企業の撤退に関わる新たな制限

2024年10月半ば、外国投資監督政府委員会から、「非友好国」企業の撤退取引において、「非友好国」の株主や所有者がロシアの子会社の株式や持分を処分する際の新たな制限が発

表された。ポイントは以下の2点である。

一つは、「非友好国」企業が有するロシア資産の売却額に関してである。これまでは、実際の売却価格は、第三者鑑定人による市場価値評価額から5割以上値引きした金額とされてきたが、今回の改訂で値引き率が6割以上に引き上げられた。

もう一つは、連邦予算への義務的納付（いわゆる「撤退税（Exit-Tax）」）に関してである。いわゆる「撤退税」は、従来、第三者鑑定人による市場価値評価額の15%とされてきたが、今回の改訂によりその率が35%に引き上げられた。もっとも、「撤退税」に関しては、売却側（外国企業）ではなく、購入側（通常、ロシア側）が支払うのがこれまでの慣習となっている。

Ⅶ. 対ロ制裁とロシアの対抗措置への外国企業の対処法

はじめに

以下は、2024年11月19日（火）にROTOBOが開催したロシア情報提供セミナー「米国の対ロ制裁とロシアの対抗措置、そして日本企業の撤退・残留戦略」の報告内容である。同セミナーでは、モスクワより全国オルタナティブ投資協会のアレクサンドル・パンコフ専務理事および法務・会計コンサルティング会社B1のオレグ・リヴォフ税務・法務・ビジネス支援部長、またロンドンよりDebevoise & Plimpton法律事務所のアラン・カルタシキン・パートナーを講師としてお招きし、①制裁下ロシアにおけるビジネスの現状と外国企業の選択肢、②米国の対ロ制裁とロシアの対抗措置への日本企業の対処方法、③ロシアにおける外国企業の撤退・残留に関する規制と留意事項といったテーマで報告をいただいた。

1. 制裁下ロシアにおけるビジネスの現状と外国企業の選択肢

全国オルタナティブ投資協会 専務理事
アレクサンドル・パンコフ

全国オルタナティブ投資協会（National Alternative Investment Management Association、略称NAIMA）は、ロシアにおける長期資金の市場の形成促進を目的とする団体であり、投資ファンドやプライベートキャピタル運営会社、年金運用会社、保険会社、法律・会計コンサルティング企業などを会員としている。活動内容としては、①長期資金に関わる調査及び会員への情報提供、②ロシアおよび外国での各種イベントの開催、③長期資金の市場の形成促進に向けた法的環境整備に関するロビー活動などである。

今回のセミナーの目的は、ロシアに対する制裁およびロシアによる対抗措置が行われている状況下で、ロシア国内で事業を行う上での焦眉の問題点を日本企業に紹介することである。また、外国投資家のロシアからの資産撤退に関する法律および法実務の変化についてレビューする。

現在、ロシアの投資市場は複雑な様相を示している。多くの外国企業や外国投資家が事業の売却や持分の処分などを通じてロシアからの撤退を進めている。この動きは金融や製造業、不動産など多岐にわたっている。また外国からの対ロ投資も低下傾向にある。逆にロシア企業が外国から資金を引き上げる動きもみられ、特に「非友好国」からの資金引き上げが顕著にみられる。これらの傾向は2022年および2023年に顕著であった。同時に、こうした危機的状況をチャンスととらえることも可能である。

現在、ロシアでは、M&Aが活発に行われている。これは、M&Aに対する需要が一時抑制されてきたことの反動ともいえるが、その背景には複数の要因がある。まずM&Aの対象の魅力

が増していることだ。最近では、撤退する外国企業は、極めて低い金額、EBITDAの2～3倍程度でロシア事業を売却している。また、外国投資家の撤退によって、ロシアのビジネスは、自らの可能性やニッチをじっくり見極める余裕を得た。また多くの分野においてロシアビジネスの再編を促す機会になっている。ただし、現状では、外国企業によるロシアビジネスからの撤退は沈静化しており、今後「非友好国」の投資家が大量にロシアから撤退するということはもはや起きないだろう。資産を退出させるためのツールとしてIPOの役割に注目が集まっており、それに関連して、ロシアの証券市場の魅力も増している。

現状としては、外国企業には、ロシアでの行動に関して4つのオプションがあると考えられる。第1に、事業継続である。すなわち、ロシアにおける商業あるいは生産活動を維持・継続していくことである。

第2に、ロシア事業からの撤退である。このオプションでは、外国投資監督政府委員会（以下、政府委員会）の承認を得て、随時更新される新たな規則に基づいて撤退する。

第3に、資産のスワップである。つまり、ロシアに存在する自社の資産を第三国のロシアの企業・個人の資産とスワップすることである。例えば、日本企業がロシアに各種資産をもっている場合、これをロシア以外の国にある資産と交換することによって、ロシアの政府委員会の承認を経て売却した場合に発生する大幅な値引き（市場価値評価額の60%以上、詳細後述）を回避することができる。これは金融用語でいうところの「資産交換」である。ただし、このプロセスでは、ロシアおよび第三国の規制当局による合意を得なければならない点などに注意が必要である。

最後に、ロシアにおける事業拡大である。競合する外国企業が撤退する機会を捉えて、その事業を買収するなどして売上を拡大する。ロシア側としても外国の企業や投資家にはロシアで活動を継続してほしいことから、このシナリオはロシア政府および経済界いずれからも歓迎される。

ロシアでは輸入代替の動きが活発化し、国内需要が増加しており、トルコやアラブ諸国といった「友好国」にとっては特に魅力的な状況となってきている。

2. 米国の対ロ制裁とロシアの対抗措置への日本企業の対処方法

Debevoise & Plimpton法律事務所パートナー
アラン・カルタシキン

(1) 米国による対ロ制裁の特徴

制裁を発動する国は米国以外にもあるが、米国による制裁が日本企業を含むあらゆる企業にとって、なぜ重大な意味をもつのかというと、米国の制裁が米国や米国以外の国を含む広大な地域、広範な分野をカバーするからである。

米国民および米国永住権保持者（グリーンカード保有者）、そして米国の法人（事業実施

地がどこであっても)は、米国政府による制裁の遵守が義務づけられる。また米国領域外にいる者が制裁違反を“誘発する”行動をとった場合、これも制裁に違反したとみなされる。例えば、日本企業が米国による対ロ制裁に違反する内容の取引において米ドルを決済に用いた場合、この取引は制裁に違反したとみなされる。

米国外での制裁違反でよく知られているのが「二次制裁」であり、米国以外の企業、例えば、日本企業が制裁対象の企業や個人と「重大な」取引を行った場合、米国の発動した制裁に対する違反とみなされる可能性がある。また、取引相手が取引の時点では米国の非制裁対象であっても、その後制裁リストに追加された場合には、やはり制裁違反を問われる可能性がある。したがって、以前には米国の制裁未指定の企業であっても、その後、制裁対象になってしまえば、その企業と取引を続けたり、たとえ取引を終わらせようとしている場合であっても、米国の制裁に違反したとみなされる可能性がある。なお、米国の二次制裁は自動的に発動されるものではなく、政治的な決定であり、米国大統領または米国大統領が委任した政府機関が発動を決定することになる。

米国は2023年12月22日付大統領令第14114号において、二次制裁の対象を拡大した。以下のように判断された外国の金融機関は二次制裁の対象となる恐れがある。第1に、米国によって制裁指定されたロシアの経済部門で活動する制裁対象の者(資産凍結対象者)のために、または右の者の名において、外国の金融機関が「重大な」取引を実施した、またはそれをサポートした。第2に、①制裁に関わる、しかるべき決定に記載されている商品のロシアへの販売をはじめ、「重大な」取引を実施もしくは支援した、または②ロシアの軍需部門に関わるサービスを提供した。なお、この場合の「軍需部門」については、幅広い捉え方がなされており、事実上、制裁対象に指定された経済分野であれば、それを「軍需部門」とみなすことができるようになっている。

また「サービス制限」についても考慮する必要がある。2022年4月8日付米国大統領令第14071号では、米国領または米国人からのサービスの輸出または再輸出に関わる制限である。例えば、日本企業は、自社のロシア支社に対する支援目的であっても、自社の米国支社から制限対象となるサービスを提供することはできない。制裁対象のサービスには、会計監査、信託管理、経営コンサルティング、量子コンピュータサービス、IT設計サービスなどが含まれる。

米国の制裁が実際にビジネスの実務上でどのような影響が及ぶかに関しては、以下の4つのポイントをあげることができる。第1に、契約上の義務の確認である。ファイナンス関連の契約を締結する時などには、制裁への抵触の有無を詳細に調べておく必要がある。第2に、自発的な制裁の順守である。米国による制裁の順守をグローバルに求めていく必要がある。第3に、取引相手に対する注意である。米国の企業や個人が参加する取引については、米国による制裁を常に意識しなければならない。第4に、サプライチェーンに関し、米国の市場あるいは米国のアクターが関係してくる場合、米国による制裁に抵触しないよう注意する必

要がある。

(2) ロシアからの撤退・残留の際の留意事項

以下では、日本企業がロシア市場から撤退あるいは残留する場合、そこに米国による制裁あるいはロシアの制裁対抗措置がどのような影響を与えてくるかをみていきたい。

ロシアから全面的に撤退する際には、一般的には、2つの選択肢がある。第1に、マネジメント・バイ・アウト（MBO）で、外国の親会社の強力な支援がなくても事業を維持していく能力を有する「現地経営陣」へ売却する方法である。第2に、事業の継続性を維持するに足る資源を有する「専門的な第3者投資家」への売却である。どちらから言えば、MBOの方が制裁に抵触するリスクは低い。しかし最近では、ロシアの投資家に売却するケースが増えている。というのは、その方がロシア当局からの承認を得やすいからだ。撤退取引にあたっては、売り手または買い手が、対ロ制裁を実施している「非友好国」のアクターであった場合、政府委員会からの承認を得る必要がでてくる。

ロシア市場から撤退を企図しても、どうしてもうまくいかない、あるいは良い買い手が見つからなかった場合には、清算をすることになる。

日本を含め外国企業がロシアから撤退せずにロシア国内にとどまろうとする場合、「一時的な外部管理」（2023年4月25日付ロシア大統領令第302号で規定）の導入というリスクが発生する可能性を考慮しなければならない。ただし、これまでロシア国内に残留し、事業を継続している外国企業の関連会社に対して、外部管理が導入された事例は一つもない。

ロシアから外国に配当を支払う場合であるが、もし支払う相手が「非友好国」のアクターであった場合、当局の特別な許可を得ずに行うことは困難ないし不可能となっている。配当を支払う許可を得るためには、外国の投資家がロシアにおける事業を維持し、継続していく意思を表明することが必須の条件となる。したがって、売却計画を実施しながら配当金の国外持ち出しを同時に行うことはできない。配当をロシア国外に持ち出せない場合、ロシア側債務者の申請に基づき、ロシアの銀行に開設されるルーブル建ての「S型口座」に配当を振り込むことになる。それが唯一の手段となる。

3. ロシアにおける外国企業の撤退・残留に関する規制と留意事項

B1 税務・法務・ビジネス支援部長
オレグ・リヴォフ

2024年10月15日、ロシア財務省は外国投資監督政府委員会による新たな規制措置を発表した（小委員会議事録抜粋268/1号）。撤退の際の国庫への任意拠出金（いわゆる「撤退税」）の比率が、これまでの第三者鑑定人による市場評価額の15%から35%に引き上げられた（図表1および図表2）。

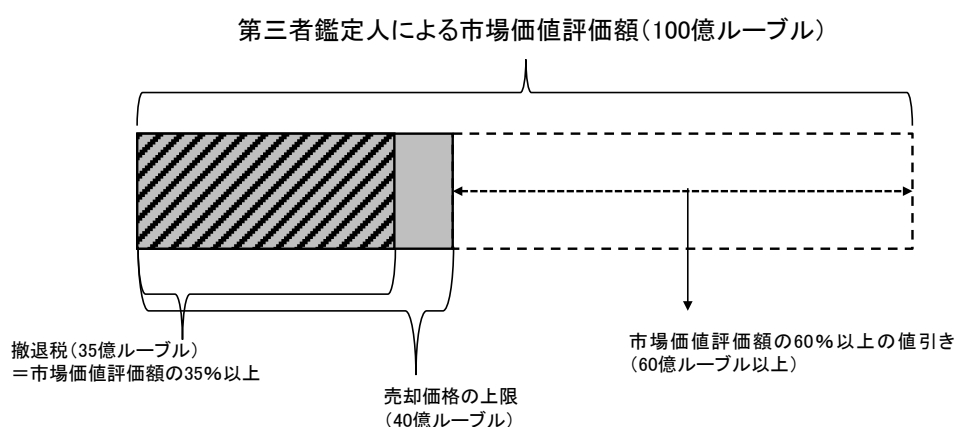
政府委員会および管轄省庁としては、外国企業に対しては撤退せずに残留してほしい、それにより税収や雇用機会を維持したい、というのが基本的な立場である。だからこそ、外国企業にとって、ロシアからの撤退が限りなく不利益になるような条件を設定している。

ロシアから撤退しようとする外国企業は、以下のような困難に直面することになる。第1に、撤退の承認に際しての政府当局による抵抗である。第2に、承認に至るまでの時間の長

図表1 「非友好国」企業が事業売却する際の値引き義務と「撤退税」

【2024年10月15日付外国投資監督委員会小委員会議事録268/1号】

売却価格の割引：60%以上が義務
 いわゆる「撤退税」：市場価値評価額の35%以上



図表2 「非友好国」企業が所有するロシア法人の株式・持分の売却に際しての要件の変遷

【2022年12月22日付外国投資監督委員会小委員会議事録118/1号】

- 資産売却の際、第三者鑑定人による資産価値評価額の50%以上の値引きを行わなければならない。



【2023年3月2日付外国投資監督委員会小委員会議事録143/4号】

- 第三者鑑定人による資産価値評価額の半分の10%以上(すなわち資産価値評価額の5%以上)の金額を連邦予算に納付。
- その際、値引率が資産価値評価額の90%超の場合、資産価値評価額の10%以上の金額を連邦予算に任意に納付する義務を負う。



【2023年9月26日付外国投資監督委員会小委員会議事録193/4号】

- 第三者鑑定人による資産価値評価額の15%以上の金額を連邦予算に任意に納付する義務を負う。



【2024年10月15日付外国投資監督委員会小委員会議事録268/1号】

- 資産売却の際、第三者鑑定人による資産価値評価額の60%以上の値引きを行わなければならない。
- 第三者鑑定人による資産価値評価額の35%以上の金額を連邦予算に任意に納付する義務を負う。

さである。後者については、経験上、最も承認が早く下りたのは2カ月半、最長では1年3カ月を要した。

良い結果を得るための方策として、「オーネストブローカー・アプローチ」と呼んでいる事例を紹介したい。経験上、政府機関に出向いた際、なぜ撤退をする決断に至ったかを以下のように率直に伝達すべきである。すなわち、当社としては、母国政府から強い圧力を受けており、自身の名義でこれまで通りに事業を継続することが困難になった、したがって当社とは別の事業体（例えば、ディストリビューター）に事業を引き継いでもらいたいと考えている、これによりロシア側は税収も雇用も確保され、製品の供給も継続され、ロシア政府とウィンウィンの関係になる、と。こうした点について、真実を包み隠さずに伝えることが、良い結果につながる。

その他、承認に関わる留意事項としては、「任意拠出金（いわゆる「撤退税」）」は、管轄省庁（農業省のこともあれば、エネルギー省、産業商業省、あるいは財務省のこともある）に対して支払うことになる。その際、これら管轄省庁は、「任意拠出金」の出どころに強い関心を示す。例えば、買い手が「任意拠出金」の支払いに借入金をあてる場合、借入契約のコピーの提示や、当該金額の契約上での記載確認が求められることが多い。

次に、グループ内の企業同士に互いに債務があるケースに関し、これがグループ内のものであると証明された場合には、政府委員会は両者の差額分を外国側の企業が受け取ることを認めるという場合が往々にしてある。ただし、この債務がグループ内ではあるが外国の親会社（あるいは所有者）に対する債務であった場合、全額を返済あるいは償還することを政府委員会は認めないこともよく生じる。また償還額が高額になり、なおかつグループ内債務の償還の場合、両方について承認が得られることはまずないといってよい。

資産を売却するアセットディールの場合、当該資産が不動産でなければ、形式的には許可は不要とされている。しかし、売却される資産がビジネスの多くの部分または全部を構成する場合、許可が必要となる旨を口頭で指摘されることがある。

商標や特許などの知的財産権に関しては、産業商業省が、取引後に知的財産の排他的権利がロシア国内に残るかどうかについて強い関心をもっている。ロシア国内でローカライズするためにこの知的財産権を買い上げることも、時間はかかるが可能である。

最後に、取引に用いられる通貨、ならびに取引後の送金先の銀行に関しても政府当局が関心をもつケースがある。「友好国」の銀行にルーブル建てで送金する場合には当局の承認を得やすい。例えば、アルメニアの銀行にルーブル建てで送金する、といったケースである。

「非友好国」の銀行にユーロ建てで送金する場合でも、許可がでないわけではない。しかし、この場合、ロシア国内の通貨市場での買い付けや限度額の設定といった制約が課せられることが往々にして起こる。

VIII. ロシアの反制裁措置と外国企業のリブランディング

はじめに

以下は、2024年12月3日（金）にROTOBOが開催したロシア情報提供セミナー「ロシアの制裁対抗措置の新動向と外国企業のリブランディングの展開」の報告内容である。同セミナーでは、SEAMLESS Legal法律事務所（モスクワ）より2人の専門家を講師としてお招きし、ロシアの制裁対抗措置の新動向や、外国企業のリブランディングの展開などについて解説を行っていただいた。

1. 制裁対抗措置に見る規制および実務における新動向

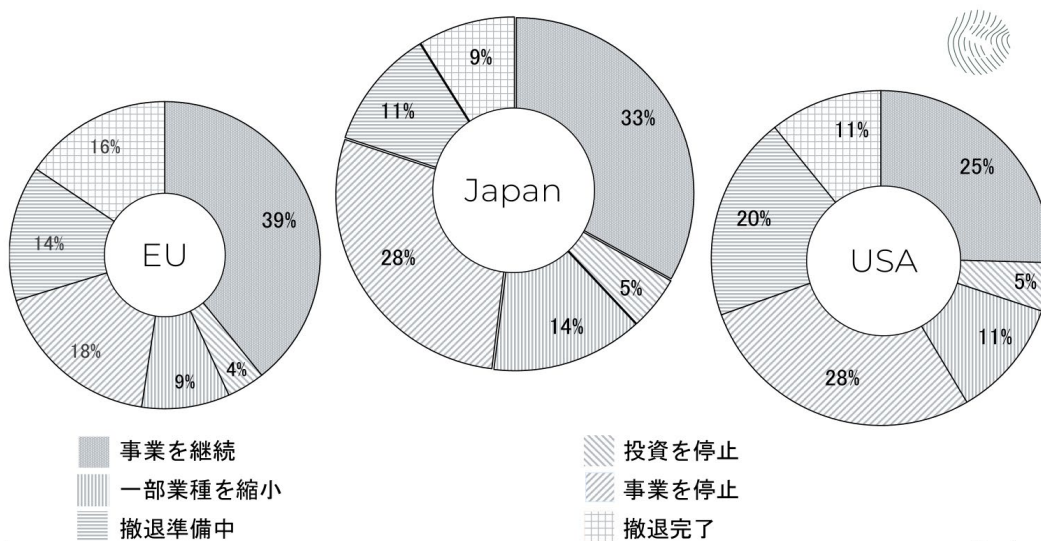
SEAMLESS Legal法律事務所カウンスル
ゲオルギー・ダネリア

(1) ロシアにおける西側ビジネスの動向

ロシアの制裁対抗措置について、新しく導入された点や変更点に焦点を絞って説明することとしたい。

まず後掲のグラフ（図表1）からは、日本企業のロシアからの撤退・残留を巡る動向は、欧米企業のそれとは少々異なっていることがわかる。以前は「撤退完了」の企業の数には、日本と欧米との間で大きな違いがあったが、現在では相互の構造は似たものになってきている。なお、このグラフのうち、「事業を継続」「投資を停止」「一部事業を縮小」に当てはまる企業については、あくまでも仮定的な数字であることに留意ありたい。事業は継続しているものの、以前と同じ規模で同じようにすべての業務を継続している企業は多くはないと考える。

図表1 2022年以降のロシアにおける西側ビジネス:最新の統計



グラフ上では「投資を停止」と回答した日本企業は5%となっているが、周知のとおり日本企業は対ロシア投資をほぼゼロにしている。そのほか、「撤退完了」は9%となっている。また「撤退準備中」と回答した11%の日本企業については、外国投資監督政府委員会に提出する書類を準備しているか、あるいはそれに近い状態にある。日本企業のうち28%が選択した「事業を停止」に関しては、これは外国企業の間で幅広く使われているオプションである。ロシア市場でプレゼンスを維持しつつも、現時点では事業を実施しないということを意味する。

(2)外国企業の外部管理と撤退税の引上げ

ロシア政府が外国ビジネスの「収用」に関する措置を示唆した際、日本企業を含む外国企業は、この措置がどの程度の規模で実施されるのか、大規模に実施されるのではないかと、大きな懸念を感じた。しかし、実際にはこの措置はかなり限定的に実施されている。

ロシアには法律上、外国企業が保有する資産の直接収用については規定がない。したがって、実際には「外部管理」という措置が適用されることになる。

手続きとしてまず挙げられるのが、連邦国家資産管理庁が外国企業のロシア子会社の株式（もしくは持分）を一時的に管理下におくものである（2023年4月25日付大統領令第302号）。管理下に置かれる企業のリストへ新たに企業が追加されることもあれば、リストから除外されることもあり、例えば、Danone（仏）の子会社の資産は、このリストから除外された（2024年3月13日付大統領令第186号）。もう一つの手続きとして、外国人の割り当てを除く従業員や資産をロシア企業に移すというものである。Wintershall社（独）とOMV社（オーストリア）の事例を「収用」の事例として挙げるができる（2023年12月19日付大統領令第965号および第966号）。だが、重ねて強調するが、こうした措置は選択的かつ限定的に行われており、大規模に行われているわけではなく、その傾向は今後も同様が続くと思われる。

ロシアからの撤退に際しての要件や基準は、全体的な傾向としてより厳しくなっている。特に「撤退に際しての国庫への任意拠出金」（いわゆる「撤退税」）は、従来の市場価値評価額の15%から、35%に引き上げられた（2024年10月15日付外国投資監督政府委員会小委員会議事録第268-1号）。分割払いが可能であるが、大きな支払い額となり、売却価格ではなく市場価格である点にも注意が必要である。原則として、この任意拠出金（撤退税）は買い手側が支払うケースが多いが、買収される側が支払った事例もある。買収される企業が任意拠出金（撤退税）を支払うことについては、管轄省庁がこれを支持するとは、必ずしも限らない。いずれにせよ、買い手が支払う場合であっても、撤退税の金額は取引価格に反映されることになる。

次のポイントとして、取引価格は市場価格の40%を上回ってはならない、すなわち60%以上値引きをしなければならない点である。したがって実務上、売り手が任意拠出金（撤退税）を支払う場合には、その手元には市場価格の5%しか残らないことになる。ただし、これは

確定したルールではなく、誰が任意拠出金（撤退税）を支払うかについて協議して決めることも可能である。とはいえ、実際の価値に比べて極めて少ない売却益しか得られないということは非常に象徴的である。

(3)グループ内取引の簡易手続き

全体として、グループ内取引の場合、手続きが簡素化されている。また、取引の当事者が「友好国」の者であるか、または「非友好国」の者であるかについては、あまり問題にはならない。

グループ内取引における手続きの簡素化について、まず挙げられるのは、取引の中で大きな負担となっている、第三者による資産鑑定が不要となる。この第三者鑑定については、費用面の負担のみならず、その鑑定結果の有効期限が6カ月しかないというネックがあり、外国投資監督政府委員会による承認手続きが長引いた場合、この第三者鑑定をやり直さなければならなくなるという問題があった。二つ目として挙げられるのは、国庫への任意拠出金（撤退税）が不要であるという点である。そして、三つ目としては、重要業績評価指標（KPI）の提出も不要という点だ。ロシア政府は、グループ内取引に関してはロシアからの撤退を前提とした取引とは概ねみなしていないことから、このような手続きの簡素化に至ったものと思われる。そして、こうした簡素化した手続きによって取引が承認されたという実例が存在する。

また企業の間では、「非友好国」の企業が持っているロシアの子会社の持分を、「友好国」の子会社に売却するということが行われている。実際、オランダの企業がロシアの子会社の持分をトルコの子会社に移転したという事例があった。通常、このような手続きが行われるのは、「非友好国」から「友好国」へと株式を移転する場合である。

全体として、関係省庁や外国投資監督政府委員会において、審査手続きの「遅滞」がみられる。これが始まったのは半年以上前からであり、2024年春に新内閣が発足したことによる人事異動や任意拠出金（撤退税）の見直しなどが原因と思われる。このことから、前述の簡素化された手続きではない、一般的な手続きで承認を得ようとする場合には、非常に時間がかかるのが現状である。以前、我々はクライアントに対し、承認には4～6カ月かかると説明していたが、現在では6カ月は確実に超えると説明しており、実際に審査に6カ月以上かかる事例を我々は目にしている。

(4)ロシア法人の清算

周知のとおり、外国の個人ないし企業が持分を保有しているロシア法人の清算に際しては、外国投資監督政府委員会の承認が必要となる（2022年3月1日付大統領令第81号）。我々の知るところによると、コンサルタントの中には清算に際して政府委員会の承認は不要であると説明しているところがあり、また実際にそのような事例もあると承知している。しかし、

最近、当事務所の専門家が外国投資監督政府委員会主催の説明会に参加したところ、どのような場合でも同委員会の承認が必要であるとの説明を受けた。したがって、政府委員会の承認を得ないで手続きを進めることはリスクが高いと考えられる。

ロシア法人の清算に関して、良い話を上げるならば、現在までのところ任意拠出金（撤退税）が適用された事例がないという点である。これについては確立したルールではないため今後変更がありうるが、少なくともこれまでに適用された事例はない。

(5)配当金の支払いと借り入れの返済

配当金の支払いや借り入れの返済について、基準や条件については従前のままである。月額1,000万ルーブルまでであれば（「非友好国」の債権者への支払いその他を合算して）支払いは可能である（2022年3月5日付大統領令第95号）。この金額を上回る場合は、外国投資監督政府委員会の承認を得るか、またはS型口座への入金となる。我々のクライアントの実例からはどちらの事例もみられるが、S型口座への入金は外国の投資家や株主にとって最もネガティブな事例である。

2024年において、配当の支払い及び債務返済に対する許可・承認は、事実上ストップしている。今後手続きの見直しが予定されていることがその理由とされる。また手続き上の変更点として、財務省から外国投資監督政府委員会へ担当の役所が変更となった。

2023年4月1日からは、一般的に求められる条件を遵守しなくとも、ロシア経済に対して投資を行っているという条件付きで、配当の支払いが承認されるようになった（2023年8月9日付外国投資政府委員会小委員会議事録抜粋第182/5号）。ただし、実例はなく、「ロシアへの投資」の意味するところや算定方法などについて不明点がある。もちろん、多くの外国企業にとって、これは選択肢に入らないことは承知している。また上限額の1,000万ルーブルに利潤税が含まれるか否かという点は、日本企業を含む多くの企業が懸念するところであった。これまでは支払い・送金を行う銀行しだいであったが、利潤税が含まれるという考えが、銀行の間では現時点では優勢となっている。

かつては、「非友好国」の投資家が配当金を受け取る際、ロシアの子会社に対して契約上債務があった場合には、これと相殺するというやり方が広く行われていた。これにより国境を越えて実際に金銭を動かすことなく、決済が行われていた（ただし、銀行によっては認められない事例もあり）。しかし、ロシア中銀はこれに関して公式声明を発出しており（2024年3月22日付ロシア連邦中央銀行公式説明第1-OP号および2024年10月30日付同第4-OP号）、債務返済や配当金の支払いについて特別許可の対象となった場合には、許可なく相殺することはできないとされた。サービスの提供に対する対価といった契約上の債務の支払いには許可は不要であるものの、配当金支払いについては許可を要するため、このような相殺については許可が必要となる。

2. ロシア市場における外国企業のリブランディング

SEAMLESS Legal法律事務所シニアパートナー

レオニード・ズバレフ

我々はロシアにおいて外国企業がいかに対処しているかについて分析し、上記図表（図表2）のように7つに分類した。

最も上の「変更なくロシアで事業を継続」については、イタリアのパスタ製品で有名なBarilla社を例としてあげることができる。同社はロシアで従前どおり事業を継続している。一方、周知のようにIKEAは最も下の「ロシアでの事業を終了」に当てはまる。同社はロシアでは製造も販売も行っていない。

（1）外国企業による事業継続の各種方法

まず新しいブランドでロシア市場に復帰した事例として、Coca-Colaをあげることができる。Coca-Colaのロシアの子会社は現在でもCoca-Cola HBCの傘下にあるが、商標についてはMulton Partnersに、商品の名称はコカ・コーラからDobry colaに変更された。商品自体には変更はない。

別の事例として、ドイツ企業のHugo Bossとフィンランド企業のStockmanについて述べる。Stockmanは長らくロシアにて事業を展開してきたが、Hugo Bossのロシア子会社の株式100%を取得し、同子会社をLink Fashionに改称した。Hugo Bossのオリジナル商品を新しい商標の下で販売することを検討していたものの、Stockmanは資産をロシア企業に売却することを決定し、現在ロシアのStockmanのビジネスはロシア企業が所有している。Stockmanという商標については2023年末までロシア企業が使用できると設定されていたが現在でも使われ続けており、これは許可を得ていないものと考えられる。

図表2 2022年以降のロシアにおける外国企業の動向

変更なくロシアで事業を継続
新ブランドのもとにロシアで事業を継続
ロシアで事業を継続しているが、企業構造を変更（オフショア地域または「友好的」地域の中間企業をレイヤーとして追加
ロシア事業を売却したが、ブローカーを介してロシアへの商品供給を継続
買い戻しオプション付きで現地経営陣にロシア事業を売却
現地経営陣にロシア資産を売却、またはライセンスを供与
ロシアでの事業を終了

もう一つの方法として、第三国のブローカーを通じて商品を販売するという例がある。2022年、欧州からロシアの隣国への商品の輸出が、数十倍、場合によっては数百倍といった規模で増大した。2023年、ドイツからキルギスへの自動車輸出は、驚くべきことに5,500%増となった。同様の例は洗濯機や冷蔵庫といった家電製品でもみられる。キルギス、カザフスタン、アルメニア、ジョージアといった国々が、突如として欧州から家電製品を、2022年以前と比較して10倍、100倍または1,000倍といった量で買い込むようになった。ロシアの税関統計からは、これらの商品がその後ロシアへ再輸出されていることがわかっている。

次に、買い戻しオプション付きで現地経営陣に売却するという、ロシアから撤退したようで実は撤退していないというケースを見てみる。L'Occitane Internationalはロシアの子会社をロシアの経営陣に売却したが、新しい所有者の持分についてはL'Occitane Internationalに担保として差し入れられた。同社は買い戻しオプションも保持している。現在ショップは看板をラテン文字のL'Occitaneからキリル文字のЛ'Окситанに変更したうえで、以前と変わらない商品を販売している。

また、同様に買い戻しオプション付きで現地経営陣に事業を売却した事例として、McDonald'sがあげられる。同社はロシアにおいて直営店とフランチャイズの店舗を運営してきた。同社はロシアの全事業を最も大きなフランチャイズにまとめて売却した。商標も変わり、現在では「フクスナ・イ・トーチカ」となっている。McDonald'sは持分の100%を、公正な市場価格に基づいて算定される価格で、15年以内に買い戻すオプションを保有している。さらに同様の事例として、洗剤やシャンプー、ボディソープなどを製造するドイツ企業Henkel社の例を紹介する。同社はロシア企業ではなく、国際的な投資家コンソーシアムに事業を売却した。ブランドについては、ラテン文字のsyossからキリル文字のсьёссに変更している。同社は10年以内にロシア法人を買い戻すオプションを保有している。

また、日産自動車は、ロシア資産Nissan Manufacturing Rusを、ロシア産業商業省の直轄の国有企業である中央自動車エンジン科学研究所（NAMI）に売却した。日産自動車は6年間の買い戻しオプションを保有している。

その他、現地経営陣に資産を売却、またはライセンスを供与したうえで、買い戻しオプションを保持する、という事例も複数ある。すなわち、新名称の下でロシアでの独自発展を図り、かつてのオーナーがこれをサポートするという形になる。この事例については現在手続きの途中であること、また当事務所と当該企業との関係もあることから、どのような業界の企業かについてのみ明かすことができる。家庭用品・園芸用品の大手リテーラー、自動車旅行仲間探しの大手オンラインサービス、といった企業である。

（2）外国企業の知的財産保護と並行輸入

ロシアにおいて外国の個人および企業の知的財産権は、ロシア企業と同様に保護されている。2022年2月以降、ロシアの裁判所が「非友好国」の権利者の訴えについて、「非友好国」

であることを理由に権利の保護を拒否する判決を下した事例が2件あるものの、その後この2件の判決は上級審で覆されている。

とはいえ、制裁対抗措置においては特殊な状況がみられる。第1に、ロシアでは制裁対抗措置の一環として、並行輸入（権利者の合意を得ないまま、外国の商品を輸入すること）が認められている。第2に、「非友好国」企業の商標の利用または購入に際しての、特別支払い規程の導入である（2022年5月27日付大統領令第322号）。第3に、外国の権利者がロシアの権利者に対して知的財産を譲渡する際に、ロシア政府の承認が必要となったことである。以下それぞれ解説していく。

並行輸入についてまず指摘しておきたいことは、これが模造品や偽造品をロシアに持ち込んでよいということを意味しないという点である。そのような場合には、外国の知的財産権保持者は保護を受けることができ、そのような製品が持ち込まれることを防ぐよう、ロシアに求めることができる。

前述の通り、並行輸入が許可されたのは、多くの外国企業がロシア市場から撤退、またはロシア市場に製品の供給を停止して以降のことである。該当する商品が不足することを防ぐために、政府がその商品の知的財産の権利者の承認を得ずにロシアに持ち込めるよう、並行輸入を許可した。ただし、すべての外国製品の並行輸入が可能なわけではなく、ロシア産業商業省が作成した並行輸入リストに記載されたもののみ並行輸入が可能となっている。例えば、当該リストにはIKEAが掲載されており、したがってIKEAの商標が付いた商品をIKEAの許可なくロシアに持ち込むことは可能である。日本企業を含む自動車メーカーもリスト入りしている（例えば、2022年4月9日付産業商業省令第1532号）。

産業商業省による並行輸入リスト作成はロシア国内での商品の不足を防止することを目的としたものである。したがって、このリストは拡大する可能性も、また逆に縮小する可能性もある。

産業商業省がこのリストに商品を新たに追加または削除する際には、以下の二つの基準に沿って行われる。

第1に、ロシア市場における当該商品の重要性である。ロシア国内に代替となるような商品があるのか、また代替製品に何らかの問題があるのか、といった点が重視される。

第2に、当該外国企業が今後ロシア市場に残留するのか否か、という点である。前述のリストに数多くの自動車メーカーが記載されていたのは、それらの企業がすべて撤退してしまったということの意味している。

(3)ロイヤルティの支払いと知的財産の譲渡

外国の商標を使用する際のロイヤルティの支払いについては、特別な手続きが導入されている（2022年5月27日付大統領令第322号）。対ロ制裁を公に支持したものや、2022年2月23日以降に自身の知的財産のロシアでの使用を禁止したか、あるいは経済的事由以外の理由で

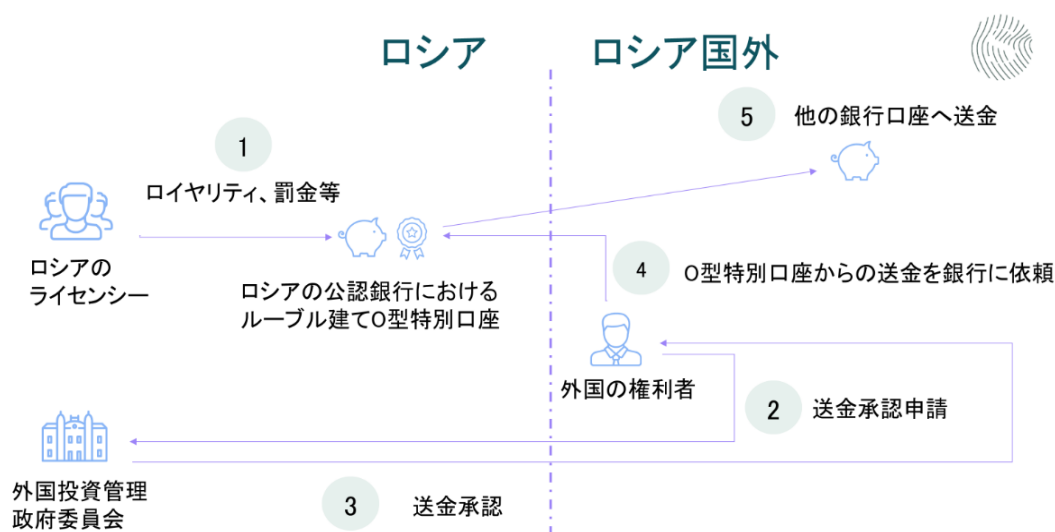
商品・サービスの提供を終了、または大幅に制限したもの、ロシアの軍事力行使やロシア政府の行動について信用を公に失墜させたかまたはこれらに関する偽情報を拡散したもの、人間の尊厳および公衆道徳に関する侮辱やロシア国家とロシアの公式シンボルに対する不敬等をインターネット上で流布したものに対して適用される。

次に、契約上発生したロイヤリティや違約金の決済方法について説明したい。まず外国の権利者は外国投資監督政府委員会から送金に関する承認を得る必要がある。次に、商標を使用するロシアのライセンシーは、ロシアの公認銀行に開設されたルーブル建てのO型口座に入金を行う。その後、外国の権利者は外国投資監督政府委員会に対し、受け取った入金を外国の銀行口座に送金するための申請を提出し、政府委員会は当該文書を審査する。政府委員会の許可を得た後、外国の権利者はO型口座が開設されている公認銀行に他の銀行への送金を依頼する、という複雑な決済方法となっている（図表3）。

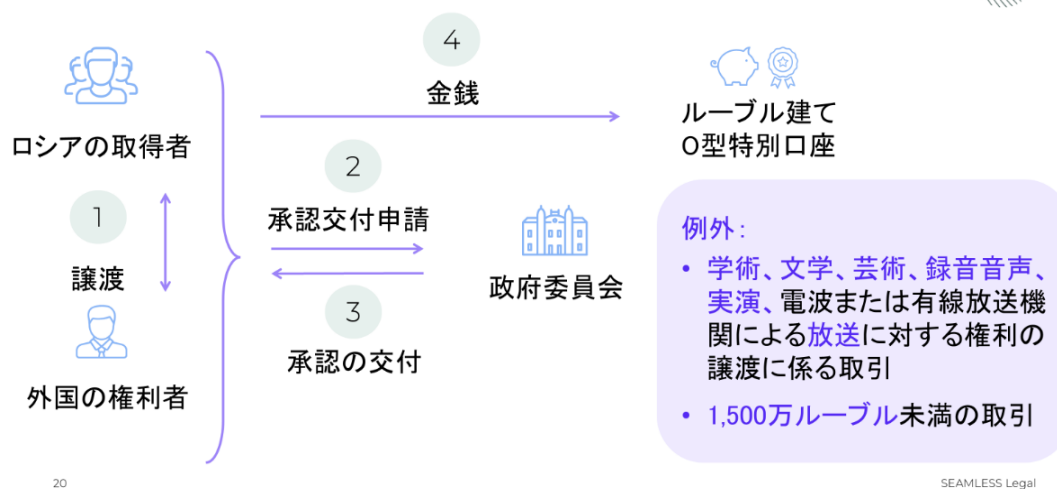
次に、外国の権利者からロシア企業への知的財産の譲渡に関しては、まず両者間で譲渡に関する契約が交わされた後、外国投資監督政府委員会に対して承認交付申請を行う。前述の事例と同様に、政府委員会が書類を審査し、これを承認したのち、契約で交わされた金額がロシアの銀行に開設されたO型口座に入金され、外国の権利者は政府委員会に対して、O型口座から外国の口座に送金するための承認を改めて求める、というプロセスを経ることになる。ロシア企業への商標の譲渡に関する手続きもまた同様に、複雑になったといえる。ただし、例外として、学術成果や文学作品、芸術作品などに関する権利の譲渡や、契約上の金額が1,500万ルーブル未満の場合には、承認が不要となる（図表4）。

最後に、外国の権利者の商標に関する、「強制的なライセンス供与」に関して言及しておきたい。これは裁判所または政府の決定によって、外国の権利者の知的財産またはその商標

図表3 契約上発生したロイヤリティ、罰金等の決済方法



図表4 知的財産の譲渡に係るロシア当局との調整プロセス



の使用権をロシア企業に移転するというものであり、これに際して補償は行われぬ。対象となるのは発明、実用新案、意匠など、主に製造に際して使用される知的財産にかかわるものである。

この強制的なライセンス供与に関する法的根拠として、以下があげられている。第1に、国防・安全保障、国民の生命と健康の保護に関する極めて重要な必要性がある場合である。第2に、特許が付与された日より3～4年にわたって権利者が対象の特許を使用していない、または十分に使用しておらず、当該の消費、役務またはサービスが市場に十分に供給されていない場合、となる。

これまでに見られた強制ライセンス供与の事例は、すべて医薬品に関連するものである。ロシアの法人・個人で、ロシアに生産拠点を有しているものは、ロシア政府が指定する医薬品についてロシア国内で生産してもよいことになる。これまで知られた事例としては、医薬品の「トリカフタ」や「スニチニブ」、「レムデシビル」、「セマグルチド」などがあげられる。例えば、このうち「レムデシビル」以外はがん治療に用いられる医薬品であり（「レムデシビル」は新型コロナへの治療に用いられる）、いずれのケースにおいても国民の生命と健康の保護において必要であるとされ、強制ライセンスが設定された。

強制ライセンスが設定されることによって、知的財産を有する外国の権利者は権利をなく奪われるわけではなく、権利を維持し続けることになる。ただし、ロシア国内で当該商品が製造・販売されたとしても、何ら利益を得ることができないことになる。この強制ライセンスの問題は、知的財産を有する外国の権利者が、ロシア国内で製造される商品に対して品質管理を行うことができない点である。当該医薬品を市場に供給することへの必要性が、品質に対する懸念よりも優先された結果として、強制ライセンスが設定され、製造がおこなわれるということである。

第3部 付属資料

IX. 「非友好国」企業の知的財産権に関わる大統領令

1. 2022年5月27日付ロシア大統領令第322号(外国の知財権利者への義務履行の暫定手順)

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」、同2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」および同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置に加えて、以下を決定する：

1. 以下の者に排他的権利が帰属する知的活動の成果物および（または）識別手段の利用にかかわる債務（以下、「債務」）をロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体および居住者（以下、「債務者」）が履行するにあたっての暫定的な手順を定める：

a) 外国の権利保持者であって、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を含む）もしくは主たる事業場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者；

b) 権利保持者であって、外国国家、国家連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）組織が、ロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対する政治的または経済的制裁の発動または延長としてあらわれる制限措置を実施することを公に支持した者、またはそれらの措置の実施を公に呼びかけた者；

c) 権利保持者であって、2022年2月23日以降にロシア連邦領内において知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することを禁止した者、または1社（1人）もしくは数社（数人）の法人および自然人に対してそのような利用の禁止措置をとりきめた者。ただし、当該の行為が本項b)号に掲げる制限措置の実施に、または経済的合理性とかかわりのないその他の理由に起因するものである場合にかぎる；

d) 権利保持者であって、2022年2月23日以降にロシア連邦領内における商品の生産（供給）、サービスの提供および（または）役務の履行を中止した、一時停止した、または大幅に制限した者。ただし、当該の行為が本項b)号に掲げる制限措置の実施に、または経済的合理性とかかわりのないその他の理由に起因するものである場合にかぎる；

e) 権利保持者であって、ロシア連邦およびその市民の利益の保護ならびに国際的な平和および安全の維持を目的としてロシア連邦領外において行われるロシア連邦軍の使用および（または）ロシア連邦の国家機関によるその権限の行使を貶めることを狙った行為を公になした者、または上述の目的のためにロシア連邦領外において行われるロシア連邦軍の使用および（または）ロシア連邦の国家機関によるその権限の行使に関するデータを含む明らかに虚偽の情報を正しい情報を装って公に拡散した者；

f) 権利保持者であって、「インターネット」などの情報通信ネットワークにおいて、人的尊厳および公衆道徳を侮辱する非礼な方法によって、ロシア連邦の社会、国家、公式の国家シンボル、ロシア連邦憲法またはロシア連邦における国家権力行使機関に対するあからさまな不敬を表現する情報を拡散した者。

2. 本令第1項a)号からf)号までに掲げる権利保持者（以下、「権利保持者」）に対する債務の履行を目的として、本令第1項a)号からf)号までに掲げる事態の通告を受けた債務者は、権利保持者に帰属する独占的権利の行使および保護に関連する報酬および料金、ならびに違約金（罰金、過料）およびその他の金銭罰を含むその他の金銭の支払いを、当該債務者が権利保持者の名義で公認銀行に開設した、債務にかかわる決済の実行を用途とする口座であるO型特別ルーブル口座（以下、O型特別口座）への送金によって行う。O型特別口座には、本令公布日時時点で債務者による債務履行期

限違反により権利保持者に対して未払いになっていた金額の送金も行うものとする。債務者に対する上記の事態の通告は、マスメディアおよび（または）情報通信ネットワーク「インターネット」上の国家機関公式サイトにおいて当該の情報が公開された場合に、これが行われたものとみなす。

3. 公認銀行（単数および複数）はロシア連邦政府がこれを定める。複数の公認銀行を定める場合、ロシア連邦政府はこれらの銀行に開設されるO型特別口座に関する情報を当該銀行間で交換する際の手順を承認する。この場合、情報の交換は権利保持者および（または）債務者の同意なしで行うことができる。本項にもとづく情報交換は銀行業務の機密保持義務違反にはあたらない。

4. O型特別口座には、ライセンス契約、サブライセンス契約、権利管理権限の移譲に関する契約（権利の集団的管理を行う組織が締結したものを含む）およびその他の契約であって、権利保持者に独占的権利が帰属する知的活動の成果物および（または）識別手段を債務者が利用することにかかわる報酬の支払いを定めたもの（以下、「契約」）にもとづく支払いも入金される。

5. 一人の権利保持者の名義で開設することができるO型特別口座は1口座のみとする。O型特別口座の開設は、債務者が公認銀行に送付した申請書にもとづいて行う。申請書の到着日時時点で申請書の送付を受けた銀行またはその他の公認銀行において当該権利保持者を名義人とするO型特別口座が開設済であった場合、申請書の送付を受けた公認銀行は、申請書を送付した債務者に対して当該のO型特別口座の情報を通知する。

6. 公認銀行は、権利保持者本人またはその代理人の立ち合いなしでO型特別口座の開設を行うことができる。公認銀行は、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法によって得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロリズムに対する資金調達に対抗する措置について」および同法にのっとり採択されたロシア連邦中央銀行の規定文書の要求事項にしたがって、新たな顧客である権利保持者、その代理人、受益者、実質的所有者の本人確認を、現下の状況のもとで入手可能なそれらの者に関する文書および情報にもとづいて、当該権利保持者を名義人とするO型特別口座の開設の日から45日以内に行う。

7. 権利保持者またはその代理人の郵便住所、電子メールアドレスおよび（または）連絡先電話番号に関する確かな情報が存在する場合、公認銀行は権利保持者またはその代理人にO型特別口座の開設について通告し、それらの者に当該口座の情報を伝達する。権利保持者は、債務者から相応の請求があった場合にはO型特別口座の情報を通知しなければならない。

8. 権利保持者の事業が、希望するすべての者との間に契約を締結すること、ならびに（または）権利保持者に独占的権利が帰属する知的活動の成果物および（もしくは）識別手段を利用するすべての者が権利保持者に料金を支払うことを前提とするものである場合、当該の権利保持者は、情報通信ネットワーク「インターネット」上の自らのサイトにおいてO型特別口座の情報を公開し、債務者がO型特別口座宛に送金を行うことが技術的に可能なようにしなければならない。

9. O型特別口座の取扱い条件は、同口座への支払いの入金および同口座からの引き出しにおける特異事項を含めて、ロシア連邦中央銀行理事会決定がこれを定め、当該決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公示される。O型特別口座はルーブル建てとする。

10. 権利保持者は債務者に対してO型特別口座宛の支払いに対する書面による同意（電子的またはその他の技術的手段を用いる場合を含む）を与えることができる。当該の同意の対象は、個別的な支払いとも、債務者が行う支払いのすべてともすることができる。

11. 権利保持者が債務者に対してO型特別口座宛の支払いに対する書面による同意を与えなかった場合、債務者は当該の同意書を受領するまで支払いを行わなくてもよい。この場合、債務者は、違約金（罰金、過料）およびその他の金銭罰の支払い義務を含めて、自らの義務に違反したとは見なされない。本項の適用に当たっては、権利保持者が本令第8項に定める義務を履行することを、O型特別口座宛の支払いに対する書面による同意を行うことに準じるものとする。

12. 債務者が本令の要求事項を適切に履行している場合、以前に適用された条件にもとづいて知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することに対する当該債務者の権利は維持される。

13. 権利保持者が本令第10項にもとづく書面による同意を与えたか否かにかかわらず、債務者がO型特別口座宛に支払いを行うことをもって、債務者による債務の履行は適切に行われたものとみなす。債務者がO型特別口座を用いることなく債務を履行することは認められない。外国通貨建て債務の履行は、外国通貨による（いかなる通貨によるかを問わない）債務の等価額であって、相応の支払いが実施された日当日のロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算された額のルーブルによってO型特別口座宛に送金された場合に、適切に行われたものとみなす。

14. 権利保持者、債務者またはそれらの者の代理人は、ロシア連邦における外国投資実施状況監視政府委員会に対して、債務者がO型特別口座に振り込んだ資金を権利保持者の銀行口座またはその他の口座（ロシア連邦領外に所在する銀行に開設されているものを含む）に送金することに対する許可の発行を申請することができる。必要な場合には、当該許可に上記の送金を行う際の条件を記載することができる。

15. 本令第14項に定める許可を取得することなしにO型特別口座にある資金を引き出して権利保持者あてに送金することは認められない。

16. 以下の要求を同時に満たす者は、本令第1項a)号に掲げる外国人（その支配下にある者）とはみなされない：

a) ロシアの法人または自然人の支配下にある（ロシア連邦ならびにロシアの法人または自然人を最終受益者とする）。当該の支配がロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国の法人を介して行われている場合も含む；

b) その者を支配下に置いていることについての情報を、本項a)号に掲げるロシアの法人または自然人が、ロシア連邦の法の要求事項にのっとりロシア連邦の税務機関に対して開示している。

17. 本令の条項は以下には適用されない：

a) 以下のために必要な知的活動の成果物および（または）識別手段を利用する権利を、本令第1項a)号に掲げる権利保持者が債務者に提供することを対象とする契約：

医薬品、医療用品、工業製品および農業製品、食品のロシア連邦内への搬入および（または）ロシア連邦内における生産；

通信サービス（データ伝送および情報通信ネットワーク「インターネット」接続に関するサービスを含む）およびトラフィック転送サービスの提供；

コンピューター、データベース、情報システムおよびデータ処理センター向けプログラムのロシア連邦内における開発および（または）利用；

b) 10万ルーブルまたは10万ルーブルと等価の外国通貨額を超えない支払いであって、個人用、家族用、家庭用またはその他の企業活動にかかわりのない用途を満たすために居住者である自然人が知的活動の成果物および（または）識別手段を利用することに関連して当該自然人が行うもの。ただし、それらのものの利用の目的が利益または収入の獲得でない場合にかぎる；

c) 本令第1項a)号に掲げる権利保持者であって、債務者との間に締結した契約における自らの義務を適切に履行している者。

18. 以下の機関に公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア連邦中央銀行 — 本令にもとづくO型特別口座取扱い条件の適用およびO型特別口座を用いた決済の実施にかかわる諸問題について；

b) ロシア連邦政府が定める連邦行政機関 — 本令の適用にかかわるその他の諸問題について。

19. ロシア連邦政府は10日以内に以下を行うものとする：

a) 公認銀行（単数および複数）を定め、必要な場合には当該銀行に開設されたO型特別口座に関する情報を公認銀行間で交換する際の手順を承認する；

b) ロシア連邦外国投資実施状況監視政府委員会が本令第14項の定める許可を発行する際の手続きを承認する。

c) 本令第18項b)号にもとづいて本令の適用にかかわる個別の問題に関する公式の解説を行う権利が与えられる連邦行政機関を定める。

20. 本令はそれが公布された日に発効する。

2. 2024年5月20日付ロシア大統領令第430号(外国の知財権利者への義務履行の手順追加)

若干の権利保持者の独占的権利の取得および特定の外国債権者およびその支配下にある者に対する債務の履行の暫定的手順について

ロシア連邦大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」、2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、2022年3月5日付第95号「若干の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」および2022年5月27日付第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置への追加として、以下を決定する。

1. 知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利の取得が行われる取得者と権利保持者との間の取引の実行、ならびに当該の取引にかかわる債務の履行および（または）履行の保障の暫定的手順を定める。

2. 本令において：

- a) 取得者とは、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体および居住者のことをいう；
- b) 非友好的国家の者とは、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国の者（そうした外国の者が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、ならびに、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を含む）もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国の者の支配下にある者のことをいう；
- c) 権利保持者とは、非友好的国家の者であって、自らが保有するところの知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利を、それらの権利の譲渡が盛り込まれた契約にもとづいて取得者に引き渡したか、または引き渡す義務を負っている者のことをいう；
- d) 外国債権者およびその支配下にある者とは、権利保持者が独立保証にもとづく受益者（再保証にもとづく最終受益者）または債務引受によって担保されている債務元本の債権者であり、本令第3項a)号に掲げる条件を含む許可書にもとづいて実行される取引または本令第4項が定める取引から生じる債務が、当該の保証（再保証）または債務引受によって履行が担保されているところの債務元本である場合において、非友好的国家の者であって、独立保証（再保証）にもとづく保証人（再保証人）または債務引受人である者のことをいう。

3. 本令第1項が定める取引は、権利保持者、取得者またはそれらの者の代理人の申請にもとづいてロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会によって交付される許可書にもとづいて、実行される。当該の許可書には必要に応じて次に掲げる事項を含めることができる：

- a) 当該の取引にもとづいて知的活動の成果または識別標識に対する独占的権利を取得することにかかわる報酬およびその他の支払い金（違約金〔罰金、延滞金〕およびその他の財務的制裁を含む）の支払いを、2022年5月27日付ロシア連邦大統領令第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって、同令第3項が定める公認銀行に開設された権利保持者、外国債権者およびその支配下にある者が債務にかかわる決済を行うための特別ルーブル口座（以下、「O型特別口座」）への金銭の振込みによって行う旨の条件；
- b) これらの取引のその他の実行条件。

4. 本令第1項が定める取引であって本令の発効日より前に実行されたものから生じ、かつ当該発効日現在でその全部または一部が未履行である債務は、権利保持者名義で開設されたO型特別口座に金銭を振り込むことによってこれを履行する。当該要求事項は、これらの取引にかかわる債務の履行

期限に違反して本令の発効日現在で実施されていない支払いに対して適用される。

5. 外国債権者またはその支配下にある者の名義で開設されたO型特別口座には、次に掲げるものが払い込まれるものとする：

a) 取得者が、独立保証（再保証）または債務引受から発生する、外国債権者またはその支配下にある者に対する債務を履行するために振り込む金銭；

b) 外国債権者またはその支配下にある者ではない保証人（再保証人）が、独立保証（再保証）から生じる、外国債権者およびその支配下にある者に対する債務を履行するために振り込む金銭。

6. 権利保持者、取得者、外国債権者とその支配下にある者またはこれらの者の代理人は、O型特別口座に振り込まれた金銭を、権利保持者、外国債権者とその支配下にある者の、ロシア連邦の域外にある銀行に開設されたものを含む銀行口座またはその他の口座に送金することに対する許可書の交付を求める申請を、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会に対して行うことができる。当該の許可書には、必要に応じてこの送金の実施条件を含めることができる。

7. O型特別口座に金銭を振込むことをもって、債務はしかるべく履行されたものと認められる。本令にしたがってO型特別口座に金銭を振り込んだ者は、違約金（罰金、延滞金）およびその他の財務的制裁の支払い義務を含め、自らの義務に違反したとはみなされない。本令の要求事項に違反してO型特別口座を利用せずに債務を履行することは認められない。

8. O型特別口座は、取得者により、権利保持者の名義で、ただし本令第5項に定める場合には外国債権者またはその支配下にある者の名義で、開設される。本令第6項が定める許可書を取得せずにO型特別口座から金銭を権利保持者、外国債権者またはその支配下にある者宛に引き落とすことは認められない。

9. O型特別口座の取扱い条件は、当該口座への振込みおよび当該口座からの引き落としの特異事項を含め、2022年5月27日付ロシア連邦大統領令第322号「若干の権利保持者に対する債務の暫定的な履行手順について」にしたがって定められる。

10. 次に掲げる取引には本令の定めを適用しない：

a) 研究成果、文学および芸術作品、実演活動（実演）の成果、録音、ならびに地上波放送またはケーブル放送組織の放送内容に対する独占的権利の取得が行われる取引；

b) 取得者の債務額が1,500万ルーブルまたは1,500万ルーブルと等価の外国通貨建て金額を超えない取引。

11. 以下のように公式の解説を行う権利を与える：

a) ロシア中央銀行にO型特別口座取扱い条件の適用、および本令にもとづいて行われるO型特別口座を用いた決済の実行の諸問題について；

b) ロシア連邦政府が定める連邦行政機関に一本令の適用の上記以外の諸問題について。

12. ロシア連邦政府は：

a) ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会が本令の定める許可書を交付するための手順を承認する；

b) 本令第11項b)号にもとづいて本令の適用における個々の問題に関する公式の解説を行う権利が与えられる連邦行政機関を定める。

13. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

令和6年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・提供事業 (2)ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける外資系企業の活動規制に関する調査

2025年3月発行

編集・発行

一般社団法人ROTOBO

ロシアNIS経済研究所

東京都中央区新川1-2-12

電話 (03) 3551-6218

©禁無断転載
